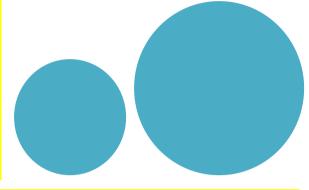
3-0%

政治史



ヨーロッパ政治史

講義ノート(第四学期)

(諸注音)

- ●これは第四学期法学部専門科目『ヨーロッパ政治史』のノートです。教官は飯田芳弘さんという放送大学の人です。
- ●法学部シケタイとは一切関係ないです。転載しようが何しようが勝手にしてください。
- ※2012 年度冬学期シケタイでは、法学部シケプリを無断で公開した人に制裁が下るぞなんてよくわからないことを言っていました。
- ●自分は日本史地理選択なので世界史の知識はありません。なので間違ってても知りません。ただ一応ですが、本だったり wiki だったりで確認は取れる時は取ってます。

◎目次

0 0 0	イントロダクション	4
1 0	はじめにいうこと	
2 0	前提	
3 0	注意(受講に関して)	
1 0 0		6
1 0	国家建設	
2 0	国家建設の歴史的前提、普遍帝国とその解体	
3 0	国家建設の内実(類型)	
	フランス革命とナポレオン帝国	9
1 0		
2 0	フランス革命	
3 0	ナポレオン	
300		12
1 0	自由主義 	
2 0	プルジョワの存在	
3 0	各国の自由主義	
400		13
1 0	産業革命と工業化	
2 0	イギリス産業革命と大陸諸国の対抗的工業化	
3 0	工業化による社会、国家の変容	
500	国民国家の時代	15
1 0	ネイションと言う人間集団	
2 0	国民国家の広がり	
3 0	国民国家の多様性	
600		17
1 0	19 世紀のグローバル化と自由主義的国家	
2 0		
	19 世紀末ヨーロッパにおける政治社会の変容	19
1 0	自由主義の後退	
2 0	新たな政治勢力の登場	
	政治体制の議会化	22
1 0		
2 0	例外としてのドイツ帝国	
	第一次世界大戦の起源	24
1 0	問題の設定	
2 0		
3 0	大戦の起源	
1000		26
1 0		
2 0		
1 1 0 0		29
1 0	_	
	ファシズムの定義問題	

1200	経済危機と政治	30
1 0	「金の足かせ」	
2 0	1930 年代の意義	
1300	第二次世界大戦の起源	33
1 0	ヨーロッパの国際体系の解体としての大戦勃発	
2 0	「ヒトラーの戦争」としての大戦勃発	
1400	戦後ヨーロッパと民主的福祉国家	35
1 0	戦後ヨーロッパにおける国家	
2 0	戦後国際政治のなかのヨーロッパ	
1500	「繁栄の 80 年」期における民主政治	38
1 0	自由民主主義体制の安定	
2 0	主な党派勢力	
3 0	政党システム	
1600	「繁栄の 80 年」期における福祉国家	42
1 0	戦後福祉国家の背景	
2 0	戦後国家と市場介入	
3 0	福祉国家のタイプ	
1700	「繁栄の 30 年」期における「成長の政治」	44
1 0	第二次大戦後における経済成長の歴史的内容	
2 0	第二次大戦後における経済成長の諸条件	
1800	ヨーロッパ統合の始動―超国家性と共同市場	47
1 0	統合の画期	
2 0	1950 年代の統合	
1900	価値観の変容と参加の拡大	49
1 0	「静かなる革命」	
2 0	体制への抗議と新しい社会への変動	
2000	石油危機への政策対応	<u>51</u>
1 0	石油危機とその打開策	
2 0	各国の対応	
2100	新自由主義の台頭	54
1 0	第二次石油危機への対応	
2 0	個別に対応をみていこう	
2200	ヨーロッパ連合の誕生	<u>56</u>
1 0	停滞の 70 年代	
2 0	80 年代後半の転換	
2300	政党政治の変容	59
1 0	「緑」の政治	
2 0	「急進右翼」の政治	
2400	福祉国家の再編の模索	62
1 0	1990 年代の改革の前提	
2 0	各類型における改革の取り組み	
2500	南欧における民主主義体制への「移行」	64
1 0	非民主主義体制	
2 0	南欧における民主化	
2600		68
	過去問	

000 イントロダクション

〈第一回〉

じゃあ始めまーす。今回は直接内容には立ち入らないので早く終わるかもだって!やったね!このあとも授業だから意味ないんだけどな。ちなみにこの飯田さん、めっさ早口と自称していて、実際その通りだった。

010 はじめにいうこと

011 講義の内容

この講義についてシラバスとかで紹介も見てもらったと思うけど、19世紀から今日まで(1990年代よりも後まではさすがにいかないけど。現代史になるし)の国家の発展を、比較政治史的な観点ももちながらみていこうと言うのが今回やっていくことになります。一言で言えばこれに尽きる。ヨーロッパでは EU とか出てきて、国家の役割とか必要性に疑問性が提示されているなかで、そのヨーロッパで始まった「国家」というものをちゃんとたどって行くことには意味があるはずだよね。もちろん歴史は国家が決める!そこに生きるマクロ的な視点は意味ない!という過激なことを言ってるわけじゃあなくって、あくまでこれは出発点だから安心してください。

012 講義前半について

この講義では 18 世紀末から戦間期という言葉、まあわかるだろうけど第一次、第二次世界大戦のあたりのことだけど、で表されるゾーンを前半を使って見ていこうと思う。

これは簡潔にいうとヨーロッパに「国家」という空間的領域的な秩序が形成された期間ということになる。国家と言う器が出来た時期を取り上げて区分しているわけだ。で、その「器」の中で、どのようにして民主化などの運動が進展していったのかということを次に話していくつもり。民主化は一つの近代化などの指標になるのだけれど、もう一つ国家が成り立つにあたって重要なのはイギリスから始まった産業革命、それから始まる工業化になる。というわけで、工業化と国際経済の発展、それに伴う国家と社会との関係の変化もここで見ていくものに含まれることになる。

013 後半について

そのあとは、第二次大戦後、時間的に可能な冷戦終焉後くらいまでを射程に話していくつもり。

ここでは前半の終着点(器できる→民主化→経済発展)がありながらも第二次大戦後に急速に(特にアフリカとかで)発展した民主化を見ながら、民主的な福祉国家というものの構造、そして変容を抑えていこうと思う。

ここで見ていく『民主主義』は必ずしも今我々が思うようなそれとは限らない。第二次大戦後には東ヨーロッパはおろか西ヨーロッパでさえ、およそ民主主義的とは言えない国家構造がまかり通っていた。こういう「亜種」にももちろん触れていくし、そこから今の議会制民主主義が発展していった流れを抑えます。

で、ヨーロッパで政治で 1960 年代以降と言えば、明らかに EU です。こういう国家統合にも触れますよー。

020 前提

021 ヨーロッパってどこなの

ここでこの講義のなかで大前提となる共通認識をいくつか形成しておきたい。

まずは「ヨーロッパ」について。ヨーロッパと一口に言うけれど、その中身は多種多様なのは明らか。地理的な概念としての「ヨーロッパ」というのが我々がまず想像するヨーロッパだとは思うのでそこからいこうか。ユーラシア大陸の西端に位置する半島と、その付属の島々がヨーロッパだよね。地図では。西には大西洋があって、南には地中海、北には北極海がある。東は少しめんどくさいけど、ウラル山脈に端を発してウラル川だとかそのあたりをなんかたどって行けばいいんだろ?ボスポラス海峡とかダータネレス海峡とかその辺りだろ。

このあたりは、相当あたりがローマ帝国の圏内で、キリスト教が優勢な土地が多かったという意味では文化的均一性を一定のレベルで備えている。だがしかし!今日のヨーロッパでは数えきれないほどの国民国家が存在し、非常に個性的なもの同士として並びたっていることは忘れてはならない。

この講義でのヨーロッパはそういう意味で、国家が<mark>多元的</mark>に秩序を作りなす、モザイク的な世界を指している。 (アメリカを人種のるつぼというのではなく、人種のサラダボウルと呼ぶ感覚だよね。そこには具体的存在とし ての個性的な「国」がちゃんとあるわけ。サラダボウルの中の野菜が目に見えるように)

こういう見方は、かつては出来ていなかったというのが実情。

結局ヨーロッパは近代化の象徴として、ある意味概念的に捉えられていたのは否めないし、そういう見方は今も残っている部分がある。貧しい人でもちゃんと生きていける社会のモデルを「ヨーロッパモデル」とか言ったりするけれど、このときのヨーロッパが地理的なものとは見えないよね。こういう概念的な見方ももちろんあるし、そういう観点も地理的ヨーロッパとしてヨーロッパを見る時に引きずっていないとは言えないのです。

022 対象とする時期と現象

大きくわけて、この講義が扱う時期は四つに分けられる。

- ①フランス革命と産業革命以前…この二つの出来事のせいで国家というものが生れたみたいなものなので、それに合わせて以前以後と区分してみていこうかなあと思う訳だ。
- ②フランス革命と産業革命〜戦間期…この授業の前半のメイン。さっきも俯瞰しながらいったけれど「国家」というものが多元的に存在するヨーロッパの光景が出来上がる様子はこの講義の核心の一つ。
- ③第二次大戦後~冷戦終結…『繁栄の30年』と呼ばれる。もちろん比喩的で、実際に繁栄していたかと言われるとぶっちゃけ微妙だけど。
- ④1990 年代…このあたりからは今日の政治に直接つながる政治のシステムやプロセスが出てくるところだね。 ここまではちょっと時間的に厳しいかもしれないけど。

こういう時期区分のなかで見ていく対象はさっきから言っているけれど、講義前半では「国家という<mark>領域的空間的秩序</mark>の形成過程」ということになる。国家というモノが各地にでき、ヨーロッパが「分割」され、他国化世界が成立する…。で、いったん国家が出来たら、その内部で民主化が進展、国家内部で工業化が進んで行く…さっきとまるで同じこと書いてるけど気にするな。それだけ「注目してほしい」ということなんでしょ。

で、それがそうして出来た「民主的福祉国家」の発展、そんななか起きる EU などの国家統合の動き、議会制民主主義の発達などが後半で取り扱っていくものになる。

023 国家ってなに

さて、ヨーロッパ以上にずっと連呼していた言葉が、「国家」だよね。でも国家って何よ。説明もしないのは野暮ってもんじゃあないかッ!まあ常識的な範囲でだがよっ、説明をしておくべきなのは明らかだよなァ~ッ!信号が赤なら止まるってくらい明らかだぜッ!

意味「①一定の地域に住む人々を支配、統治する組織」

意味「②近代に一定の領土を有し、そこに居住する人々で構成され、一つの統治組織を有する団体」

まあ辞書的な意味で言えばこういうことになる。哲学的に考えていけばまあいろいろ本質的なものが捉えられるとは思うけど、政治学的にはあくまで歴史的に意味を変えていくことのあるものなので、時期区分をしながら『様々な国家』について考えていきたい。

右を見よう。まあこんなピラミッドが、支配の機構としては目指されることになる。 これをみながら国家をいろいろ考えてみる。

A **絶対主義的国家**(16 · 17 世紀~)

絶対主義国家では、統治機構の位置に来るのは王とその周りの常備軍、官僚ということに。 統治機構の形成、それによる一定の領域の支配が、国家というものを存在させる。

B 自由主義的国家(19 世紀~)

それに比べて自由主義的な国家では、統治機構と支配との間に議会というものが はさまれるだろうし、統治者すら憲法によって制限されるだろう。ただし注意。 この自由主義的要請はあくまで統治者を制限したいと言うものであって、国民の

政治参加を認めようと言う方向ではない。そういう意味でここでは支配される民集の側と統治者の側の結びつきは小さいということになる。

C 国民国家(19 世紀~)

そしてここで国民国家という考え方も見たい。ここでは、支配される国民の側に連帯感が存在していることに注意しよう。国民は国家に「愛着」を持つこともあるし、こうした連帯の帯はトグウィルが『アメリカのデモクラシー』で法のこれからの運用について解として示したものではなかったか。

D 民主的福祉国家(19 世紀末に誕生、20 世紀半ばに最盛期)

民主化が進むと、上向きの矢印、政治参加が進むことになる。政治参加は選挙を通じずとも様々な形で行われう るだろうし、国民は政治以外の経済やら何やらにも関わって行くことになる。

で、国家による社会福祉が求められるようになったのが 20 世紀に入る前後。工業化は格差や公害等の副作用を 生み、それに対しての解決、解決への参加が要望されるようになったのだった。

戦後の軍的支配→民的支配への転換の中でこういう方向は目に見えて明らかになった。政党の発達だとか、いろいろな視覚化可能なデータもあるよ。



024 比較について

ヨーロッパっていう地域を見ていくのがこの授業ッ! じゃあどうやって比較検討していくのかという疑問が生れるだろう。やり方を、本当に簡単にだけど、いくつか述べさせてもらいましょう。

①特定の一か国を対象とする

これは「ドイツの歴史は世界ーィィ!!!! だからドイツを見ますがかまいませんねッ」みたいなもん。ただこれは大国の歴史の列挙になっちゃって比較じゃない場合も多い。

②ある国や地域で起きた現象、事件に注目する

国からじゃなく、事件からという見方はまあアリ。

③ヨーロッパの国際政治の歴史をたどる

④比較する

これらがこの授業でやりたい方法。ヨーロッパは面白い地域で、同じ出来事に対しての反応の仕方が国によって 全然違うんだよね。ファシズムが権力を握ったのは何故ドイツとイタリアなのか?共通項、相違点を見つけ出す 中で制度や現象を理解していける。

もちろん、色々とやり方はあるし、それのどれが正しいとかいうこともないんだけど、この授業ではこういうことを重視するので、嫌なら帰れ。以上。

030 注意(受講に関して)

031 教科書

改訂新版『ヨーロッパ政治史』(平島健司・飯田芳弘、放送大学教育振興会)を使用します。まあなくてもいいけどかっといた方がいいっす。

032 試験

筆記なので頑張ってね~。一番最後に過去問(放送大学時代の)のっけといたよ~。ちなみに論述2題くらいで、細かすぎる知識とかは聞かないので「普通に」勉強してくれればいいらしいよ。普通に。

100 ヨーロッパにおける国家建設

〈第二回〉

110 国家建設

111 今回やること

ヨーロッパの基本的な行政単位としてはやはり先に挙げた「国家」の中でも C の「国民国家」。19 世紀にはフランス革命以降だが、ヨーロッパで国民国家による分割が行われていくことになる。

ヨーロッパが国民国家によって分割されていく前提となる話をここではしようと思うのね。

19 世紀後半に国民国家を形成したドイツ、イタリアなどをみても、バーデンだとか、都市レベルでもう「国民国家」の様相を呈していたところはたくさんあった。つまりこの時点で、領域支配の機構としての「国家」は各地に建設され存在していたのである。その結果権力は各地に分散しておかれることになり、他国化世界の前提になっていた。

今回はこういった、国民国家に至るまでの「権力分割」の過程、具体的には中世、14~15世紀くらいの封建的 秩序というやつから、16世紀から始まる諸侯による権力掌握の過程を確認してみようぜ!という話になる。

112 国家建設とは

「国家が戦争を行い、戦争が国家を作る」

この言葉に象徴されている気もするのだけれど、16世紀以降の宗教戦争の時代には、各地で王権への権力集中が進むことになった。戦争を進めるためには、行政、財政、司法、軍事…あらゆる面での権力を拡充、集中し、ある一定の領域(国)に対しての支配力を強めていかないといけないわけだし。日本でも大政翼賛会とか出来たじゃん。こういった一連のプロセスの事を、政治学では「国家建設」と言うわけ。110段のタイトルです。この state building が進む中で国民国家の基礎が出来たというわけだ。貧弱さを克服し…頂点に立つために国家が建設されたのだッ!

にこいうわけた。質素さを見版し…頂点に立っために国家が建設されたのだが! ここで出来た国家が、先の分類だと「<mark>絶対国家</mark>」に近い。この誕生のプロセスをローマ帝国の話くらいから遡って確認し、18~19世紀の国民国家につなげていきましょう。



120 国家建設の歴史的前提、普遍帝国とその解体

121 普遍帝国

さて、ここまでの話を理解していくうえでの歴史的な背景となるのが「<mark>普遍帝国</mark>」という概念になる。簡単に定義しておけば、各地に様々な民族、「個別」なものがあったわけだが、普遍的な帝国というのはこの各地域の多様性、個性を超越し、文化的政治的に包み込むような秩序と言うことになる。

英語で言えば particular (個別的)に対しての universal (普遍的)といったところか。

122 せかいむかしばなし~普遍帝国~第一章「世界帝国としてのローマ帝国」

最初の普遍帝国の原型はやはりローマ帝国である。だが、世界史でやった通り、その普遍帝国は減衰していく。各地で出来た「国家」が離れていく中で、ローマ帝国は普遍的要素を次第に失っていくことになる。

ただし、ローマ帝国が一方的に済まぬさん状態なわけじゃなくって、そこには紆余曲折があるのでここでおさらいしておこう。

4世紀初頭、コンスタンティヌス大帝によるローマ帝国の政治的秩序が普遍的なものとして統一される。ここで重要なのは、さらにキリスト教の公認によって文化的な面でも普遍性が出てきたということ。政治的文化的に各地の「個性」を超越した「普遍」国家の誕生である。

3世紀には全自由人にローマ市民権が分け隔てなく付与されていた。こういうところからもローマ帝国の「普遍」 っぷりがわかるよね。

123 せかいむかしばなし~普遍帝国~第二章「ローマ帝国、分裂」

だが 395 年、ローマ帝国は東西に分裂するどころか、ゲルマン民族の侵入によって西ローマは滅亡、そこから逆に「個別的」な文化圏、<mark>部族国家</mark>が成立することになる。非常に長期的に見れば、地域ごとの個性的な政治的単位が生れたのはここである。

その点で見ればローマ帝国の滅亡とは超重要な地点。ちなみに東ローマ帝国はここから 15 世紀まで存続することになるが、最終的にはギリシャの国家のような形で、非常に小さく局限されることになる。ここでは詳細は取り扱わないが、東ローマ帝国の後継地は、西ヨーロッパに比べ確かに国家形成に良い条件を持ってはいたが実際にはなかなか国家形成はなされなかった。今は国家形成の話がしたいので、ここからは西ローマ側の話をメインにしていこうと思う。

※東ローマ後継地でなぜ国家形成がされなかったのかについては、アジアと面していたために民族の侵入が多かったのと、国家構造が脆弱だったのとか言いたいことがいろいろあるんだけど時間がないので省略するって教官が。教科書にあるからみたかったらみればって感じらしい。見るわけないけど。

124 せかいむかしばなし~普遍帝国~第三章「フランク」

話を戻そう。そうして西ローマ帝国後継地には、様々なゲルマン部族国家が出来たのだが、その中にフランク王国というものがあった。そこのカロリング朝という王朝で、「ローマ帝国の再興」が目指されることになり、教皇レオ三世による、カールへのローマ教皇位の載冠が実施された。

こうして再誕★ローマ帝国なわけだが、旧西ローマ帝国と比べると小さく、重心も北へと移動した。帝国から外れた地域も多く、スカンディナビアのあたりとか、スペイン、イングランド、ポーランド、ハンガリーなどでは「普遍帝国」の支配から逃れ、地域に根差した権力拠点の形成が目指されるようになる。

いっぽうのフランク帝国(ローマだと紛らわしいのでそういいます)は、現世での政治秩序体であると同時に、宗教的な共同体としての性格を帯びていた。もちろんローマ再興するくらいなのでキリスト教です。いってみれば「キリスト教帝国」だよね。

宗教的な意味合いに置いては、キリスト教共同体としてのローマ帝国が再興したいのであって、理論上は再興する範囲を西ローマに限定する必要はなかった。実際どの文献にも「西」ローマとは書かれていないし。

ただし現実を見れば、東にはもう<mark>ビザンツ帝国</mark>だとかそういったものがあり、フランクはそれらに対抗する存在であったため、戴冠ももはや「キリスト教の東西分裂」を象徴するようなものになってしまったんだけどね。

125 せかいむかしばなし~普遍帝国~第四章「フランク分裂・神聖ローマ帝国」

さて、フランク帝国出来たのはいいんだけど、一世紀ももたないうちに三つに分裂してしまったのだった。まあ9世紀のころですね。超絶雑に言えば、ここでの三つの左がフランス、真ん中がイタリアになる。まあこんなに簡単な話では本当はないんだけど。で、フランク帝国が(西)ローマから引き継いだ普遍帝国としての性質は、残る東に移って存続していくことになる。そして東フランクはのちに「神聖ローマ帝国」と呼ばれることになるの

は知ってるよね。そんな中、まあ一時的にイタリア付近まで行くこともあったけど帝国の範囲は縮小して、実質的にはドイツの地に局限されていくことになる。そうして帝国が弱くなる中、下位レベル、地域レベルで国家建設が進んでいくことになる。フランスもさっきいったけど帝国から出ていくしね。

しかし文化的な意味では西ヨーロッパはラテン語とキリスト教に包まれる統一感あふれるものではあった。教会ってものが力を持ち、普遍性の担い手は「教会勢力」に移っていくことになる。莫大な教皇領、優遇権を得た彼らが、普遍帝国としての役割を担うようになっていった。

126 せかいむかしばなし~普遍帝国~第五章「普遍帝国の衰退と解体」

で、こうして 12 世紀ごろには教皇領が全盛期だったんだけ ど、最終的には 13 世紀以降に宗教戦争が起こる中で教会勢 力は揺らいでいく。教皇領が縮小していく中、宗教改革に伴 う戦争が始まり、先に書いた通り、戦うために権力を各地で 集めていくことになる。

結果「普遍的」なモノではない権力が各地に出来上がって行き、どんどんと「国家建設」が進んでいくことになる。そうして文化的にも、言語、宗教・・・様々な「普遍的」だったモノがバラバラになっていく。各地にこうしてナショナリズムの基礎ができ、これ以降、「国民国家」の要件たる愛国心めいたものが生れてくるのである。

SBRの大統領の愛国心だってもとをたどればここからきているといえるのかもしれないね。(右図:大統領)

以上が国家的な秩序が出来てくるまでのお話になります。ここから中身に入ります。



130 国家建設の内実(類型)

131 表で確認

じゃあそうして国家が出来てきたぜとは言うけれど、その中身はなんなの?って話に移ります。類型をどうぞ。

		政治体制の型		
		絶対主義的	議会主義的	
官僚制の型	家産制	家産的絶対主義 例) フランス	<mark>家産的議会主義</mark> 例) ポーランド	
	プロト近代官僚的	官僚的絶対主義 例) プロイセン・ドイツ	官僚的議会主義 例)イギリス	

※家産制…国王とその周りの取り巻きが、いわば私有財産化された官職で支配を進めていく。

政治体制は区分すれば以上のようになるだろう。この違いをもたらしたのはやはり王権と、身分制議会との間の力関係という要因。

王は一般的には権力を拡張しようとするだろう。だがその周りのそこそこ偉い連中(この時代だったら聖職者だとか貴族、都市民とかになるとは思うが)、こいつらがタダでやらせてくれるわけない。普通に反対するだろうし、我を通したかったらこいつらに「特権」を認めないとダメなんてこともあるだろう。

例えばここで身分制議会が作られるなんてことがあったけど、その議会が王に圧力をかけていけば<mark>議会主義的</mark>になるだろうし、王が議会?あァコラ状態なら<mark>絶対主義的</mark>になるよね。

官僚制だって、12 世紀とか早期に軍事的競合に巻き込まれた国より、そうでなかった国の方が大学などそういうものを整えて、いい環境のもとで人材を輩出できるだろう。能力の高いものが出てくれば官僚制もより近代的なものになるだろうし、これについてはタイミング次第という印象が結構ある。

ちなみに、何故この二項目で四類型を作ったのかという話もしておく。注目すべきは、フランスとイギリスを分けたこと。というかむしろイギリスにある。

というのも研究の中で、イギリスは官僚による支配が強いにも関わらず、素晴らしい議会制度を持ち、財政・軍事などの政策を執り行っていた。

官僚的な議会主義による「<mark>財政軍事国家</mark>」たるイギリスが存在したことに気付いた学者が、そこにある要因は何か?と分析を重ねた結果が、この表なのである。だから正確にはイギリスが区別されているというか、イギリスのための表なんだから区別されていて当然なんだよね。

200 フランス革命とナポレオン帝国

〈第三回〉

210 フランス政治史の構造

211 絶対王政

絶対君主制から制限君主制に、そこから共和制→独裁→制限君主制→共和制→独裁→共和制…と日本史地理泣かせのわけのわからない政治体制のめまぐるしい変革を遂げるのがこのフランスの政治体制の特色ということになる。なるらしい(日本史地理なのでわかりません)。だが、1870年代以降は、いったんはヴィシー政権下になるものの安定した共和制政治が続くことになる。(第三~第五共和制)

さて、第三共和政は議会主権という言葉がまさに適する、非常に立法権が強い体制であった。これに対して第五 共和政((半)大統領政)は行政権が大統領(と、首相)に集中し、立法権に拮抗、凌駕する。

フランスでは非常に民主的な形でこの間の体制変動が行われただけでなく、<mark>議会</mark>が強いフランスから、大統領が強いフランスへと移行した。この変化は、何故生じたのだろうか?

このフランス革命以降、80 年以上の長いスパンで共和制と言う形がとられるというのは、はっきり言って異常な事態だった。それまでのフランスでは、共和制以外の政治体制にも振れ幅を持ちながら変化しつつ政治が進んできたのだから。

つまりここで重要なのは、これまでにない形でここで「<mark>国家形成</mark>」が行われたからなのではないだろうか?という視点である。そういう意味でこのフランス革命とその後のナポレオンのやったことを見ていくのは意味がある作業のはず。事実、かつてない安定をもたらしたのだから。つーことで見ていきましょう!

220 フランス革命

221 革命の意義

というわけで、この歴史的タームポイントであるフランス革命についてだらだらとみていこう。フランス革命の 意義は、第一に新しい社会と国家の姿をしめしたことにある。

有名なのはやはり、フランス人権宣言(1789 年 8 月 26 日)であろう。「人間は自由で、天賜において平等で〜」 このフレーズには覚えがあるはず。

このフレーズが「出てくる」ということはすなわち、出てこないといけないような、否定すべきテーゼがあったということになるのは当然である。そしてそれはもちろん、アンシャン=レジームにおける身分・特権社会であった。

フランス革命では人間の持つ根本的権利としての取り消し不可能な「自然権」を定義し、所有権や自由権、圧政への抵抗権などを規定した。それだけでなく自然権の保全のために、政治的結合を行う場所として「国家」は位置づけられたのだった。こうして、まったく新しい国家と人間の関係が作られた。

人権宣言の正式名称は、「人間と市民の権利の宣言」なのだが、ここに「市民」という言葉が使われているのは注目すべき事実である。市民とは、現在でも使う言葉だが、簡単に言えば「国民にあると規定された権利の行使の主体を、個々の人間に注目した形で表した」表現である。

だからこの表現から、新たな国家における政治的な意思決定の主体が市民なのだともいえる。

とするとまずここでフランス革命の意義として、「国家」と、その関係のなかでの「市民」を規定したということがあげられるわけである。

222 革命のプロセス

以上のように、一種の革命の「プログラム」を持って国家、社会を変えていく一連の流れが「フランス革命」ということになるのはオッケーだろうか。

でもこの革命、こんな一言で言いきれないくらい複雑だったのは世界史の時に身に染みて思ったことのはず。 だから教官が、超絶オサレになんか流れを教えてくれるらしいぞ!グレートですね!参考文献は岩波ジュニア新書『フランス革命―歴史における劇薬―』遅塚忠になります! 教官曰く、このプログラムについて、さっき述べたような目標自体はつねに存在していたが、それは必ずしも最初から徹底されずむしろ後退などの段階も含めながら進んでいったとのことだ。

さて、革命以前、各地には立憲君主制が存在しており、王様は「いた」わけだ。なのに共和制と言う新しい形を取り入れるだけでなく、革命独裁という形まで発展する。そして反動のもと<mark>総裁政府</mark>として、行政権のよわい政府に後退してしまうというのが歴史の流れだ。

選挙権についても、最終的に実施はされないが、普通選挙が宣言され、一種の国民投票的な制度、直接民主制が目指されたのは記憶にあるだろう。世界史選択なら。

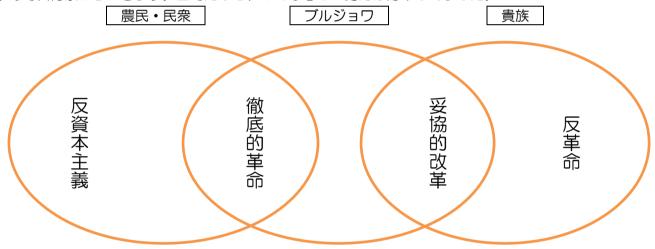
明らかに一つの「目標」に向かって行動がなされているのは明らか。確かにその後、制限選挙制に戻ってしまうのだけど、これは「反動」としての「後退」であって、揺り戻されるくらいにこの動きが進んでいた証左。 政治的な側面だけでなく社会経済的な側面でも同じことが起きた。結局、フランス革命の 10 年は、プログラムを進めようとするができない→でも頑張る→やりすぎ→揺り戻し、というパターンで説明できるわけである。

223 なぜ

じゃあここで、そんなプロセスが「なぜ」起きたのかという突っ込みが当然入るはず。ここについても説明しておこう。

とりあえず前提として、フランス革命は決して学説的には一つの革命ではないということは大丈夫だろうか?貴族、ブルジョワ、都市の民衆、農民…様々な階層による闘争が絡み合っておきた現象だというのはまあ押さえておこう。絡み合って、というのは、厳密には同じではないが、部分的に重なっている、という意味。ベン図でも想像しとけば間違いない。

じゃあ時代背景からいきます。当時だけど、こんな感じに勢力は分布してました。



適当に図にしたらこんな感じになるそうです。

まずはブルジョワは、妥協的改革ならいいやと言ってる貴族と連携しながら革命事業を進めていくことになる。だって権力と言うか力の論理がいるからね。でも、フランスが革命したら他の絶対主義的な国が恐らくつぶしにくるでしょ。だから、対外的にも対内的にも、敵勢力に対抗するために国内に譲歩してでも団結を生まなければならなかった。革命を進めたブルジョワは、その点で貴族に妥協していくのを少し思いとどまり、農民らの要求を聞きに行く。

しかし農民らはこいつらで反資本主義的な要求をばんばん出してくるので、ブルジョワはビビってしまう。結局 農民らに妥協していくやりかたはやめて、ブルジョワは属さないように自己完結していく方向に向かったわけだ。 ただし、ブルジョワは今までは何らかのかたちで社会階層的な連合を行っていたのに、それをなくしてしまった ことになる。そういう狭い体制を維持していくために何が必要だろうか?軍事力に決まっている。ここにナポレ オンにつながる「軍事的天才」の出没の基盤と言うか背景が出来上がっていたことは注目しておこう。

まあまとめると、フランス革命とは、ブルジョワの貴族サイドと農民サイドへの振り子みたいな揺り戻しの動きの連続としてとらえると良いのであるってことかな。で、最終的にどこにも属さなくなったので、ここで軍事力っていう新しい自衛の武器が必要になりました、という感じ。

だからさっきの「なぜ」の理由は「ブルジョワたちの振り子みてーな動き方のせい」ということになるのでした。

223 フランス革命の効果

フランス革命は身分制社会に代わる新しい社会と国家の在り方を提示してくれたわけだけれど、効果としてはも う一つ、手法面での反面教師としての役割がある。

まあ理念は素晴らしいのだが、特に徹底路線の時にやった手法がおかしいという非難が多いんだよね。テロや暴力、そういった力ずくの改革が、革命というモノへの血なまぐささ、恐怖を生んでしまったのも事実。

だから以降の改革は理念をともにしつつも、<mark>穏やかな形での実行</mark>を目指すようになる。「自由主義」な連中がまさにこの説明にあてはまるんだけど、まあそれは次回にやりましょう。

230 ナポレオン

231 ナポレオン支配下のフランス

じゃあフランス革命から次にナポレオンさんに焦点をずらそう。さて、ナポレオンは承知の通り帝国を作り上げようとするわけだが、彼がフランスの中で何をやったのかはきちんと確かめておこう。

彼がやったのは、行財政制度の「中央集権化」に他ならない。これはナポレオンの最大の遺産かもね。そして、司法に置いてもいわゆるナポレオン法典という民法典の存在はでかいように思える。ここには信仰の自由だとか法の下での平等、財産権の保証、契約の自由…様々な人権規定を明文化したよね。19世紀のフランスは非常に体制変動が激しく、憲法も変化しがちだった。しかしその基礎としての秩序、民法は実はここからずっと受け継がれていたのである。フランス社会の「内実を定めた法」としての意味ならば、紛れもなくこのナポレオン法典は constitution なのである。

232 戦争による革命の輸出

そしてナポレオンは、戦争に勝利することで革命を外国にも押し付けた。それがいわゆるナポレオン帝国の誕生だった。もちろん地域によってナポレオン帝国への従属度は異なる。従属国になって、もはや併合みたいなもんだった国もあったし、同盟国と言う名の舎弟もいた。様々なレベルにおいて、ナポレオンの革命はいろんな国にとんで行ったことになる。当然その影響は計り知れない。

影響その1領域革命

神聖ローマ帝国の区画整理が行われることになる。フランスがドイツに勝利した時、そりゃ少しは領土(ライン川左岸割譲)とられるのだが、逆に領土を取られた場所を補償するために、青海諸侯領を帝国騎士領とし、小規模な世俗府諸侯領を廃止して、補償分の土地にあてた。

影響その②神聖ローマ帝国、つぶれる

ライン同盟など、このナポレオンの戦争下では様々な条約が結ばれたが、ここで重要なのは神聖ローマ帝国から の永久離脱に向けてナポレオンからの圧力がかかっていたということだ。区画整理してる時点で結構あれなのだ が。

まあとにかく、諸侯領が細かく刻まれていたのをローラー作戦すると同時に、ライン同盟で神聖ローマ帝国の流れをぶっつぶしたというのがこのナポレオン様のやったこと。

こうして中央集権の国家の整備と、身分制社会の解体が行われることになる。有名なものとしてはプロイセン改革があげられるだろう。ここでは影響による国家存亡の危機から、国家の正統性と機能の目線が向上し、近代的

内閣制度の整備や、<mark>地域制度改革</mark>が行われることになる。軍政や教育に **しな** ついてもまた同じ。 **てぶ**

農民解放についても領主に有利な形で実行はなされたが、賦役労働廃止に際して保障が農民の土地割譲によっておこなわれたので、農民を奴隷的に扱う時代から変化し、雇用という形でサラリーマン的な経営が行われるようになった。労働は権威でなく<mark>合理的契約</mark>に基づくようになり、所領も拡大、一方で旧領主の特権も維持される。その結果がユンカー経営という地主的経営である。

影響その③ナショナリズムの原型

被支配地域においては、反ナポレオン的感情が生れるのは無理のないこと。それが現地の伝統的支配層への忠誠と結びつくと、もはや宿敵への憎悪といったものに近い形で、原型としてのナショナリズムが発生するのである。



憎惡に近い反ナポレオン精神

300 19世紀ヨーロッパの民主化

310 自由主義

311 自由主義の登場

革命という暴力的な形で改革を行えば反動が来る、それは前回のフランス革命〜ナポレオンについての歴史的推移が教えてくれること。だからその後は、なるべく穏健な形で変革運動を行うことになるんだけど、そのなかで「これいいんじゃね」という制度、新しく導入すべきものとして「自由主義」的制度を唱える改革勢力が出来てくる。これは思考というレベルではなくって、あくまで実際の政策レベルでの話ね。

312 自由主義の内容

「個人の自由な<mark>自己決定</mark>を邪魔する障害を除去する」のがまさに自由主義なわけだが、そうすると<mark>絶対王政</mark>への 反対へとつながっていくのは当然だよね。キリスト教しかり様々な宗教的な特権だってここでは敵視されるべき ものになってくる。特定の宗教は優遇されるべきではない(政教分離)。

ただしもちろん、この自由は無制限なものではない。例えば信仰に関しては、国家が個人や団体に干渉するのが 許されるわけはないのだが、逆も同じでそれを盾にして宗教が国家に介入してはならない。こういった意味では 自由主義とは、政治と宗教、経済など様々なサブシステム同士を「分離」させるものでもあった。

そして、この自由主義は中立的であるがゆえに、ルールを重視する。そしてこの時期の一番のルールとは、憲法に他ならない。この点で立憲主義を自由主義は要求し、さらに社会の安定の観点からは、立憲君主制が理想とされることもあった。これは明らかに共和制によって、というかナポレオンの時代が混乱を招いていたことへの反動だよね。

ただ、政治参加のおいては、かならずしも自由!だから全員参加!というわけではなかった。これは政治的意思 決定がこの時代は「公務」やある種の「信託」と考えられていたからでもある。だから納税額や教育水準でラインを設定していた。

でもこれは漸進的な「基準」で、不平等の固定ではないよ。だって社会が発展すれば払える税金の額だって増えるだろうし、皆の教育水準も上がるじゃん。

あと注意しとくなら、まあその水準として各国が目指した社会経済などの地点は必ずしも一致はしてないってことくらい。まあ当然だけどね。各国が主権をもって勝手にやってるわけだし。

320 ブルジョワの存在

321 ブルジョワ

さて、この流れの実行者にあたるのは<mark>ブルジョワ</mark>である。ブルジョワってのは非常に雑多な職業集団(手工業者、商人、企業家などなど)からなるから、<mark>経済的な自律</mark>にしても、教養にしても、わりと緩やかな形で共有していた。こいつらは革命のときから身分制を否定して合理性や自立性を求めていたよね。その延長上ともいえる。ただし、こいつらが目指したのは自由主義そのものではないので注意しよう。彼らのやっていることがその一面において、自由主義のやっていることと一致していたというだけ。

たとえば、彼らにとって身分制が(自由主義のもとでも)認められない以上、ここで重要視されるのは、教養や経済的な自律などの、言ってみれば実力。そういう意味では実力主義社会が出来始めたともいえる。でもそこからさらに知識が専門化していけば、医者や弁護士のように、今度はその専門性による「特権階級」が出来てしまう。これは明らかに自由主義の要請からは逆行しているだろう。そういう意味でブルジョワが目指した世界は、ある程度までは確かに自由主義だが、別に自由主義そのものではないのである。

330 各国の自由主義

331 総説

自由主義は、制限選挙は容認した上で、その資格要件を漸進的に緩和していく形で民主化を進めようとしていた。 これは19世紀の自由主義的な民主化と言えるだろう。ではこれが各国でどのように進行し、どう発展していっ たのかみていこう。

332 イギリス

イギリスには13世紀以降ずっと議会というものがあったので、自由主義が発展する土壌は整っていたと言える。さて、歴史的には、イギリスでは名誉革命によって議会主権が確立している。ただしここで注意するべきなのは、この議会主権が、国王や王族に対して議会が優越しているというわけではなく、あくまで国王サイドも「議会」の一部分として権力を持っている側に入ると言うことだろうか。

イギリスは19世紀には保守党と労働党という二大政党のもと、安定した議会政治が行われていた。そんな中で 選挙権は緩やかに緩和されていった。

確かに自由選挙が実施されたのは、度重なる<mark>選挙法改正</mark>(1832 年、1867 年、1884 年)を経て第一次大戦後ではあるが、漸進的な民主化という観点からは大成功であった。

333 フランス

フランスは、革命と反革命の激しい体制変動によってイギリスとは対照的に自由主義改革に取り組み切れなかった。

だが、**普通選挙**と言う観点においては非常に早く進んだ。何故ならフランスは革命時に普通選挙を宣言していたうえ、人民投票という帝政の名残もあったからだ。それによりフランスは 1870 年ととても早い時期に普通選挙を導入している。

334 ドイツ

ドイツってのはさっきのユンカー経営に見られるように、非常に<mark>権威主義的</mark>な国であった。<mark>ビスマルク</mark>の登場などはまさにそれの象徴だろう。しかしこのドイツにおいて、実は普通選挙は 1870 年代付近に実施されているのである。何故、このドイツでこんなに早く制度化が…?これは実は世界史上の大きな謎のひとつである。

説明としては、ドイツ統一を争っていた<mark>オーストリアへのけん制</mark>だとか、自由派をつぶすために保守的と目された下層民を取り込もうとする動きだとかが一般的なものだった。

しかし! 最近というか、この教官の今書いている本によれば、決定的に重要なのは、普通選挙制度が、民主主義というよりは、「統一国家」「ナショナリズム」の象徴だと捉えられていたと言うことらしいんだよね。

確かに良く考えると一人一票ってのは、一票以上は与えないと言う意味にもとれる。国民の影響力を等質化して、一つの国家にまとめてならしてしまうと言う意味では統一国家の象徴なのかもね。まあそう考えると面白いけど、話がそれてきたからここで打ち切って、また次回ということで。

400 19世紀ヨーロッパの工業化

〈第五回〉

さて、国家形成に関してここで語っておかなくてはならないものに、やはり産業革命の存在が挙げられる。産業 革命は物質的な「モノ」だけでなく、そこに生きる人たちに新しい思考様式と国家の在り方への視座を与えてい るのだからやらざるを得ないのです。

410 産業革命と工業化

411 産業革命

さて、イギリスでは 1760 年頃から 1830 年ごろにかけて、産業技術の変化をきっかけとした劇的な社会経済の変革が行われた。この時期にイギリスは<mark>農業手工業</mark>に基盤を置く産業社会から転換し、機械製生産による工業社会へと移行したわけだが、まあご存知の通りこれを産業革命というわけである。この流れはイギリスだけにとどまらず、イギリスを模倣する形でヨーロッパ諸国に広がっていくことになる。

※「革命」

確かに経済成長率などの観点から分析をすると、「革命」と言う数値ではなく、これは単なる工業化にすぎないという見方もある。しかし、産業革命が「革命」たる所以は、単に量的な「生産」の変化をもたらしたというところにあるのではない。断じて。むしろ、そこから先に述べたように人々の思考や社会に対する認識、国家機能の在り方を大きく変えたという点に見出すべきだろう。だからこうした視点から言えば、革命という言葉を使ってはいけないというのはおかしい。

ちなみにイギリス以外の国に対しては「産業革命」という言葉を使わない人もいる。これはすなわち、僕は自力で産業化を成し遂げたイギリスの勇気に「敬意」を表するッ!! というわけであり、教官もこの敬意を持った黄金の精神から踏襲するってさ。GOOD!

420 イギリス産業革命と大陸諸国の対抗的工業化

421 イギリス産業革命

さて、ではここからは産業革命とそれにともなう各国の工業化を個別に見ていくことにしよう。まずは当然イギリスのやり方を見ていくことにする。

イギリスの産業革命における特徴は、非常に<mark>緩やかなテンポ</mark>の発展を続けてきたというところにある。主導も国家が慌ててやることもなく、だいたいが民間に主導されてのものだったし。これは冷静に考えれば当然のこと。

まず第一に、<mark>競争相手はいない</mark>じゃん。自分自身が敵ってか?結局第一人者なんだから相手は長い事いなかった。 だから緊迫感もないし、発展はマイペースになる。実際追いついてくるやつなんかほとんどいなくって、19世 紀半ばまではイギリスの圧倒的優位な状況が続いていた。

第二に、全部自分で考えないといけないじゃん。今これを読んでいる人も、急いでいるからこういう他人のものに頼ってなんとかしようとしているわけだけれど、イギリスはモデルとする技術なんてないんだからそういうことが出来ないわけ。自分たちで試行錯誤しないといけないから、当然時間がかかる。

まあイギリスはこんな風に、お気楽マイペースに産業革命を行っていました一というわけです。

422 大陸ヨーロッパの工業化

さて、そんなイギリスに影響された他の国のやり口は当然<mark>急ピッチになる</mark>のは分かるよね。だって、急がなくては「市場は全部イギリスに持っていかれてしまう」のだから。大量生産が行われると当然<mark>市場</mark>が広がってくるけど、複数の国の市場範囲が重なり合う部分では、安くて高品質な一位の商品「しか」売れないよね。二位じゃだめなんです。

だから、無為無策でノーガード戦法ではいられない。国家が介入して、工業化を進めていくことになる。すべてはイギリスに追いつき、そして追い越すためであ

る。

国家は保護関税をかけてイギリスからの商品が市場をぶち壊すのをガードする一方、鉄道敷設など、競争力の向上に努めた。鉄道が出来ると運搬が効率化されるから、競争力は上がるよね、一応補足しとくと。

このように国家は積極的に手を加えはするのだが、ここで、介入と言っても<mark>直接介入ではない</mark>ので注意しよう。ここでは競争力をつけさせるために、 過保護ではいけない。関与は<mark>関税通商政策、鉄道 や運河建設への関与、研究機関の設立や貸付等の</mark>



急いで産業革命をすすめる世!!!

資金援助、銀行設立への協力など間接的な支援に終始していた。

ちなみにそんななかで工業化ランキングをつけるなら、イギリス→ベルギー、スイス→フランス→ドイツの順番かな。あとは特徴を述べておくなら、西欧を除いた欧州では<mark>農業部門</mark>が縮小したわけではなく、依然として比重の重さはあったなんてことくらいかな。

こうして、1860 年代までには、大体の国で競争力がついてきて、ついに国際自由貿易体制が生まれ始めた。 1860 年には英仏通商条約は採用されて、フランスはその後各国と似たような条約を結んだよね。

そして 1870 年代まで行くと、各国で金本位制が採用されるようになる。ここに、国際的な貿易を支える国際的金本位制が出来てくる。

金本位制については第7回くらいでやるから割愛するけど、ともかくこうして工業化が各地で進み、大量生産した商品を貿易しあう国際的体制が整い始めたことは疑いようがないだろう。

430 工業化による社会、国家の変容

431 各国の変化

ではこのような工業化の中で、どのように国家観、社会観は変わってきたのかをみていこう。ここが本題かもね。 まず大きな特徴として挙げることができるのが、<mark>農業中心</mark>の社会構造が工業中心の社会構造に転換したってこと だろう。当然だが工業製品のほうが高額なので、経済的比重、ひいては政策的比重もそっちに傾いていくことに なる。

ただ一応もう一回言うけれど、農業が雑魚になったわけじゃない。特に農業壊滅なんてことにはなってないし。 これはむしろ、高額な工業製品が大量に作れる工場ってもんの強さがやベーって方向ね。そういう意味で農業が 弱くなったというのは相対的な概念。

そして都市化にともなって、人間生活の変化も起こる。例えば鉄道が整備されたから食糧輸送が迅速になって、 それによって<mark>食生活が変化</mark>したりね。工業化ってのは単なる工業製品の増加以上に人々の生活に影響していくも のだから注意しておこう。 ただしこの変化は決していいものだけではないから注意。例えば都市は<mark>不衛生で混雑し、犯罪</mark>は多い。そんなマイナスイメージのある環境のなかで、一方で<mark>自然環境から独立</mark>した新しい生活リズムが生まれるけど、一方ではそれに対しての反感もあったってことは気を付けよう。

プラスマイナス両面が存在していたという点では工業化も同じ。原料加工や商品生産は、工場の立地を原料生産地と近づけることで合理化されたし、労務管理もおこなわれ品質やコストパフォーマンスも向上した。

でも工業化は弊害として、労働環境の悪化や健康被害など、社会問題としてのマイナスももたらしたよね。これは個人では解決できない問題として、国家の関与による解決が望まれることになる。このあたりが福祉的政策の要請の原点となってくるのかも。

432 補論・産業革命とグローバルヒストリー

なぜイギリスで産業革命が起きたんだろうかというのは、誰もが疑問に思うことだろう。実際には文明が先に発達したのはヨーロッパではなくアジアだというのにどうしてなのだろうか?

マックス・ウェーバーはこれをプロテスタンティズムの倫理と勤労営利追及が合致したからだとか説明したし、他にも様々な角度から検討がなされている。

実はアジアとヨーロッパのこの問題は、世界史の大きなテーマの一つとされている。ジョーンズの『ヨーロッパの奇跡』では、諸国家併存のもとに情報や産業のやりとりが発達しイノベーションの機会に恵まれていたヨーロッパと、排他的で技術の流入の少ないいわゆる鎖国した国家が多かったアジアの格差がこの違いを生んだのではないかという面白い分析がなされている。これ結構説得力あると思うよ。

経済地理学では産業が集積して対面的に情報をやり取りしあう空間にイノベーションが起こりやすいって理解がなされていたよね。社会環境論でやったやつ。これにも合致するし。

他にはノースとトーマスは『西欧世界の勃興』のなかで財産権の保障に経済成長の要因を見出している。

あとは、ウォーラステインの「世界システム論」においては、資本主義経済によって、結びつけられた世界システムが世の中を形作っているという考え方がなされている。

世界的な分業体制が成立するとともに、システム全体の余剰は中央に集中する。その結果、都市部では資本が蓄積し工業化が進むが、農村部は第一次産業を中心に資源を輸出していくという構造が「固定化」されるというものである。現代においても東京と北海道だとか、ヨーロッパとアフリカだとかを考えてみるとあながち的を外れた論ではないのはイメージできるはず。

あとは Kenneth Pomerent による "The Great Divergence" (『大分岐』)の中での議論についても押さえておきたい。こっちは 18 世紀後半まで、ヨーロッパ、インド、アジアは似たような経済構造だったという考え方で、最初から決まってたんだ的な上の論とは対照的。イングランドではロンドン周辺などで石炭が利用しやすいなどの好条件があったという。

技術革新によって、多少の全体の所得の向上があっても、それを上回るペースで人口が上昇し、一人あたりの所得に直せば向上しないという構造が存在していたが、アメリカに人口を輩出することでその圧力を解消、食料など多様な面で問題を解決したというのである。

まあいろいろ見てみたけど、とにかく面白い分野なんですよってことだよね。余談おわり!

500 国民国家の時代

〈第六回〉

510 ネイションという人間集団

511 用語の説明

これまでの領域集団は、王や領主のある種個人的な争いのもとに変動しているものであった。しかし 19 世紀には、それとは別にそこに住まう「ある人間集団の影響」、意向に左右されるようになっていった。この新しい人間集団こそが、ネイションなのである。今回はネイションに支えられた国民国家というものを見ていく。まずはそのために前提知識となる用語の解説を少し入れておきます。

(1)ナショナリズム

ナショナリズムとは、ネイションと言う人間集団の至上性と一体性を主張する意識のことになる。

②国民国家

国民国家とは、ネイションに、あるいはナショナリズムに支えられた国家としてとらえると良い。

③国民形成 nation building

そして、ネイションと言う集団としてナショナリズムの意識を高めていくことが国民形成と呼ばれる。この観点からみれば、国家の形成には、枠としての国家そのものの形成だけでなく、国民形成も必要になってくる。

メカニックな国家としての枠に対して、オーガニックな国民というまとまりを作って行くと言う意味で、国家「建設」ではなく「形成」と言っている。

512 ネイションの構成要素

では、ネイションであるためには具体的に何が必要か考えていこう。

①民族的要素が必要だとする意見…言語や宗教、人種、地理などの一定のまとまりがネイションには必要だと一般的に解されている。この文脈ではネイションは民族と訳されることになる。

だが、ルナによる「nation とは何か」という議論によると、これは確かに構成要素だが、不十分だという。

②政治的要素が必要とする意見…これが決定的にネイションには必要なのだとルナは言う。ある国家や政治的共同体を構築しようとする、そもそもの共通の「意思」としての政治が、nation には欠かせない。このような意味での nation は国民として訳されることが多い。

今は簡単に二分して要素を挙げたが、やはり問題点というか批判もあったりする。第一に、「単純すぎ」。上のは「ドイツ型」、下のは「フランス型」とも言われるのだが、民族的要素がある状態に政治的な働きかけや操作があって初めて nation なのだ。どっちかに比重をおけばいいってもんではない。市民としての国民にも民族性はもちろんある。

第二に、国民形成あるいは民族形成において、各地に色々な人種、宗教があり、多様な生活圏を持って暮らしているのは昔からじゃないかと。だから民族的要素うんぬんよりも、そういう連中をまとめあげるに至る「社会的コミュニケーションの手段が発達してきた」ことの方が必要なんじゃないの?という見方も。19世紀における民族的出版語の発達が大事だとそういう人たちは言う。ベネティクト・アンダーソンの『想像の共同体』という本の中で、国民はそうしてまとめられた「想像の」共同体なのだとされる。

第三には、①も②の意見も、何らかのものを「共有」しているという見方をしているのだが、ナショナリズムの話をする上では、内部の同質性から述べていくのは適当ではなく、むしろ外部との隔絶性から入っていくべきではないかという議論もある。

これによれば「敵」の存在、それに対しての憎悪の感情がやはり、ヨーロッパの国民形成においては重要であった。ヤイスマン『国民とその敵』では、反ユダヤ意識がヨーロッパの国民意識の形成に果たした役割などが詳細に述べられている。

とまあ、この議論は一つの答えがあるものじゃないんだよね。仕方ないので広い視点で捉えていこう。

520 国民国家の広がり

521 国民国家成立のパターン

北西ヨーロッパを見ると、19 世紀にそんなに領域が変わっていないが、中央では領地整理が進み、東では新しい国家がたくさん出来た…こんなヨーロッパの様子を見ながら、国民国家の成立のパターンを分けていきたい。北西では19世紀以前に安定した国家がもう作られていたため「既定型」と呼びたい。というのは、安定した枠組みを前提とした中で国民形成が行われたからである。

たとえば、フランスはもう領域と言う枠組みは出来ていたが、その中で国民意識があるとは限らない。そこで国家が作為的に、その精神面の統制をはかるわけである。ホブズホウムとレンジャーの『創られた伝統』では、「伝統」とされるものがまさに 19 世紀に作為的に作られ国民意識の形成に役立てられたことが指摘されている。

中央では「統一型」と呼ぶべきだろう。ナショナリズムが関与しながら多極化した国家が統一されていく国民国家の形成のされかたがされている。

東では「<mark>分離型</mark>」として、第一次大戦後に多民族帝国が崩壊するなか、民族自決の原理によって国民国家が形成されるようになった。

522 補足、民族自決について

民族自決は究極的には、民族がそれ自身の国家を持つことができるという考えにつながる。ただし現実問題それは無理で、国家になれるかどうかには、恣意的なものも大きかった。

さらに「分離型」の国家に関しては、ほぼ必ずと言っていいほど<mark>少数民族の問題</mark>が生じる。現実として様々な民族は入れ子状態で存在していて、どう分けようが完璧に民族を分けきれない。その結果多数民族と少数民族が、さらに悪いことに「異なるレベルで」存在してしまう。異なるレベルと言うのは、国家の分け方によって、ある

国では多数民族だった民族が別の国家で少数民族になってしまうということである(例えば、500万人の国家のうち、A民族が400万人、B民族が100万人だとする。まとまって居住していたB民族が独立すると、B民族居住地にいたA民族のうち数万人くらいはきっとそれに巻き込まれ、新しくできたB国家のなかでは100万人の(厳密には元の国家に残る人もいるだろうが)B民族に対して少数民族になってしまうだろう)。

この点でみれば民族問題は、民族自決の精神のせいで逆に「増えてしまう」のである。

530 国民国家の多様性

531 国民国家いろいろ

さっきまでは「出来上がり方」の話をしていたけれど、出来上がったあとの国家の類型もいくつかある。というのも、これから話していくけれど、国家のまとめあげを遂行していく状況があまりにも違うからなんだよね。

①連邦制国家と単一国家

例えばドイツは連邦制を取る国家で、イタリアは単一(主権)国家である。統一の時期も同じだし、分裂した国家 状況を統一、ビスマルクとカヴールというカリスマ野郎もいた…結果もナショナリズムが発達して WW 2 へ…こ んな似通ってるのになんでこんな違いが生れたのだろうかせっかくだから考えてみよう。

この差を生んだ原因を端的に述べるならば、統一の戦略と現地の国家状況の違いであろう。

イタリアは、サルデーニャ王国以外には、軍隊、政治ともに近代国家の体を為していた「国」はなかった。だからイタリアが統一される際に、そんな雑魚どもにまで権力を与えるわけにはいかなかった。

それに対して、プロイセンが中心となってドイツを統一する際には、あたりに「近代国家」が多すぎた。こいつらを全員打ち倒す事は厳しい。

※ちなみに連邦制の核心とは、各地方制度が全国レベルの立法に関与できる仕組みがあることに他ならない。だからアメリカもドイツも、上院には各州の代表が入っている。そういう意味では一院制と連邦制は同居しない。

②開かれた国民国家と閉じた国民国家

国民国家においては、「国籍を誰にあたえるのか」と言う問題がある。フランスなど、フランスで生れさえすれば、手続きをとれば外国人でもフランス人としてみとめる出生主義をとる国とドイツなど「その国の親を持たないと認めない」とする血統主義を取る国が存在するなど、国民国家をどこまで「開いていくのか」も国によって様々なのである。これによっても分類は可能であろう。

600 自由主義的国家とその変質一保護主義と初期社会政策

〈第七回〉

さて、産業革命以降競争力を各国が得てからは貿易において「自由」であることが各国共通の政策的指標だった。しかしその自由主義的な国家観は、ここに変質していくことになる。それが今回のテーマ。

610 19世紀のグローバル化と自由主義的国家

611 19世紀のグローバル化

さて、第五回かなんかのおさらいになるけれど、19世紀末にはグローバル化が進んだんだったよね。理由は

1860 年以降、各国が競争力をつけて自由貿易を推進してきたのと、コストの安い蒸気船や鉄道とか、輸送手段の発達で貿易がやりやすくなったこと、あとは金本位制が採用されて国際的金本位制が確立したこと…とか説明されていたはず。

さてここで、第五回で説明してなかった「<mark>金本位制</mark>」についてまずはみていこうと思う。

金本位制っていうのは、通貨当局が常に自国の通貨と一定の比率で金を交換することを保障したシステムと言われるよね。 すなわちいつでも 10000 円渡したら金を5グラムくれるよ~みたいな感じ。

実はこのシステムは、自由主義の精神を国内的にも国際的にも最もよく表している制度だとされる。システムそのものが自由主義と言われてもおかしくないレベルのすげーシステムなんですよとのこと。



世の中金なんだ世!!!

612 金本位のここがすごい!

じゃあ国内編と国外編に分けて、金本位がどうしてこんなに評価されているのかを見てみよう! 〈国内編〉

さて、国内に置いては、金本位制は国家の<mark>恣意的な金融政策が防げる</mark>という効果がある。すなわち、金本位制により、<mark>通貨の価値は安定</mark>する。よってここに、当局には兌換に備えたある程度の通貨の貯蓄の必要性が生れてしまう。だから裁量的にお金をばらまいたりはできなくなるし、財政均衡を保つため金融政策や財政出動は<mark>抑制的なもの</mark>にならざるを得ない。こうして政府の介入なく、安定して貿易を自由に行うことができるぜ!というわけである。まあのちの大恐慌にこれがつながるけどね。

〈国際編〉

国際的には、取引の安全性の保障がなされることで貿易が促進される。すなわち、金の価値は変わらない以上、取引においても金に裏打ちされたお金を使うことて、買う側も売る側も無駄な疑いをはさまず安全に貿易ができるというわけである。

さらに言えば交換比率が一定な以上、各国の間の<mark>為替相場も一定</mark>に定まり、固定相場制のもと通貨交換が容易に可能になるという効果もある。

※為替の安定機能

為替相場が金に対しての実質価値と「ズレ」ても、市場原理によってもとに戻るので安心。

例えば1円=2ドル=金10グラムが実際の金に裏打ちされた為替としよう。どんだけ高い通貨だよって話だけどそこはご愛嬌。ここで1円が3ドルになったとする。円高ですね。俺が1円で速攻でドルを買う。そしてそのドルで金を買う。そしたらなんと!3ドルで金を買う訳だから15グラム買える!1円は本来10グラムなのにお得じゃん!俺なら倍プッシュでドルを買う。

でも皆そうするじゃん。そしたらドルの需要が増すんでしょ?ドル値上がりするじゃん。これで元に戻るぜ!ってわけ。円安の時も同じだよね。

こういう風に、介入しなくても貨幣価値のバランスを取ってくれるから、国家は中立の立場でいて構わないって 意味ですごい自由主義的なんだよ。

ただし、金は無限にはない。この点で<mark>経済成長なんかの足枷</mark>になっちゃうんだよね。1971 年に二クソンが「ドルショック」って言って金兌換を停止したじゃん。丁度経済成長の終わりごろだよね~。

612 19世紀の自由主義の国家の機能

さて、自由主義体制が発展してきたことは分かった。ではそんな国家において、政治はというか国家は何をすればいいんだろうか?ニートですかね?ここでは自由主義時代とされるナポレオン帝政〜第一次大戦くらいの国家の役割をみていこう。この間、そんなに大きな戦争はなかったから、自由主義的な国家にしてみればラッキーだったかもね。

雑に言えば、ここでは国家と経済の分離が求められた。自由な経済活動のために条件を整備して、社会秩序さえ守ってくれれば、景気対策も福祉もいらない。自由貿易体制をサポートするだけの「<mark>夜警国家</mark>」がここでは観念されていた。そのために以下の役割が求められることになる。

①私有財産の保護や営業の自由

- ②法定通貨の独占とその価値の維持
- ③度量衡、通信、輸送網の整備
- ④銀行などの信用体系の構築への関与
- ⑤民商事法分野での法整備

……うーん。完全に警備員扱いです。自宅警備員の偉いバージョンにしか見えない。

620 自由主義的国家の変質の始まり

621 保守主義への転換

しかしそんな自由主義的な路線は貫徹できなくなってくる。そのきっかけはもちろん、不況であった。

1873 年から 1896 年の間に襲った大不況は、工業化時代になってからは初めてのものであった。もちろん国によってそれによる被害はバラバラだし、中には不況にはなっていないようなところもあったのだが、ここで実体的なダメージよりも強かったものがある。心理的な動揺である。自由に貿易さえできればうまく市場原理が働くとか思ってたんだからそりゃあショックだよね。

追い打ちをかけるように、アルゼンチンやロシアから安価な穀物が入ってくるようになり、農業と工業の同時不況に見舞われたのがこの時期であった。安価な穀物が、「自由貿易」だから邪魔されず入ってくるんだよね。「自由貿易」だから。

そこで国内産業の保護のために、自由主義の歩みはここで少し逸れて、保護主義への転換が始まることになるわけだ。こうして「保護」を政府がするようになると、急速に産業会で団体化が進む。圧力をかけて、政治的な「保護」を受けるためにね。議会政治の時代から、組織政治の時代へ。自由主義的な政治スタイルもまたここで変容をとげていくことになる。

結果、イギリス、オランダ、デンマークを除いた国では保護関税が導入されることになる。以降、経済危機への対応策として関税はさかんに活用されることとなった。

622 初期社会政策の開始

さて、組織化に意味が見いだせるようになった保護主義的な体制下で、最も組織化の主体となった集団はやはり 労働者であった。彼ら労働者層は、労働組合を結成することで、これまで黙っているしかできなかった対経営者 に対しての団体主義的な利益の主張を行ったり、「市民」として社会主義政党など左翼的政党を通じ議会で利益 を訴えるようになった。

政府はこれに対して、当然黙ってはいない。特に選挙というシステムがある以上、左翼勢力が増長するのはいただけないだろう。

ここで政府は、労働者を懐柔しようとする。例えばドイツでは 1878 年の社会主義者鎮圧法に代表される労働 運動弾圧を行いながらも、労働者に対して待遇改善をもちかけた。それこそが、社会保険である。

社会保険とはすなわち、<mark>老齢</mark>や病気、失業など生活困難なリスクに直面した人に、保険料から所得を補てんして やる制度のことである。

この枠組みが、現代の<mark>福祉国家</mark>の起源となっているのは疑いのないことだろう。もちろん福祉国家の社会保障はこれだけではなく、社会福祉や公衆衛生、医療保障をふくむレベルの高いものだけれどね。

ドイツでは、疾病、労災、老齢、年金という四本柱の社会保険を実施し、これは第一次大戦後にヨーロッパ各国に普及することになった。

言ってみればこの社会保険の誕生は、国家が<mark>所得再分配</mark>を行い始めたということに他ならない。自由主義的な性質はここに払拭され始めたといって構わないだろう。

※なくなったわけではない。もちろん失業保険など、自由主義観では自己責任と言う見方が強い部分についてはまだ保険制度は整備されず、失業保険が広がったのは第二次大戦後である。そういう意味で、払拭とは言っても、完全な断絶はまだ先だったことに注意しよう!

今回の参考文献は、ポラニー『大転換一市場社会の形成と崩壊』でしたー。

700 19世紀末ヨーロッパにおける政治社会の変容

〈第八回〉

710 自由主義の後退

711 自由主義の政治スタイル

さて、前回は主に経済面での自由主義からの変容について話したので、今回は政治的な側面から自由主義におき た変容について話してみることにするよ!

ではでは。まず自由主義的な政治体制の特徴を確認してみることにする。言葉としては名望家政治ってのが有名だよね。地元での個人活動を中心にして、各地の「名望家」が議員となって、その議会活動が政治の中心となっていくスタイルであった。これが主として自由主義での政治。だから、別に大衆に向けた選挙活動なんてしなかったし、議席の変動もなかった。政治の参加もかなり小さかったというのもやったよね。

712 自由主義的な政治スタイルの変化

そんな政治の在り方が19世紀後半には変わって行くことになる。

まず現れてきたのが、「大衆政治」の登場である。選挙制度が民主化されていくなかで<mark>選挙権</mark>が拡充されていくにつれて、大衆が政治に参加するようになったのだった。このことを政治の大衆化だとかいうんだけれど、これが「大衆に向けない」財産と教養を持った人に政治の世界を閉ざしていた自由主義を変容させていく。

第二に、政治そのものが<mark>組織化</mark>されていくようになってくる。前回、議会が保護関税を導入する際などに「<mark>組合</mark>」 運動が発達したという話をしたが、議会外の政治団体の政治の場への圧力や参加が増大してきた。

これは名望家にとって非常にいやな出来事であるのは言うまでもない。

だって、政党だとかいうモノが出来上がり、かつての議会内の緩やかなまとまり(議員団)中心の政治というスタイルが維持できなくなってくるわけだし。

注意するなら、議員から政党ができたのではなく、その「外」の勢力が力を持つためにまず議会の「外」に「政党」を作り、そこから派遣していく形で議員のなかに勢力を持とうとしたことだろうか。だから議員は政党組織の一部分にすぎないんだね。こういった「組織政党」の存在が19世紀後半の特徴。

そしてそんななか、自由主義に対して競合していくものがどんどん出てきたのだった。

つまり、<mark>自由主義的政策への反発</mark>など上にみた事情を出現の契機として登場してきた、新たな「外」の政治勢力をここでは押さえておく必要が出てくる。

720 新たな政治勢力の登場

721 社会的亀裂

ヨーロッパにおいては、政治勢力としての政党の特徴として、それが歴史的に形成された社会における対立の反映だとされている。言い換えよう。新たな政治勢力としての政党の登場は、社会的亀裂を発信地にしていた。

これは日本などとは決定的に違う。自民が保守だとか、民主が中道だとかはぶっちゃけ歴史的対立なんか反映してないし。それに対しヨーロッパでは、主として19世紀の資本主義の発展、工業化にともなって形成された普遍的な社会的亀裂:「労働対資本」という軸が存在する。

この亀裂から、弱者の方が徒党を組むと言うのは集団の力学というか作用なので、ほとんどすべての国で社会主義政党が形成されることになる。

さらには地域色のある社会的亀裂としては、「<mark>国家対教会</mark>」と「<mark>都市対農村</mark>」という軸がある。まあ対立自体は どこにもあったろうが、それが政党レベルまで引き上げられたという点で「<mark>地域的</mark>」と言っているのでまあ納得 してほしい。

Round1「国家対教会」

16世紀、宗教改革以降のヨーロッパの宗教分布としては、A 南部のカトリック同質地域、B 北部のプロテスタント同質地域、C その中間の混合地域といった形になるだろう。(上に行くほど北)A と B 地域においては、フランス革命以降の国民国家の建設とともに、国家と宗教の対立が生じることになる。

キリスト教と政治の関係は、図に表せば以下のようになる。

もう明らかに一つだけプライド的にも歴史的に国家に対立を起こす輩がいやがる よね。カトリックの地域です。この辺りではかなり争いがおこり、宗教勢力が自由 主義に反対する形で政党を結成させていくことに。



プロテスタント…英国国教会やルター派など、バラバラ。特に前者は国家と結びついている。ルター派も、宗教は内面の問題であって、世俗世界の権威に従っていた。※カルバン派は例外的

カトリック…いちおうそれまでは世界最大勢力だった わけで、世俗の「国家」に反発していく。 東方正教…世俗の権威に協会は従う。正教自体が各地に様々な形であるため、まとまって勢力化しない。 なので争いはなかなか起こらない。

※カルバン派…例外的に、世俗との衝突も辞さないスタイルをとる過激派。

Round2「都市対農村」

工業化が遅れるってのは、**農業セクター**が強さをまだ保っているということである。19 世紀に工業化や都市化が進んでいくと、その分農民の権利を求める**農民政党**が出てくることになるわけだ。

こういうのが見られたのは特に北欧と東欧だった。現在のチェコにあたる地域なんかがいい例になる。

このような様々な亀裂が、欧州での政党形成の際には社会的な背景として存在していたのだった。そしてこいつらの登場は、先に述べたように自由主義的な政策への反発という文脈だったこと、そこまでおさえておこう。

722 自由主義に対する挑戦者

さて、歴史的経緯に照らして、自由主義に「反発」する土壌の存在を確認したので、もっと具体的な政治勢力と しての特徴をみていこう。

1)社会主義

社会主義はまあさすがに習ったとは思うんだけど、一応ここで説明する。もちろん異論もあるだろうけどここでは分かりやすくするための便宜的な説明だから許してね。

社会主義とは、「<mark>経済的な平等</mark>(民主主義)」を求める運動だと位置づけることができる。自由主義が招いた<mark>経済的不平等への反発</mark>からきた考え方である。

理想的な経済的状況をまず考え、その実現にむけて社会や政治へ介入していくことを肯定するわけだ。ただし、その目的達成の手段あるいは制度をめぐって対立が発生し、19世紀末くらいから内部での分裂が起こる。

ここで社会主義内部には一方に「社会民主主義」という政治的自由の利点を活用し議会を通して政策を実現していく見方が出てきた。社会主義は基本的に議会に反発していたので、この点新しいと言えるだろう。

もう一つは言うまでもないが「共産主義」である。議会なんてのは結局ブルジョワたちの権力機構で、それに参画してもブルジョワ的秩序を強化するだけだろうという考え方をする彼らは、目的達成、権力掌握のためには暴力を含む革命も辞さず、最終的に経済的な平等を求めるにあたって、抑圧されない人間からなる「コミューン」を設置しようとすることになる。

まあここに共産主義の限界というか悲劇があって、コミューンという理想社会を実現するために、非常に<mark>集権的で独裁的な</mark>政権を維持していかなくてはならないという矛盾が存在する。権力維持ができなかったらできなかったでソ連みたいになるし、できたらできたで『1984』のビッグ・ブラザーだったか、あれに近い狂気じみた何かになってしまうわけで。

※注意

マルクス自身は共産主義、社会主義という言葉を「同じ運動の段階の差」として、社会主義を共産主義の前段階のものだと捉えていた。

だが、1930 年代に、ソ連の幹部が「社会主義の完成」を宣言するが、「共産主義への移行」は言及がなかったことを踏まえると、かつての東ヨーロッパのことを共産主義体制と言うのは共産党がトップだからで、結局この二つの用語の使用のされ方にはあまり違いがなかったように思える。上記のように社会主義を区別していくときやマルクスの見方をする時に、厳密な区別が必要になってくる。

※注意2

社会民主主義というとなんかマイルドな感じがするが、そんなことはない。特に 19 世紀後半のドイツでは、社会民主主義はマルクス主義そのものと言う意味を持った過激なものであった。「国家社会主義」という言葉に対抗するための言葉としてこういう「民主」というのが足されているだけです。

Gesetz gegen gemeingefahlichen Bestreburngen den Sozioldomokratie(社会民主主義の反公的行動に対する法)綴りがちょっとドイ語知らないから微妙だけどこんな法律もあったよー。

まあ第一次大戦付近で社会民主党が出てきた辺りで分裂もあって、こんな感じだったドイツも社会民主主義的な 奴らと共産主義的な奴らを分離して考えることが出来るようになったけどね。

②政治的カトリシズム

自由主義や自由主義的政策に反発する形で出てきたのがこれだったよね。政教分離だとか世俗主義から、当初は教会は政治活動に否定的であったが、自由主義や社会主義の活動を前にして、社会的政治的活動を容認してくることになる。当時は保守的政党と選挙協力を行っていたのだが、だんだんと自らの政党の結成、議会進出をはかって行くことになる。

こうして、カトリック世界にはりめぐらされた様々な組織が政治的に動員されていくことになる。

ただ、じゃあこいつらの「政策」の目指す方向はあるのだろうか。反発してるとこしか見てないから、一体こい つらが権力を政治的に持ったら持ったでどうなるのかが見えてこないので頑張って見ていく。

まずは彼らの考え方の基本となる、「連帯」と「補完性」という考え方をみていこう。

◆「連帯 solidarity」

自由主義は、社会をバラバラな<mark>個人の集積</mark>と、社会主義は社会を資本家と労働者の<mark>対立構造</mark>だと考えるが、どっちも違うと彼らは言う。人間は独自の機能を持つ「<mark>社会的な存在</mark>」で、それが集まって調和して社会ってもんが出来あがっているのだという。

ここからは、人間の自己決定を超えるというか制約する、倫理的道徳的なルールの存在が肯定される。(倫理的な保守性)だから妊娠中絶や同性愛に対しての「制約」が政策的帰結として導かれるわけだ。

◆「補完性 subsidarity」

市場原理によっての「社会問題」の解決は不可能だと言うのがもう一つの前提。国家権力の介入は、肯定される。 ただし、「連帯」によれば国家は有機体的な結合に基づくもの。だからそれを破壊するような介入は不適切なも のとして認められない。より身近に解決できる問題はそこで解決する、国家の介入は必要最小限であるべきだと いうのがこの補完性から導かれる帰結である。

ということで今回は以上。参考文献は田川建三『キリスト思想への招待』(勁草書房)

800 政治体制の議会化

〈第九回〉

810 19世紀における民主化の進展―議会化(議員内閣化)

811 19世紀的政治体制とその変容

19世紀の政治体制ってのは、「君主官僚政府と議会とが対峙する体制」とあらわす事が可能。

つまり、<mark>選出的代表と非選出代表</mark>とが組み込まれた二元主義(Build-in dualism of elective and non-elective representation)と言い換えることが出来る。これは 19 世紀に特有の政治体制であった。18 世紀にはほとんどの国家が<mark>絶対主義</mark>の時代であり、イギリスを除いてはまだ存在していなかったし、20 世紀にはもはや存在しない。この存在しないっていうのはあれね。もう議院内閣制が完成しているって意味ね。

ここから見方を変えれば、19 世紀を通じて議会(多数派)が執行権を掌握する「<mark>議院内閣制</mark>」が完成していったのだ、ということだってできるはず。

812 各国の議院内閣制化

さてでは、各国の議院内閣制への道のりを見ていくことにしよう。

パターン①革命的突破からの長いみちのり

イギリス…1688年の名誉革命で「議会主権(King in Parliament)」が謳われるなどスタートが早かったが、その後は結構ゆっくりと行ったり来たりを繰り返して定着していった。

そして 1721 年-42 年の第一大蔵卿ウォルポールの長期政権は、41 年の選挙に勝利したのにもかかわらず 議会支持が不十分として辞任することで終わるなど、議会の勢力は拡大していった。

1830 年代に、後継首相の決定が国王指名から<mark>政党指導者による推薦・選挙</mark>によるものになったし。1860 年代に二大政党制が整備される中で国王の仲裁機能は残ったけどね。

フランス…1789 年革命で議会政治への端緒をつかむことになる。ただし、その後が結構長かった。激しい体制 変動のなかで議員内閣制への定着は 1870 年代からに遅れる。

両者ともに、議会に権力が移ってから議員内閣制になるまでに時間がかかったと言える。

パターン②政治参加の拡大に議会化が先行

ベルギー・オランダ…は 19 世紀前半からなかばにかけて議会化した。 しかし 1880 年代にいたるまで首相 任免をめぐる国王の介入は消えない。

パターン③政治参加の拡大後の遅れた議会化

スウェーデンやデンマーク…20 世紀初めまでの大衆政治化に伴う議会の圧力が、政府と議会の関係を変化させることになった。

パターン④挫折(第一次大戦後に初めて議会化)

オーストリア…議院内閣制がルール化されてはいないが、官僚政府と議会との人的流動性が高かった。その点では下に紹介するドイツなどとはタイプが違う。

ドイツ…議会化しなかったどころか、二元主義的の体制の固定化、安定化が行われたと言う19世紀的ヨーロッパにおける例外的事例。せっかくなのでこの後取り上げようと思います。

820 例外としてのドイツ帝国

821 ①多数決を阻む紛争解決原理

議会政治の紛争解決原理は<mark>多数決。</mark>そんな議会政治が達成されなかったということはすなわち、ドイツ帝国には、 その<mark>多数決原理を阻む紛争解決原理</mark>があったということを意味するだろう。

もちろん、特にビスマルク政権に代表されるような<mark>強権的な権威的統治</mark>が行われていたというのもあるのだが、ここではオスナブリュック講和条約第五条第五十二項に書いてある条文をヒントにその第二の原理について考えてみることにしよう。

【オスナブリュック講和条約第五条第五十二項】

「カトリック派等院及びアウプスプルグ信仰告白派等院により、等院が一体のものとしてみなされえないような宗教およびその他全ての問題については、**多数決に考慮をおくことなく友好的和解によってのみ、** 紛争を解決する」

宗教問題のような社会的亀裂に対しては、これは決して多数決によって決めていい事ではないとして、「<mark>友好的和解</mark>」という別の紛争解決原理がここに示されている。

カトリックとルター派はここで両派の対等・平等を示されることになる。多数決を前提とすれば、党が宗教団体のように結束しているのならば多数派が絶対に勝つことになるが、それは結局両者の対立を生むだけで、過半数をめぐる戦争になるだけだ。

それに対して友好的和解はなかなか難しいところではあるのだが、それでも血で血を洗うことなくお互いに意見をまとめ話し合うことが出来る。

この「**重要な問題であればあるほど、多数決では決めない**」という原理は、ドイツの基本ルールとして受け継がれていくことになった。<mark>労資の対立</mark>が激しいドイツとかでは、そもそも多数決が受け入れられなかったなど、ヨーロッパの「対立」を軸にした風土がこの原理を生み出したともいえる。

さて、今例にあげたドイツではビスマルク時代後、さらに「交渉」の重要性は増していった。ドイツ帝国議会は確かに多数決はとるが、政治決定の実際としては、多数派の形成の「確立」ために国内の左派から右派までに交渉を行っていた。がっちりと区画化された多党制を前に、政治的決定は政府と政党間での交渉にまかされていたのである。

ドイツの例の話はまだまだ続く。

さっきから言っているけれど、実際に政府がこうあるなかで、社会主義政党など「亀裂に基づく」少数派が存在するがゆえ、「多数決」以外で決定をするための緩やかな協調の枠組みが所与のモノとして存在していたんだよね。その枠組みの中で、社会主義政党以外の政党(ブルジョワ政党など)は何を目指していたか。それは「権力を目指す」というよりも、カトリック世界ならカトリック教会、農民党なら農村、各政党が背負っている勢力に「利益」をもたらすことであって、すなわち利益政治を期待されていたのだった。

こいつらは自分たちの利益が関わる「亀裂」についての立法や予算審議について、政府と協調して譲歩を引き出していった。権力をとるためには政党がお互いに協力して、お互いに執行権掌握のための協力や統一的な体制方針の作成を行うものである。だが、権力を求めない以上、そういう動きは起こらない。大衆政治が進めば進むほど、こうした利益政治の動きは進んでくるのである。

823 二元主義的体制の議院内閣制に対しての優越感

こんな二元的なシステムを取っている国は「議院内閣制?このク ソカスがァーッ!」という見下した思考をすることが多い。

議院内閣制は<mark>議会と政府の融合</mark>を前提にしているわけだけれど、 とりわけナショナリズムが要求される当時の時勢のなかで、議会 の影響が政府決定に及び<mark>リーダーシップ</mark>が発揮できない時点で、 これはもう欠陥だと。

それに対し二元的体制ではリーダーシップは政府の次元で、議会 は議会の次元で峻別されるから、決定に関しては一貫して行うこ とができるのである。

実は議院内閣制への批判は、イギリスでは二大政党制なので少なかった。そこそこリーダーシップもあるし。この批判は明らかにフランス(第N次共和制とかふらふら)に向けられたものであって、さらには自国愛=ナショナリズムに向かっていったのだった。だからドイツは、議員内閣制へと向かわなかった、少なくとも外部の影響が及ぶ大戦後まではね、というわけでした。では今回は終わりー。



こいつの思想もここからきてるのかも

900 第一次世界大戦の起源

910 問題の設定

911 サラエボ事件はそんなに大ごとだったのか

さて、いまさら説明するまでもないが、第一次世界大戦の直接の原因となったのは、サラエボ事件という、言ってみればヨーロッパ辺境の一事件であった。

この小さな事件がのちの「総力戦」と呼ばれる過激な世界大戦につながったのである。

かつて、ウィーン体制以降この第一次世界大戦までのあいだ、ヨーロッパでは確かに戦争は起きた。しかし、それは皆局地的で小規模なものばかりだった。30 年戦争からナポレオン戦争の間は多くの戦争こそ起きたが短期のものだったし、ナポレオン戦争以後、この大戦までは大戦争のない「平和な時代」だったと言える。

なのに、いつのまにか局地的な争いが国際的な大戦にまで発展するようになっていたわけである。この裏にある「変化」とはいったいなんなのだろうか?

920 ヨーロッパ国際体系

921 16-17世紀以降の国家建設の対外的側面

さて、実はヨーロッパには、16世紀以降、対外的に見て独立・自律したいわばヨーロッパ国際体系とでも言うべきものができあがっていたのだ、というのが先の問いに対しての一般的見解である。

ただその独自の理論で展開する「自律的な」システムことヨーロッパ国際体系とはどういうものなのか?

特徴①主権国家がプレーヤーである

当時のヨーロッパは英仏露、プロイセン、ハプスブルク帝国という大国列強が主体となって、五頭政治と呼ばれる主権国家同士の規律関係を作り出していた。

特徴②大国間の関係は「勢力均衡」のメカニズムによって律された

そして、その主権国家というプレーヤー同士の勢力図は恐ろしいくらいに柔軟で変化に富むものだった。AB 国が強くなれば残りの CDE は結集する…など、いわゆる「勢力均衡」によるパワーバランスの維持が当時の 国家関係の基礎となっており、その ABC…の組み合わせはイデオロギーとは別次元にあったためすぐに解消 や終結を繰り返したのだった。

特徴③支配対対抗の動きの解決法

もちろん戦争になる場合は非常に多かったが、これは国際会議による話し合い、外交交渉によって解決されるという場合も多かった。交渉が制度化されると、秩序としての勢力均衡が形成された場合もある。ヨーロッパ協調を宣言したウィーン体制などはまさにそれだろう。

922 1648年のウェストファリア条約の位置づけ

この大前提となるのが、ウェストファリア条約における「主権国家」体制の樹立であったのにはここで触れておきたい。

さて、ウェストファリア条約では、今までの神聖ローマ帝国という存在によって保たれていた「世界とは普遍帝国によって支配されるのだ」という枠組みの根本的な変革が行われた。

そもそも普遍帝国の概念は空洞化しつつあったのだが、この条約では帝国領邦のそれぞれの外交、条約締結を帝国の平和を脅かさないと言う条件で認め、言ってみれば領邦の<mark>過去の施政を追認</mark>し、名目上は確かにローマ帝国の顔を立てながらも、事実上の主権の「国家」への移譲が承認されたのである。

国家よりも上の存在とは、概念としては関知されたが、実質としてはこれ以降失われていたように思う。そして、 各国家を単位とした形での「和平」の在り方が模索されることになるわけである。

この意義は大きい。<mark>勢力均衡</mark>という共存可能性を提示した(もちろんこれではダメだったのだが)だけならず、ほとんどのヨーロッパ諸国が和平に賛成するなかで、これ以降フランス革命までの和平会議のモデルとなるようなリーディングケースとなったのだから。

923 17世紀後半~18世紀末までの意識

こうした前提もあって、18 世紀末までには勢力均衡原則が制度化され一般的に普及していたのである。例えばルイ 14 世の領土拡張政策に対しては、対仏連合と言う形で勢力均衡が保たれようとしたし、ユトレヒト条約においては初の明文化がなされた。すなわち、「ヨーロッパの安全と自由はフランスとスペインの王国が単一の国王のもとに合同しては絶対になりたたないということに端を発していることに鑑み」とあるほか、明確に勢力均衡の文字が使われている部分もある。この方針はこれ以降の条約にも継承された。

930 大戦の起源

931 国際体系の変質と崩壊の結果としての開戦

そんな状態だったヨーロッパが、大戦に向けてどう変質していったのか。ついに本題です。面倒なので結論から 言うと、パワーバランスが勢力均衡!といってられない次元まで偏り始めたんです。

ウィーン体制からドイツの統一くらいまでは、勢力均衡の図式のもとに**緩やかな多極的構造**が出来ていた。しかし、19世紀の後半になってくるといわゆる大国のなかでも、ドイツとイギリスの強さが抜きんではじめる。さらにはドイツのパワーが<mark>経済的</mark>にも軍事的にも植民地勢力的にも増大してくると、イギリスのパワーすら相対的に低下してきた。

こうなると大国同士の組み合わせも、英独の二国を双極とした<mark>硬直的</mark>なものになってくる。今までの流動性は失われ、<mark>仲裁国も不在</mark>の状況が生まれてしまった。三国同盟 VS 三国協商はこのような文脈のなかで生まれたものである。

932 同盟の硬直的二極化論への批判

ただし、このまま単純な二元構造でこの大戦前の状況をわりきってしまうのは適切ではない。というのも、同盟の強化のなかで、実はこの英独の対立構造とは全くなじまないような<mark>混乱した同盟関係</mark>が出来てきてしまったからである。

だが一方で、各国は同盟のコスト、すなわち望まざる戦争に巻き込まれるリスクを認識していたのも事実である。 ここで対抗陣営の国との関係改善の試みを行った結果、実は非常に混乱、交錯した同盟関係が生れていたのであ る。同盟関係の交錯は、予測可能性を各国から奪うことになる。

そんななかで頼れるのは、やはり伝統的持続的な同盟関係と自国の軍事力しかないだろう。ここに<mark>軍拡、戦争計</mark> 画が表れてくるのである。実際、ドイツの立てたシュリーフェンプランは、ロシアがどう動くか分からない→だ からどっちにも対応できるような戦争計画を立てよう!という流れで立案されている。

933 政治家の判断の歪み

さて、この議論は完全に脇道だったので本題に戻るが、ここで仮に硬直的同盟は大戦の要因だったという見方を採用したとしても、それだけで大戦は必ず起こってしまうようなものではない。事実冷戦だって硬直関係だったけど全面戦争にはなってないじゃん。そこにはやはり別の原因、もっと言えば政治家たちの判断の誤りと言う側面があったのは否めない。

戦争をするかしないか決めるのは政治家である。政治家がなぜそこで我慢して戦争を回避、外交努力を続けなかったかにも、視点をおいておきたい。

その要因となるものはやはり、ナショナリズムの空気である。19世紀になって、政治に対する様々な圧力がかかるようになり、世の中の多様な利害の調整は難しくなってきていた。農業、工業、商業…様々な要素の混交の中、国内のナショナリズムに統合基盤を見出そうとしていた政党が現れ、政治に訴えかけるナショナリズム団体のほうも国民に呼びかけ、ポピュリズムに働きかけるようになっていた。こうして国内に、国益と言う観点から軍事的価値の優位性を認める価値観が充満すると、国際紛争の解決手段として戦争が肯定され、強い戦争指導者が賛美されるようになってきていたのだった。

もはやここでは国家の強制によらない形で社会が自発的に軍事的なものの価値を高めていっているスパイラルが出来上がっていた。このことを用語として、**軍事化**とか言ったりする。

さて、こうした状況の中、政治家のほうも実は社会的な<mark>ダーウィニズム</mark>の流行のなか、<mark>適者生存、自然淘汰</mark>の考えに親和的になっていた。(この考え方がどこに向かうかはわかるよね。ナチスドイツ下のホロコーストにみられる人種主義の思想である)

このようなメンタリティが、さきのナショナリズムのなか、争点化した国益に関して譲歩を許さない空気と結合 して、判断の歪みをもたらしたのだ。

結局、サラエボ事件は確かにただの一事件でしかなかったのかもしれない。でもその裏に、ヨーロッパの確かな変容、政治家のメンタリティや社会の空気の変容があったからこそ、その「一事件」がこのような総力をかけた大戦にむすびついたのである。ということで今回は終わり!また次回!!

1010 体制の民主化とその挫折

1011 体制の民主化一議会制民主主義-

戦争の話は軍事論なのでここでは省略して、より政治的な戦後世界に焦点を当てていくけれど許してください。 というわけで戦後にキングクリムゾンするけど、とにかく「議会制民主主義」からなるヨーロッパの政治体制が ここに完成したというのは、総力戦の大きな遺産である。

たとえばドイツにおいても、戦争とその敗戦と言う失敗は政策の失敗ではなくて、あくまで体制の正統性の否定という効果をもたらし、議会政治への動きをもたらしたのだった。もちろんこのあとどうなるかをナチスとかを踏まえながら考えていくと、民主政治すなわち完璧!とかいうわけではないんだけどね。それでも、誰かに勝手に戦争されるよりは、民主的に皆で決めて戦いたいというのは、悲惨な総力戦を経て思う普通の感想ではないのだろうかとは思う。ハプスブルク帝国崩壊後の東欧諸国でも、議会制民主主義が採用されることになる。

1012 体制の民主化一政治参加の拡大一

①女性参政権

まず戦後大事だったのが女性の政治参加が拡大したことだろう。大戦前の民主化や政治的要求のなかでは優先度が低かったし、そんな人たちの政治参加がとくに抵抗なく認められたと言うのは劇的な変化と言える。

ここに総力戦の遺産が見受けられるのだ。というのも、実はこの総力戦体制のもとにおいて、女性に「家庭を守る」、「工場で働く労働者」とかいうイメージだけでなく、「公共の場や日常における社会政策的な活動をする主体」というイメージが生れたからこそ、彼女らに選挙権が認められたということなんだよね。

例えば軍関係で言えば、兵士たちへの<mark>慰問品の作成</mark>やその発送、<mark>駅頭での兵士らの接待、</mark>怪我をした<mark>兵士の看護</mark>は女性の仕事になっていた。

軍関係以外にも活躍は様々で、地域や自治体のソーシャルワーカー的な存在になるものとして、出征兵士の家庭 や勤労女性の家族の支援、母子家庭児童の支援や学童疎開の手伝いを行ったり、公共食堂や食糧配給に協力した り各種金属や衣料の回収運動を行ったのも彼女らであった。

また、戦時公債の販売促進運動、言論及び啓蒙活動や戦意高揚の戦時集会、ひいては料理講習会なども行っていた。すなわち、彼女らも総力戦の「立派な戦力」だったわけで、彼女らに権利を与えるのは、社会的には正当な報酬として受け入れられるものだったのだろうと思われる。

②比例代表制の導入

第一次大戦後には、比例代表が導入された国が非常に多かった。イギリスは例外だけどね。

このことが意味することとしては、政治社会の中で、 様々な民族や宗教的な<mark>少数派</mark>(しかもこれは、人数での 意味ではなくて、勢力として。例:アパルトヘイト下の 黒人は多数いたけどマジョリティではないよね)の意見 を反映させたいという動きが求められたということか な。得票率と議席の比率が一致するような制度を導入す ることで、少しでも社会の中の、小選挙区制だと多数派 にかきけされるような部分まで反映させよう、それこそ が民主化なのだという考えを実行に移したわけだ。

比例代表制はかなりの確率で多党制を生むことになる。 だから、連立することによって少数派にも政権参加する チャンスを与えることになるよね。これが現代ヨーロッ パの政治の前提になったのは歴史的にみて明らかです よね。



意見を聞いてくれる世の中になってきた

1013 議会政治の不安定要素と民主化の挫折

こうして民主主義的な体制ができたんだけど、これがそのまま現代まで続いたよーなんて穏やかにはいかない。 当然だけど挫折と言うか、紆余曲折を経て現在に至っているわけだ。

実際、すぐに挫折してしまう国もでてきた。

〈自由主義的な議会政治の終焉〉

自由主義的な議会政治については前やったからあまり触れないけど、<mark>政党の組織化</mark>が進んだんだったよね。そして組織ということで言えば、議会外においての<mark>利益団体の比重</mark>が増大したんだった。そんな中で大戦を機に、利益団体の政治的比重はさらに増大していくことになった。

これはすなわち、特に大戦後には単に議会が安定するだけではなく、政治団体のほうも安定的に体制に組み込んでいかないと政治的な安定は得られないということだよね。第一次大戦後の秩序のためには、団体主義的なルートというか秩序を安定させる必要があったと言い換えられるだろうか。

でも、次第に圧力団体の強さがどんどん増してくると、議会よりも、直接圧力団体が政府と結びついていけばよくね?という考え方が出てくるはず。

社会の諸利益の表出や反映のための手段として議会がもっていた役割が奪われそうになってくるわけだ。

教科書p157 のイタリアのファシズムにおける国家コーポラティズムの考え方や、民主的なコーポラティズム の考え方の登場などがいい例だろう。利益繁栄のシステムが多元化していくなかで議会政治が相対的に不安定に なってくる。

※ちなみに一応いっとくとコーポラティズムってのは社会の中の各セクターの代表者が話し合う場を政治の中心に持ってこようぜっていう考えで、もちろん議会いらなくなってもおかしくない理論だよね。社会のなかには相反する利益を持った諸集団がいるって前提は多元主義と変わらないけど、そいつらが対立しあう多元主義の考えとは違ってこっちは協力連携する共同体性を念頭に置いている。

そして、議院内閣制の暴走を抑え込むような強い行政権やリーダーシップが期待されるなかで、ドイツのワイマールにおける直接の大統領選挙など、議会と対抗する存在がどんどんでてくるようになる。

〈脆弱な議会政治〉

民主主義体制が倒れた事例から観察できるのは、イタリアの1922年のファシズム政権の成立などで有名だが、 少なくとも1920年代半ばまでに議会政治体制がぶっ壊れて、権威主義などの別の体制になっているということだ。

ポルトガルやスペインは最後まで自由主義的な議会が残った国である。なのにそんな議会が、第一次大戦後の混乱を処理できず、クーデターのもとに倒れてしまった。ここから言えるのは要するに、旧来の体制が総力戦の重圧や戦後の社会的緊張に耐え切れなかったために 1920 年代前半、戦後間もない時期に多くの議会政治がぶっ壊れてしまったのだろうということだ。

東ヨーロッパ諸国もこの時期に民主主義体制が壊れるが、これも旧体制が崩壊して間もない、「浅い」民主主義の脆弱さがもたらした「強いリーダーシップ」の需要が権威主義につながっていったために体制が変わってしまたのだろう。

※一般的な傾向として、民主主義が物事をうまく「決められない」とき、人々は「決められる」強いリーダーを求める。ここから権威主義やファシズムなど、リーダーシップ、カリスマに支えられた体制が求められるようになるというわけだ。日本でも今橋下さんが人気なのはこの話と似通っている部分もある。

以上、民主化の持っていた正負の側面を見てきたのだった。

1020 戦時動員とその遺産

1021 軍事的動員

さて、戦時動員にもいろいろあるが(精神的なものまでね)、ここでは特に「**軍事的**」動員と、「**経済的**」動員について触れていくことにしようと思う。まずは軍事的な動員から。

さて、総力戦とは、前線(実際に戦闘が行われているところ)と<mark>銃後</mark>(銃の後ろすなわち、前線ではないところ)の 区別が「消える」戦争だと一般には解される。第二次大戦では広島に原爆が落とされたことを思い返せば、どこでも被攻撃地域になりうる前線・銃後のない世界というのは想像がつくはず。

ただし。この第一次大戦は最初の総力戦とは言われるが、あくまで前線と銃後の区別は(兵器のレベルの低さとかもあって)一定のレベルで残っていたということは注意しよう。前線では長期的で壮絶な<mark>消耗戦や、</mark>過酷な<mark>塹壕戦</mark>が行われるが、こういった経験をした人が大量の<mark>復員兵</mark>として銃後に帰ってくることになる。

軍事的動員の遺産たる彼らは、非常に強い<mark>連帯感や、英雄賛美</mark>の傾向を持ち合わせているわけだ。こういう人たちは終戦後平和になった世の中に帰ってきてどう思っただろうか?

彼らにとって銃後の世界とは、よく言えば平和ではあったが、悪く言えば「緊張感がない」わけである。こいつらは市民生活に違和感を抱き、自分たちこそが危機を解消し、新しい社会のリーダーとして世を導く!という認識を抱くことになる。いちおう、第二次大戦では銃後とか前線とかの区別が完全に消えたがために、このような特権的思想の根本が否定されることになったわけだ。それゆえ<mark>右翼的政党</mark>の登場率が第一次大戦と第二次大戦とではまるで異なることに注意。

※参考…ヴィットコップ『ドイツ戦殺学生の手紙』ユンガー『鋼鉄の嵐の中で』などはこのころの悲惨さというか凄まじさをまじまじと伝えてくれる。「想像してみてほしい。杭にきつく縛り付けられ、その前に大きな鉄槌を持った男に脅かされている状況を。男は弧を描くように鉄槌を振り上げ、頭蓋のすぐ横に打ち付ける」

1022 経済的動員

経済的な動員と言うのはまあ総力戦における財政的な裏付けをするための動員ってことだよね。武器だとか弾薬だとか軍事物資の生産を行う必要があるわけだけど、その原料だとか生産過程だとか労働力の調整や管理がいるうえ、戦争が長期になると物量戦に備えてさらに農業や流通、消費についても統制を行わないといけないようになってくる。

①国家と経済の関係の密接化

さて、ここから「遺産」の話をする前に、戦時動員体制という ものについてもう少し触れておこう。上の労働力だとかの調整 をするためには、一体どうすればいいのか、何をしたのかとい う話が、今後の変化につながっていくのだから当たり前だよ ね!

ここでは 1914 年のプロイセン陸軍に設置された「戦時原料局」という部局を参考にしてみよう。これは有名な戦時体制の統制モデルの例なのだが、この統制において大切なのは「自主

部門1 部門2 部門3

管理」の精神であった。つまりは、上からの統制だけではなくて、下からの協力も合体させて初めて効果のある 戦時統制ができる、というわけである。

戦時原料局の各部門(金属・繊維…)は、徴発を中心として原料の確保や配分、確保を行ったが、既存の経済部門 や会社、団体が利用された。そのおかげで、下からの統制力、企業内団結などをうまく利用して戦時の体制をうまいこと作り出すことが出来るわけだ。

ここから戦後の遺産の話。これを前提にいくことね。

さて、企業としてはやっぱり戦時中は自由に企業活動ができなかったのだから、さっさと普通に戻りたいし統制 経済の解除を要求することになった。

が、この、会社の枠組みを残しながらも国家が介入するやりくちは、私企業の私的領域と公企業の公的領域の境目を曖昧にしていった。そのせいで、戦後政治において安定のために利益団体となる議会外の圧力が非常に大きくなってきたのだった。日本の中に第一次大戦後、財閥ができたのもこの流れから説明できるような気がするよね。

②戦費の負担問題

もう一つ。戦争にはお金がかかりまくるわけだが、一体それは誰がどう負担するのかという問題がある。金をすりまくれ!というわけにもいかないよね。だって、金本位制なんだから。金の保有量以上にお金をすれない…から、戦費がヤバい。でも金本位制じゃなければ…?ということで、ほぼ開戦一夜にして金本位制が捨てられることになった。でもまあ、お金をなんとかするには結局国債を発行するか借款を外国からするかくらいしかないので、借金するんだけどね。ただインフレがおきるので、実質的に債務は目減りすることになる。

しかしこうして金本位を捨ててお金を工面していたけども、金本位への信仰じみたものはずっとあって、<mark>通貨価値の安定と金本位制への復帰</mark>が、ほぼどの国でも求められることになる。

でもここで日本史を思い出そう。「いくらで」金本位制に復帰する?自国通貨安にすればするほど輸出が伸びる…「おれんとこは円安になった今の価格で復帰するわ~(真顔)」なんていう、超絶政治バトルがここで発生することになったのは思い出せるよね。石橋湛山らの新平価解禁論とか、旧平価解禁論とかね。さらには税制改革にもお金の問題はつながる。こうした議論が深まったのもこの第一次大戦後だというのは意識しておこう。では次回!

1110 ファシズムの発展

1111 誕生

ファシズムってのはイタリア語のファッショ fasio からきている。この単純な意味は、「東」。タテと言うよりヨコの連帯を意味するこの単語は、19 世紀末から、「特定の政策目標の実現のために多様な人々を結集し、強い同志観に結ばれた政治運動」のことを指すようになった。

ただやっぱり今やファシズムはファシズムで、大戦の刻印は歴史的にみて非常に大きいものになっているのである。というのも、こういうつながりを強く持つような人たちは、例えば<mark>復員兵</mark>だとかのきわめて強い連帯感で戦争を生きてきた人たちだから。そういう意味でやっぱり参戦派が多い。

それだけでなく、そこからくる英雄観や、マッチョ信仰もあるし、運動の仕方も制服を着て集うだとか、チーム 行動をするだとか準軍事的なものになる。

1112 政党化

さて、そんな連中が政治に口を出さないわけがない。イタリアではご存知のファシスト党が出来て、支持を集めていくことになった。

注意してほしいことは、同種の運動はほぼどこでも起こっているということ。まあ大半の国では未熟なままに衰退していくから大したことなく終わっちゃうんだけど、そうでもない国もあるよね。選挙で実績を残した国は確かに少ないけど、イタリアの他にもドイツ(ナチス)、ルーマニア(大天使ミカエル軍団)、ハンガリー(矢十字党)、ベルギー(レックス)くらいはある。

成功の要因としてはまあ、こいつらがどうだったかというより、既存の政治勢力がいかに機能不全に陥っているのかという問題だったりする。新しいリーダーというかいろいろぶち壊してくれるやつが必要なんだ…と社会が思っているとき、新勢力は伸びてくることになる。逆に既存の政党がしっかり機能しているときにはなかなかこういう勢力は権力をもてないよね。民主党がこんな状況じゃなかったら維新の会はここまで議席を伸ばさなかっただろうってのと同じ。

1113 権力掌握

イタリアは大戦後の初発の選挙で政権到達した唯一の例。ナチスドイツはクーデターや暴力ではない通常のルールにのっとった首班指名を行ったが、別に単独で選挙に勝利したわけではない。

まあイタリアは例外的として、結局は既存のエリートとの関係が力ギになってくるように思える。政権当初は少数派として、だんだんと協力関係を構築しながら権力を手にしていくというのが少数派がのさばる一番の方法だったんだと思うよ。

ちなみにルーマニアでは面白い現象がおきた。なんと、保守派の方がファシズムを弾圧したのである。エストニアとかでも同じことが起きたのだが、既存のエリート層に弾圧されてしまった。何が面白いのかはクソザコなので分からないが面白いらしい。

ここからも、既存勢力との関係構築が、権力を手にする鍵だと推察できる。

1114 体制としてのファシズム

体制的に見て、ファシズムは現在先入観として出てくるような全体主義的な感じは最初、まるでない。むしろ体制内部での指導者、党、国家機構、社会や経済・政治の各分野のエリートとの間で終わりなき緊張関係が存在していた。「多頭制」といったほうが正しい。

※ヒトラーはカリスマ的な支配を行った。それにたいしてムッソリー二は映画俳優出身というのもあって、様々な役を演じながら人々の心に溶け込む形でリーダーとして権力を手にした。このあたりの違いが戦後のこの二人の評価の違いに結びついているような気がするとのこと。

そこから出発し、段々と権力を強めたファシズム勢力は、イタリアでは伝統的な権威主義的な支配を行ったのに対して、ナチスドイツでは自己破壊的ともいえるような過激化を行い、拡張主義戦争とホロコーストが行われたのだった。

ここから**ナチズム**をファシズムと区別してレベル上げし、「ナチズムはファシズムではない」としてファシズムの権限形態としてのファシズム、人種主義を掲げる特殊形態としてのファシズムを提唱する人もいる。

これは「ファシズムではない」といっても日本の「いやいやこれくらいじゃファシズムじゃないよ~」的な正当化の理論じゃなくってもっと重いもの。というわけでファシズムの定義が気になってくるので見てみよう。

1120 ファシズムの定義問題

1121 本質とは

ファシズムとは何かという定義は、人民戦線として民主主義勢力と共産主義勢力が協力したときに、敵を想定するためになされた。「権力を握ったファシズムは、金融資本の最も反動的、最も排外主義的、最も帝国主義的な分子からなる公然たるテロ独裁である」

これがこいつらの定義であるが、右翼サイドをこんな感じで定義するのは、右翼自体がバラバラな勢力が連帯して出来てるぶん難しいんだよね。だから近年では特徴を列挙した定義が流行りだったりする。ヨーロッパに現れたファシズム的な勢力から共通項を取り出してみるというやり方である。

1122 スタンリー・ペインによるまとめ

今日の到達点としては、スタンリー・ペインによる 13 個のファシズムの要素として、「【A イデオロギーの目標】 ①唯心論的・生気論的・主意主義的な哲学②強権的なナショナリズムに基づく新しい国家建設③高度に統制的、階級的な経済構造④戦争と暴力の美化⑤帝国主義的な対外膨張【B 否定概念】⑥反自由主義⑦反共産主義⑧反保守主義【C スタイルと組織】⑨大衆動員と政治の軍事化⑪集会・象徴・儀礼の美的構造の強調⑪男性性の強調⑫若さの賛美③権威主義的なリーダーシップ」というのが挙げられる。3 グループで 13 個の要素。

- ※たぶん覚えなくて大丈夫。おまけ的な取扱いだった。
- ※①について…唯心論とは生命の独立性を謳う考えで、生気論とは生命現象に科学で還元できない特別性があるという考えのこと。主意主義とは知性に対しての意思の優位をいう考えで、すべて人間の「意思」を重視する考え方である。
- ※⑧について…現状の秩序を維持しようとはしないということ。
- ※⑫について…これで世代間抗争を煽るわけである。

これは「もともと生の哲学に由来し、民族の再生を求めるウルトラナショナリズムの一形態であり、極端なエリート主義や大衆動員「指導者原理」に立脚し暴力を手段としてのみならず、目的として積極活用し、戦争あるいは軍人的価値を賛美するもの」だという彼のまとめにつながる。このまとめが現代的な理解の最前線である。

1123 考察

ただまあこれ以降、様々なナショナリズム運動、過激なものもあったし、この要素的な理解だけで終わらせてはいけない。要素要素を単体で見れば明らかにファシズムじゃないけど満たしてはいるなんて国はある。

やっぱり、国民全体による崇高、神聖、超越的なものの崇拝やそれへの熱狂(独特な参加の要素)があって、人間の非合理性や感情や美意識を動員させる(感情の動員)ものがファシズムなのである。とは思っといてね。

1200 経済危機と政治

〈第十三回〉

前回は、第一次大戦後の議会民主主義の同様の中で、政治体制として第二次大戦につながる要因が出てきた話を したけれど、ここからは第二次大戦のもう一つの要因である、経済危機について触れていくことにしたい。

1210 「金の足枷」

1211 「金の足枷」

もちろん経済的危機の発端は、1929年の世界恐慌である。

さて、これは経済の授業ではないので、何故世界恐慌が起きたかとかはおいといて、ヨーロッパには 1930 年代に物価暴落、生産下落、失業の増大などがおき、社会的荒廃(放浪者、犯罪、自殺者の増加)が問題になった。本題はここからで、実はこの時、財政出動と金融緩和に代表される拡張的な経済政策がとられなかったのである。例えばドイツの当時の首相、ブリューニーがもうちょっと拡張的な経済政策を取っていれば、32 年の選挙でナチスの躍進を防げたのではないかとさえ言われているんだよね。

ここには、1930年代の各国の政策担当者(財務省や中央銀行の役人ね)のなかにはびこっていた「金本位的心性 (gold standard mentality)」という、言ってみれば「金の足枷」があったのである。これは金本位制下の経済 観、通貨と金の兌換性の確保だとか、通貨価値の安定の重視だとかからくる志向で、拡張的な経済政策が嫌悪されるとともに、均衡財政に対する強い執着の心性が現れたのだった。実際のところ、当初は伝統的なデフレ政策として公務員給与や失業保険の削減、増税などがとられるのみであったのだ。ただの財政緊縮である。

※もちろん、財政出動が嫌いだとかいうわけじゃないから、出来る範囲で少しは拡張的な政策をやろうとする国もあった。ここでヨーロッパの国々の対応はわかれ、不況から脱出できたかという点でもここで分断された。

1212 金本位制からの早期離脱

とは言っても不況の深化がやばいことになってくると、そもそもの金本位制の制約を取り払い、拡張的な経済政策の模索が行われることになる。

まずは最初に、1931 年 9 月、イギリスとスウェーデンが金本位制から離脱することになった。冷静に考えると、金本位制から離脱さえずれば、他の国よりも先に離脱後平価を切り下げ、金利を切り下げることで、輸出を促進して恐慌を克服できる可能性が高くなる。すなわち、恐慌の克服は早期の離脱にかかっていたのだ。

だからこの二国の政策は非常にベネだった気もするんだけど、実はこの後拡張的な財政政策(ケインズ主義的な政策ね)をとったのはスウェーデンのみだったんだよね。あれ?どゆこと?

スウェーデンとイギリスの差は何によって生まれたのか?ちょっと考えてみよう。

①「政策遺産」(政策の伝統)の差

実は二国間には、今までの政策的な伝統と言うか積み重ねの差があった。イギリスは失業保険制度が 1911 年 以降「成功」していたがために、逆にそれに捕われて新しい行動がとれなかったのだが、スウェーデンには保険 の伝統がなく、議会の失業対策の委員会による活発な議論が可能だったのである。

②政策決定過程の特徴

さらにはイギリスでは、政策決定においても大蔵省のエリート主義が当然の慣行であって、閉鎖的な政策決定が行われ、外部の意見に耳を傾けない風潮があった。スウェーデンでは官庁、政党、知識人、民間組織からなる<mark>諮問委員会の役割</mark>が大きく、その点で新しい政策アイディアが政権中枢に届きやすいという違いもあったのだった。1213 離脱の遅れとプラニスム

さて、出遅れてフランス、オランダ、ベルギー、スイスは1930年代半ば過ぎにようやく離脱することになる。

このころには不況の悪化に加えて政治危機も発生していた。具体的にはファシズムや極右勢力の台頭などである。 そもそもここで出遅れたのは、これらの国が金本位制の伝統(緊縮財政大好き!)に固執していたからだったので、 ここで大胆な金融政策みたいなことは金本位制を離脱したとしてもなかなかできなかった。

だからこのような政治経済的な危機に対しては、むしろ政治経済の構造改革を行おうとする動きが出てくる。この動きはとくに社会(民主)党から活発で、なかでもベルギー労働党のヘンドリック・デ・マンに由来するプラニスム planisme という構造改革の構想は有名であった、そこから発表された「労働プラン」の中でプラニスムの骨子が述べられたので、少し内容も見てみよう。

(経済分野)

まずは<mark>混合経済</mark>(市場経済と政府の介入経済が併存する体制のこと)を実現しながら、公共の利益にかなう経済運営を行おうと、信用機構と石炭や鉄鋼などの基幹産業の<mark>段階的な国有化</mark>を通じて政府統制の強化を図る。

ただ、もちろん混合経済は初期の段階では完全な統制を目的としていないから、生産手段の使用と所有が一致する職人工業や農業のなかでも小地主などに対しては介入をいきなり行わず、自由競争体制も維持する。

ここで注意してほしいのが、あくまでこの改革の文脈は、対不況以上に「<mark>対ファシズム</mark>」のなかだったということ。金本位からの離脱が遅かったから、ここでさっきまで見ていた早期離脱国との差別化ができる。

すなわち、対ファシズムのための「団結」が同時に目的となった政治改革となるのである。基幹産業や金融・部門の統合を行うが、それはもちろん各監督局の上に経済評議会という全体を見守って政策形成を行う連中ありきでの改革だし、公正な物価賃金の形成や社会保障、公共事業増大などの「政治的方向性」を持った改革だった。だからここでは、労働者や中間層の知識人との連携も目指される。「労働戦線」という、社会主義やカトリックなどの枠組みを超えた多数派形成が提案される。

(政治分野)

ということで、政治的にも「<mark>経済的社会的民主主義</mark>」国家を実現すべく国家改革が行われる。だが、こちらは経済分野で行われた改革に比べると若干曖昧で、行政権の強化のために一院制が取り入れるなどに留まった。 このような考え方は当然ファシズムの台頭に苦しむ国家ではよく受け入れられていくことになる。

ただし、政策実現の段階まで行くかというと話は別。

たとえばフランスでは、プラニスムを掲げた主要な党の一つだった労働党が政権を担ったのだが、時の党首が「いや、国有化とかこのプランじゃ無理じゃね?」と反対した。漸次的な国有化を前提としていたプランが、結局中途半端に終わるのではないか?という危惧があったのである。よって、実際はプラン自体はあまり実施されなかった。

1220 1930年代の意義

1221 妥協の文化

小括として、この 1930 年代をどうまとめるか。やはりここではひとえにこうまとめたい。「もういいやめんどくさい! それっぽければ適当でいいや!」

まとめるなら、経済危機とそんな状況下でのファシズム勢力の台頭と言う前代未聞の危機のなかで、従来なかった政党間連合の形成が行われ始めたのだこの時期。そしてそのために、政党間での「妥協」が行われることになる。大同小異じゃないけど、ここに「ネオコーポラティズム」という戦後の重要な体制類型の原点があった。

コーポラティズムと言う概念は、①対等な交渉相手との<mark>社会的パートナーシップ</mark>と党派間の妥協の文化の共有、②官僚、政党、利益団体間での所得政策をはじめとする社会経済政策での調整と交渉、③集権化された中央政治の場の完成というおもに3つの要素からなる。



人生は妥協だせ!政治もそうだ

戦間期には、これを国家の権威主義的な力でまとめあげる

国家コーポラティズムとしてファシストなどにも利用されてしまうのだけど、戦後はこのような権威から一線を画した「ネオ」コーポラティズムとしてヨーロッパの政治体制に大きな示唆を与えたこの構想の、原型がここにある。

②と③の要素は、19世紀以降、国家機構が整備されて社会が組織化され、第一次大戦の後に成長と福祉の政治が発展していくなかで達成されていたが、①の要素、<mark>妥協の文化</mark>ができたのは、まさにこの 1930 年代の危機的状況のなかでのことである。

1222 各国の事例

北欧、なかでもスウェーデンではとくにコーポラティズム的構造が顕著にみられるようになった。1930 年代には「<mark>赤緑連合</mark>」と言われる社会民主党と農民勢力の連合同盟が北欧諸国で実現しただけでなく、労使間における歴史的和解がなされた。例えばスウェーデンでは 1938 年に労使団体相互の団体交渉権を認めるサルトシェバーデン協約が結ばれた。

革新的な形での和解と、そこからの政策運営は評価され、危機突破の実績から社民党の政権担当の正当性が認められるようになったのだった。

西中欧の、旧ドイツ圏こと神聖ローマ帝国のあたり(オランダ・ベルギー・スイスなど)は、戦後になってから自由主義、キリスト教宗派、社民党が共存する政権体制が出来上がり、発達した労使関係のなかで、業界団体と官庁が密接に結び付いたコーポラティズム構造が出来上がったので、この時期からもう政党間連合が進んで…とかいうことではなかった。だが、1930年代にはブルジョワ陣営と社民勢力の間で連携が成立したため、労使関係が非常に穏やかなものになっていったのだった。だから西中欧の国家についてはこの時期は「労使の和解」の時期として見ておくといいだろう。

こいつらがプラニスムを採用してた国家ばっかりだったことを踏まえると、実はこのプラニスムという政策方針が労使の分離ではなくて結合につながったという点で少し面白いように思えるね。

最後に、コーポラティズムの制度化、発展の一番の事例はオーストリアになる。

オーストリアでは 1930 年代には内戦があった。「二月内乱」というのだが、これはファシスト対社民の内乱で、この結果、社民政党は解散、ファシスト的な「国家コーポラティズム」体制が出来上がってしまう。

そういう意味ではこの時期はダメなほうにコーポラティズムが完成しちゃったのだが、この「反省」から、戦後には「<mark>大連立</mark>」のもと妥協のなかで安定を求める政治の形、ネオコーポラティズム的な政治が生れてくることになったのである。

いろいろ見てきたが、結局は始まっちまう大戦。次回から第二次大戦に踏み込んでいきます。では次回もサービスサービス!

1300 第二次世界大戦の起源

1310 ヨーロッパの国際体系の解体としての大戦勃発

1311 1930年代の大国の外交政策の特徴

ではまず、大戦の前の各国の様子からみていこう。ボクシングの試合前の各選手の様子を確認するアレ的な。

1311-1 ①アメリカ

アメリカはかつてより<mark>孤立主義</mark>を貫いており、伝統も世論もそれを支持していた。だから基本的には中立法 (1935)に示されるように他国に非干渉的な態度。ただ、それは争いを助長しないと言う意味での不干渉で、不干渉のための干渉、すなわち交戦国への武器輸出の禁止などはしていた。

1311-2 ②ソ連

ソ連はナチスドイツの脅威を身近に感じており、そのために西側諸国との接近を試みた。1934年の国際連盟への加入はそれを象徴している出来事である。

フランスとチェコスロバキアとの相互援助条約締結(1935.5)や第七回コミンテルン大会での人民戦線の採択(1935.8)、スペイン内戦における共和国支持(1936~)など、数々の接近の試みを行ったのだが、実際には西側諸国はこれを拒絶してしまう。可哀そうに。1938年の9月、ミュンヘン会議でソ連は排除されるというのがその代表例だろう。排除されたソ連は次第に英仏などへ不信感を募らせることになる。

西側諸国に歩み寄りたいのは、ドイツが怖いから。でもそれが無理だった。「だったらドイツの側と仲良くすればいいじゃん!」ここにソ連は、ドイツ側への接近を始めることになる。1939 年 9 月の独ソ不可侵条約はこの接近の象徴である。これは当時衝撃的で、公開予定だった反ナチス映画が公開延期になったりしたらしい。

1311-3 ③フランス

フランスは第一次大戦でもっとも被害を受けた国なので、**ドイツに対しての安全保障**の実施は急務であった。ただし、国内には対ドイツ強硬派だけでなく<mark>宥和派</mark>がおり、対ドイツ強硬派がまとまらなかったこともあり宥和政策が行われた。一応ここには国内の<u>左右対立</u>(これは人民戦線の際に非常に激化したのだった)があったのだが、そのせいで国内基盤が脆弱になっており、強力な対外的外交政策は行えなかったというのも背景にある。

1311-4 4イタリア

この時期のイタリアは、他の大国と比べて力が相対的になかったというのもあり、一つに強力な大国としての発言力を確保しようとする動きと、植民地政策で失敗しており十分に植民地をもっていないゆえの勢力図の拡大という動き、大きく言って二つの柱によって進んでいた。

〈発言力強化〉

最初は、かねてより仲が悪かったドイツという(第一次大戦で弱った)大国に牙をむけ、オーストリアをめぐる対立などで英仏と提携、敵対者として活動したのだった。

ただし、**エチオピア戦争**を機に英仏との関係が悪化すると、今度はドイツ側につこうとすることになる。ベルマン・ローマ枢軸が 1936 年の 10 月に組まれているのはその表れである。

以降は、ドイツと英仏との仲介役として発言力を保とうとする。ミュンヘン会議を提案した等はまさにこの政策的方向性をしめしていると思われる。ただし戦争できる最強国家ではないことを自覚しており、大国との戦争は嫌いドイツによる大戦への参戦要請には拒否の姿勢を見せた。

〈対外進出〉

イタリアの進出政策はおもに地中海・アフリカへむけて行われたのだった。**エチオピア戦争**と同地域の植民地化 (1936. 6)やアルバニア侵攻(1939. 4)がその具体例である。

1311-5 ⑤ドイツ

ドイツの<mark>ナチス政権</mark>は、政権をとったもののまだまだ少数派。こいつらが支持基盤を確固たるものにするには、 軍部や国民、官僚などの支持を得るような外交的成功をまず納めなくてはならなかった。

そこでいろいろと小細工を行うのであった。

〈軍事大国化と「平和」の演出〉

これがまず一つの政策的課題としてナチス政権に立ちふさがることになる。国防軍や外務省の設立…世界史でやった政策が今ここによみがえる!世界史習ってないけど!

ヴェルサイユ条約を破棄、徴兵制度と再軍備を行いラインラントへの進駐も行うなど、軍事大国化の動きを再開するのだった。ただし、平和的志向を持って居るという評価がナチスの支持へつながることもその通りで、ポー

ランドとの不可侵条約やイギリスとの友好関係の探索の結果、英独海軍協定を結ぶなど、バランスよく平和的な政策を織り交ぜて、国内外の支持基盤を得た。

※補足…このような成功で「支持」を得ると言うことは、このような対外的政策を繰り返すことがヒトラーの支持を保つことにつながる。このせいでヒトラー自身も対外的に軍事拡大路線で「いなければならない」面があった。それが過度な軍事政策につながったのは否めない。

〈東方への進出(1937~1939)〉

そして国家基盤が出来てくると、それを物量的にも安定させたい。「オスバッハ文書(1937.11)」にはヒトラーの政策が詳細に記されているのだが、そこでは国民の生存権の確保のために、東方に進出して土地を確保、食料供給など社会基盤の物量面を確保しようとする旨が載っている。

オーストリアとチェコスロバキアへの進出計画もそこには記されているうえ、時間的危機感もあったようだ。迅速な行動で、諸国から邪魔される前に、具体的には 1943 年までに進出を行おうと言う方向性が文書にある。その方針は実行に移され、1938 年3月にはオーストリア併合が行われ、ミュンヘン会議(1938. 9)ではズデーテン地方を獲得することになる。※宥和政策をヒトラーは歓迎しない。

ここではチェコスロバキアを解体するのを英仏に邪魔された。だが結局は 1938 年9月、スロバキアを独立させ、ボヘミア、モラビアの保護領化を行い解体を実行に移すことになった。

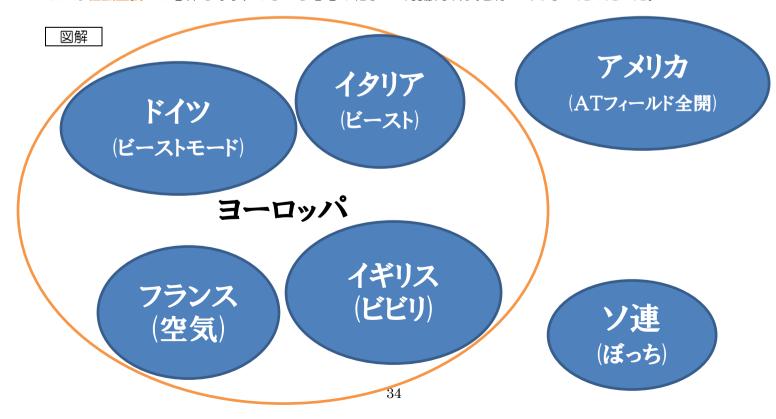
1311-6 ⑥イギリス

さて、五か国みてきたが、どこもファシズムに自国だけで対抗できる奴はいなかった。そもそも自国がファシズム路線だったり、シカトしてたり、協力を求めないと抵抗が無理だったり…。そこで、いろんな国のヘルプマンとして出てきたのがイギリス様。こいつしかファシズムに対抗できる可能性はない…!

が。イギリスは<mark>宥和政策</mark>を取ってしまうのだった。これは大臣の豆腐メンタルとか個人的な問題に還元出来る見方もあるけど、ここではイギリスに根強く残ったパワーバランスの考え方に基づいているという説明をしたい。つまり、第一次大戦の理不尽なまでの制裁でパワーバランスにおいて不自然な地位におかれたのがドイツであり、その要求はできるだけ飲んでやり、従来の状態にまで戻すことで従来のヨーロッパの関係が戻ってくる!ドイツも従来の勢力均衡の枠内で動くんじゃないか?それこそヨーロッパ秩序につながる、という期待によるものだったのだ。

あとはもちろんイギリス自身、あまり軍事に頼らず交渉によって解決したいという志向を持っていたと言うのも ある。このせいでファシズム側に対して宥和的な政策を行うことになるわけだ。

まあこういう考えで宥和していくのが間違いとはいわないけど、譲歩しかしなかったのは間違いだったね。一方的なヒトラーの言いなりではまずかった。戦争が自国の政治状況を危うくし、体制の存続へ悪影響を及ぼす…ここには社会主義への恐怖もあり、こういう思想が相まって弱腰な外交を行ってしまったのだった。



まとめるとヨーロッパの情勢はこんな感じ。終わってんな。ヨーロッパはファシズムVS反ファシズムになってるのに、反ファシズム側の戦力はイギリスのみ。でもイギリスはゲンドウにエヴァ乗れって言われてるシンジ君みたいになってる。

で、このビーストモード組の拡大を止められず、第二次大戦が勃発した。

1320 『ヒトラーの戦争』としての大戦勃発

1321 イギリスのせいではなくね

一応イギリスがQのシンジ君みたいに責められているけど、別に止めようとした側だからね。サードインパクトいやセカンド大戦止めようとしたからね。そこは注意。あくまでさ、ナチスドイツという「好戦国家」が出来上がっちゃって、そいつが明確な目標のもとに遂行した戦争だってことは忘れてはいけない。

1322 戦争目的の諸段階

- ①ヴェルサイユ条約破棄と1914年の国境回復
- ②ヨーロッパにおける大陸帝国の建設、東欧・ロシアの征服、スラブ系民族居住地のゲルマン化
- ③「世界帝国」の建設と最終決戦

ヒトラー政権のやったこと、やりたかったことは、大きく分けると上記のレベルに分けることが出来る。

この政策の基本原理としては、まずは「<mark>人種主義</mark>」の存在は説明しないとね。人種主義は一定の人種に優劣を設ける考え方で、ゲルマン民族に対してスラヴ民族は労働力としてしか生きることが許されず、ユダヤ人に至っては「病原菌」として抹殺された。

こんな思想に基づく帝国を作り上げるためには戦争以外に手段はなく、フランスは殲滅、イギリスについては海 洋帝国の地位を脅かさない限りは静観するとした。

この思想のもと、段階②まではかなり現実に勧められた政策となった。段階③はアフリカ植民地と大西洋艦隊をもつ帝国になり、アメリカ、日本、イギリスと並ぶ帝国となって最終的にアメリカと闘うんだぜー!というものだが、実際にはそこまで達することはなく、大戦は終わったのは歴史の事実である。

※このあたりの参考は、A・J・P・テイラーの『第二次世界大戦の起源』(講談社学術文庫)

ヒトラーの計画性というか、実は国際政治の機能不全の中での宥和政策だったのではという指摘や、宥和政策が成功する可能性もあったという新たな視点からの批判的な本らしい。では次回。

1400 戦後ヨーロッパと民主的福祉国家

〈第 15 回〉

さて、前回までに見たような背景の中で第二次世界大戦は勃発する。戦争論ではないので第一次大戦同様に戦時中のことについては省略するけれど、その後、「どうなったか」、正確にはヨーロッパが「どう変わったか」については見ていかなくてはならない。それが今回の授業。

1410 戦後ヨーロッパにおける国家

1411 「民主的福祉国家」

まずここで、二つの憲法条文をみてほしい。

――ドイツ連邦共和国は、民主的で社会的な連邦国家である――〈ドイツ連邦共和国基本法第 20 条第 1 項〉 ――フランスは、不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である――〈フランス第五共和政憲法第 1 条〉

前者は 1949 年、後者は 1958 年に制定されたものである。

ここには、戦後の秩序形成における二つの柱が示される。その二つ、「<mark>民主的</mark>」「<mark>社会的</mark>」について見ていこう。

1411-1 「社会的」

注目すべきことは、両者を比べてまず、どちらも「<mark>社会的</mark>」という言葉を使っていることだろう。そしておそらく、日本人にはこのニュアンスが理解しにくい。ので説明します。

この言葉は社会全般の…という人間集団の全体に関わること、という意味で使われることが非常に多いんだけど、この当時、19世紀以降のヨーロッパ政治社会では、社会的と言う言葉は、単に個人どうしの共同体だとかいう意味ではなく、「明白な規範」として、こうあるべきだという意味すらもっており、ある価値観の表明と言ってもさしつかえないものだったことに注意しよう。

つまりは、この言葉には、端的に言えば「<mark>平等への意思</mark>」や、それに伴う他者への「<mark>気遣い、連帯への意思</mark>」が 込められているのだ。「社会的にどう思われるか考えろよ」とか、ある種主観的でない、価値中立的な意味に日 本では使われるこの言葉が、実はこの文脈では非常に<mark>主観的</mark>、意思的なものとして描かれる。 だから、社会的でない社会、というものもこの文脈ではありうるわけだ。

そういった目でさきほどの二つの規定を見てみると、共和国だ…とかいう社会的構造についてだけでなく、この意味で「社会的」な国家を実現しようと規範が定められている。日本語に正確に直せばこれはもはや「福祉国家」とほぼ同義であろう。この社会的な福祉国家が、明確な規範をもった国家だ、ということをまず理解しておこう。

1411-2 「民主的」

さて、どちらにも「民主的」という言葉が含まれるがなぜだろうか。

これはおそらく、社会主義体制やファシズムのもとにおいても福祉国家(社会国家)という概念は考えられたという事実に対抗するためである。レベルについては西側諸国の想定するそれとは程遠いがあったことを受けて、それに対して民主的な性格をおびた、「次元の違う」福祉国家をうちは作れるんだぜという強調のためにこの条文を入れたのだというわけ。

ただ政治学的には、福祉国家の民主的正統性がいかに確保されるのかという大きな問題がある。

もっとしっかり言い直せば、「どうすれば「民主主義的に福祉してまーす★」って言えるのか?」ということだ。

いったいここにある要件はなんだろうか?国家からの介入や施策が正当化される要件は何か?

福祉国家の民主主義的正当性を判断する際の見方には、二つのレベルが存在する。

一つは、インプットの部分。「政治参加」だとか、自分の要求をいかに聞いてもらうのかという側面であるこれは、今までの参政権拡大とかの議論の前提的視野だった。

しかし、冷静に考えて「お前の言いたいことは分かったよ…でも別に何もしないけどね」という腐れ外道パターンがありますよね。だから、業績だとか政策の側面、ようするにアウトプットの部分からも判断されなくてはならない。

話は変わるが 1863 年、リンカーンはゲティスバーグ演説で「人民の人民による人民のための統治」という有名な言葉を残したのは周知だろう。 "Government of the people, for the people, by the people" この言葉、前置詞に注目してもうちょっと見てみよう。

本人が意識していたのかは不明というかたぶんしていないんだけど、of(国民の)と言うためには、by(国民による参加:インプット)と for(国民のための行動:アウトプット)の二要件が満たされなければいけないはず。

この説明は、さきのインプットアウトプット論と合致するよね。教官が都合よく説明してるだけ感があるが。

1411-3 地域的な限定

以上でまず、戦後ヨーロッパでの基本的「国家観」というか視野について、憲法という国家の基礎法を見ながら 説明した。でもその民主的福祉国家あるいは自由主義的な体制は、当然ながら当時のヨーロッパ全土にあったわ けではなかった。ではその地域的な限定はどうなっていたのだろうか?

基本的には、この限定は、「(北)西ヨーロッパに限定」と説明すればいいように思える。東ヨーロッパには、社会主義体制が依然として残っていたし、南ヨーロッパには、スペインのフランコ体制のような権威主義体制が残っていたからである。

しかしながら、その後どうなったのかというと、西側の体制と異質な今説明したような体制は、減って行くことになる。1970 年代なかば以降南欧の民主化のなかで権威主義は衰退したし、1989 年以降、東欧も民主化と市場経済化が進んだし。

※(余談) 1989 年に冷戦が終焉し、社会主義体制が崩壊した(1991 年ソ連解体)。しかし、この冷戦の終焉が直接的に社会主義を終わらせたという訳ではない。この二つは別々の事象であり、社会主義体制が冷戦後も「残った」可能性は十分にある。ゴルバチョフだって「ソ連終わるな~」とか考えながら冷戦終わらせたわけじゃないでしょう。明治維新のときの徳川慶喜みたいな感じだろうか?権力闘争は終わらせるけど、俺が終わったわけじゃないよっていう。

1412 国家の相対化

また少し、憲法条文をみてもらうことにしよう。

――イタリア国は、他国民の自由を侵害する手段及び…諸国家との間に平和と正義とを確立する秩序にとって必要な主権の制限に同意し、この目的を有する国際組織を推進し、助成する――〈イタリア共和国憲法第 11 条〉

- ---···平和の組織と防衛に必要な主権制限に同意する---<フランス第四共和政憲法前文>
- ---···もろもろの高権を国際機関に移譲することができる---〈ドイツ基本法第 24 条第 1 項〉

戦争の元凶は各国のエゴであり、その大元は、各国のナショナリズム、そのもとの主権であるという考え方が2度の大戦を経て出てきた。1950年代のヨーロッパ統合というものが念頭にあったわけではないだろうが、一種の切迫感があって、それが「主権の制限」と言う形で各国の条文に現れたのだと思われる。国家主権の暴走がもたらした大戦への反省である。

ここでの参考文献は、Tomy Judt, "Postwar A History of Europe since 1945" (日本語訳: T・シャット『戦後ヨーロッパ史』(みすず書房))。戦後史に関しての本のなかで一番有名かつ詳細なものである。国民国家というものが最低ランクまで落ち、超国家的な枠組みへの道のりが示されているのにもかかわらず、各地に相対化されたとはいえ、国民国家が残っていることこそ驚きだ…という虚をつくような考えを示す。

でも…個人的にはそういう超国家的なものへの移行って、「国民国家の犯した罪を封印して捨てる」ってことだよね…。そしたら責任感は薄れるから、超国家的なものへの移行に対してのモチベーションの柱が消えるわけだから移行しなくなる…という卵が先か鶏が先か的な状況なのではとか思ったり。

1420 戦後国際政治の中のヨーロッパ

1421 「ヨーロッパ『の』冷戦」

さて、各地で米ソの代理戦争が起きたのが、戦後の「冷戦」における特徴だったよね。ヨーロッパ政治史だから朝鮮戦争だとか冷戦発生までの細かい経緯は省くけど、米ソの対立がヨーロッパで対立を起こしたという点ではもちろんここは説明していかなくてはならない部分のはず。

そして注目すべきなのは、米ソの対立を、ヨーロッパの現場が「<mark>煽った</mark>」という側面があるということなのである。この意味で、ヨーロッパに「おける」冷戦ではなく、ヨーロッパ「の」冷戦なのだ!

では何故煽ったのか?これはヨーロッパが生粋のアオリストだったわけではなく、きちんと理由がある。

思い出そう。第二次大戦後、アメリカは西ヨーロッパに対して、市場拡大とソ連の脅威を理由にして政治に関与し始める。だがいっぽうで、アメリカには孤立主義と言う伝統も確かにあるよね。第二次大戦後、その孤立主義への世論は再び現れていたのも確か。この「関与」はアメリカとしてはさっさと打ち切りたい。

でも、このアメリカに経済軍事、様々な面で頼っていたヨーロッパは「コッチラミロォ……」となるのは当たり前。ソ連もコワイしアメリカに出ていってもらっては困るので、アメリカが AT フィールド発動しないように、「煽る」わけ。ふええソ連が怖いよぉ~! おじさんたすけて! これがチャーチルの「鉄のカーテン」演説なのである(マジで)。アメリカからヨーロッパへ、経済面においても、マーシャル・プランと言う援助が行われるが、実はそれ以前からアメリカからの支援額はこれと同等かそれ以上あったし、プラン自体の策定にも英仏外相が積極的にイニシアティブをとった。

軍事に関しても、NATOの設立問題に関しては、ベネルクス三国が強く要求した結果、アメリカが 1948 年に 受諾したという経緯であった。とりわけ集団安全保障の項目に関してはアメリカはあまりやる気なかったのだが、 最終的にはヨーロッパ側による強い要求の結果導入されることになった。

こんなだから、<mark>緊張緩和</mark>もヨーロッパ「の」ものとして行われる。東方外交の結果、西ドイツとソ連や東欧との関係が改善すると、キッシンジャーは、「アメリカ排除して勝手にデタント(緊張緩和)するなよ…」と不快感を表したというのは有名な話。

1422 なぜ冷戦の話か 〈個人的感想〉

なんか急に冷戦の話をしやがって脈絡ねーなとは思ったけど、これはヨーロッパの「<mark>自衛</mark>」だったんだよ、そう見ることができるんだよ、ということかと。

すなわち、冷戦とは単なるアメリカ対ロシアの軋轢とその代理戦争としかふつう語られない。しかし戦後ヨーロッパの政治という観点から見れば、ここに西側 VS 東側という対立の存在は、自国が戦後、大戦のもとに反省し作り上げた「社会的」で東側とは次元の違う「民主的」仕組みを持つ国家観に対しての全面的脅威でしかなかった。だから、それを守るために「自ら」働きかける。単なる代理じゃなくて。

冷戦も、前段(1410段)を踏まえてみればこういう側面を持った主体的なヨーロッパからの反応として見ることができる、と教官は言いたかったような気がする。

1423 脱植民地化

ヨーロッパが前段の思考と関連して行ったこととして語らなくてはならないことが、もう一つ。それが脱植民地化である。イギリス含め多くのヨーロッパ諸国は戦後も植民地を持っていたのだが、これが解放され、植民地側から見れば「脱植民地」が行われることになる。

この促進要因をもう少し突き詰めていく。

①大戦の影響

もちろんここには大戦による影響もある。具体的に言えばオランダやフランス植民地においては日本による支配が介入したことが非常に大きく関わっている。日本が解放した!というのはどうかと思うけど。

②コスト

独立運動が高まるとともに、ここに政治的、経済的な占領のためのコストが高くなり、わざわざ支配していると 損、という感じになってきてしまったのだった。

③道義的批判

しかも大戦後には、植民地に対して枢軸国が行った非道や民族自決の精神、超大国化していた米ソがともに非植民地を謳っていたなど、植民地化がもはや COOL ではない世の中になっていたのだった。

このあたりがおそらく共通項になるような気がする。

1424 脱植民地化の影響

この意義として、もちろん植民地が独立したというのもあるけれど、ここにヨーロッパがヨーロッパという地域の中に限定化されたというものがある。「ヨーロッパのヨーロッパ」という言い方がよくされるよね。

こうすると、かつてのアイデンティティであった「世界帝国」はなくなるわけで、新たなアイデンティティの模索が始まる。もちろん国際的地位が相対的に低下しただとか、脱植民地化の意義は他にもあるけれど、これが一番大事だと思う。そしてなぜこれがさきの1410段に関わるか?それは、こうした新たなアイデンティティの模索が、ヨーロッパの政治的共同体としての統合と、そのための主権制限などの権利義務、社会目標に関しての諸理論の展開の遠巻きの背景になるからなのである。

逆に言えば、ここでうまく立ち回れなかった国は、非常に混乱することになる。

例えば<mark>フランス</mark>は、植民地含めて「<mark>単一不可分の一体</mark>」である国だった。こういう国は他にはなかなか見られないんだけど。そのために植民地と本国との結びつき、一体性が非常に強かった。だからここでの植民地解放は、言ってみれば国家分断に近い意義を持っていた。

国内右派は当然それに反対することになるよね。なかでも<mark>官僚軍や入植者</mark>は全力で反対するのだが、この反対運動が「植民地」で行われても、ここでフランスは植民地と本国が一体となっているから、本国の議会政治にまで影響を及ぼすことになる。フランスの第四共和政の崩壊は、植民地であったアルジェリア戦争から端を発する。ただ、混乱をはさんでも、結局は新しいアイデンティティに向けて歩んでいくことになる。

だって壊れてしまったアイデンティティにかわる、新しいアイデンティティを目指さなくては収集が付かない。 ここからドゴールのヨーロッパをけん引していくフランス、そういうビジョンに基づく政治につながっていく。

1500 「繁栄の30年」期における民主政治

〈第 16 回〉

1510 自由民主主義体制の安定

1511 「繁栄の30年」

実際には 1950 年から 75 年あたりだが、1945 年からの復興含めての 30 年間を、「繁栄の 30 年」と言う。 議会制または自由民主主義が非常に安定した時代として、このような呼ばれ方をする。

自由民主主義はここでは、自由な「<mark>政治参加</mark>」が出来るということと、<mark>競争や異議申し立て</mark>などの「自由」が両立している体制のことを指す。だからファシズムとかとは一線を画すことに。

これが安定したというのは、国民の自由公正な選挙と、自由競争を前提とした政党間の権力獲得のための競争が要因になっている。要因と言うかもはや実態だけど。

この時代の民主主義に関しての理論的考察は、シュンペーターによるものが有名。「一般意思」というものの存在を疑う彼は、代表者たる政治家の自由な政治が行えることが重要なのではと説く。あとはリップスンの『世論』とかね。共通しているのは、世論と言うもんが非常に非合理的なものなんだ、人民の意思なんて実はないんだ、として、だからむしろ選ばれて実際に政治をやる奴らの「自由」を保障しようとすることかな。もちろん政治参加を軽視しているのだから批判されるけどね。

1512 二つの戦後の比較

そして安定と言う面では戦後、(民主主義体制の国では)左右の極端勢力の勢力伸長に歯止めをかける、いわゆる「中道」勢力が台頭してくる。戦前ファシズム期の左右勢力の台頭に比べてこの変化は何なのだろうか?

	極左	極右
WW1後	革命的状況になるが、その後沈静化することになる。 これ以降、多少分裂し多岐に渡るが、一般的には勢 力を拡大していくことになる。 GOOD→BAD→GOOD	ファシズムに代表される極右勢力が台頭する。復員 兵らは銃後と前線の区別からくる特権意識を持っ ており、右翼の温床になっていた。 GOOD
WW2後	政権参加するケースもみられるのだけれど、冷戦が 進むにつれて下野していくことになる。そしてその あと、一般的にも勢力が衰退。※例外…伊・仏 GOOD→BAD→BAD	ファシズムや極右は弱体化。負けたし。さらには第二次大戦は <mark>総力戦</mark> オブ総力戦で銃後と前線の区別もなく、右翼の温床だったこの特権意識も消滅。 BAD

まあまとめるとこんなもんかな。

結局、中道が台頭したというよりは、敵が全滅すると言う形での世代交代が行われたのだった。 ではそうして出てきた新勢力について見てみよう!

1520 主な党派勢力

1521 キリスト教民主主義

まずは、キリスト教観に基づく民主主義を唱えた人たち。こいつらの主張を抑えておこう。

1連帯

こいつらは、社会とは独自の役割を持つ個人全体から構成されるとして、その中に生きる人間を社会的存在としての人間と考えた。だから階級対立なども緩和して、人々が連帯すべきだという。

②補完性

社会問題の解決には、もはや国家の介入が必要という考えを彼らは持つ。社会のなかで、皆がそれぞれの役割を持っている以上、役割外のことはできないわけだし、そういうところをつないでくれる国家が必要ってのはまあ分かる。ただしこの介入は最低限でなくてはならないというのは、個人の役割を大切にする彼らの思考から同時に立ち現われてくるので注意。この最低限性のことを、補完性と言う。

③保守性

上の「必要最低限」の意識から、下手に大改革はしないという保守性が出てくる、これは特にモラルの面において顕著である。

4福祉国家

当然に彼らの意識する国家は「介入をする」福祉国家である。だがしかし、ここで彼らの介入は最低限であり、 大規模な国家介入をしない、あくまでも「キリスト教民主主義的福祉国家」であることは気を付けよう。

⑤分権化と連邦制

権力を乱用せず、連帯をなだらかに保つためには、集権的体制は不適合である。

このような国家観を持った人たちが、1950~1960年代の各国の政権の中心だった。

1522 社会民主主義

次は社会民主主義。ただこれは、時代によって結構思考回路が変わってたりするのでまずは旧タイプから。

1)産業国有化

社会民主主義の基本的主張は、「産業の国有化」である。基幹産業や企業の私有する生産手段を国有化するというのがこの国有化のメインである。

②「計画」

彼らは、政府側からの「計画」によって経済を回そうとした。ただこれはソ連らの計画経済とは違い、実際に 実行力を 100%発揮と言う意味ではなく、あくまで指示としての計画に留まった。

③社会的市民権と普遍主義的な福祉国家

その国の市民すべてに適用される制度としての社会保障を実現しようと彼らはする。これは当然に大規模な国家介入を前提にするので、キリスト教的民主主義観に基づく国家とは異なる。

ー時期流行るのだが、1950年代60年代は劣勢に立たされ、一部の例外を除いてみられなくなる。いやまあ結構過激だしね。国有化とか言って。

なので、一般受けするように、労働者依存の状態だった党改革の議論を行っていくことになる。この議論で有名なのは、「マルクス主義と決別」したドイツ社民党のバートゴーテスベルグ綱領。

各地でこういった産業国有化などを含めたマルクス主義からの決別が行われ(最後まで残ったのはイギリス労働党だったりする)、1960年代後半から1970年代前半にかけて、政権参加が実現することになる。

1523 自由主義

上の二つに比べると凋落気味。なので、なぜ凋落したのかというのを考えていくと二つくらい理由が。

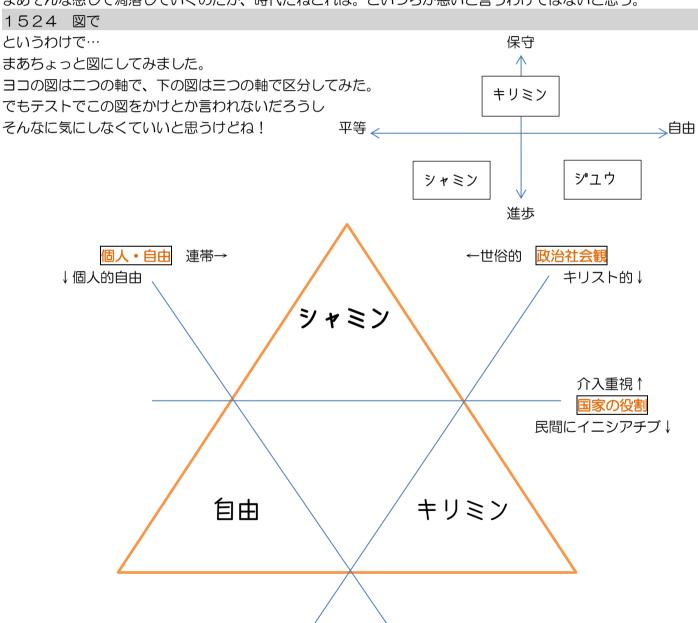
①終わコン化

立憲主義…普通選挙…こういう、自由主義が主張していたことは、実はもう完成してしまっていたんだよね。新しい目標を立てるも、自由主義の主張はもう受け入れられてしまって当然のものとなっており、目新しいポイントがなくなっていた。

②見えざる手弱ッ!!

さらに、自由主義ではどうしようもない部分が出始めていた時代。1521、1522では「どう」介入するかって議論のステップだったのにいまさら介入「するか」の議論なんて時代遅れでしかない。

まあそんな感じで凋落していくのだが、時代だねこれは。こいつらが悪いと言うわけではないと思う。



こうして見てみると自由主義の終わコン化がよくわかるね。個人的自由とか民間重視とか、何をいまさらと。問題はもはやそんな次元ではなくて、そうして自由にしてみたら出てきたひずみをどう修正していくかってところにまで既に達してしまっていた。そりゃ支持を失うわ。支持しない積極的な理由はないけど、支持する理由もまるでない状態。

1530 政党システム

1531 概要

政党システム論ってやったよね。サルトーリさんのやつね。

めんどくさいので教養の政治2のシケプリを。

(2)Sartori による分類

注)鹿毛女史は5つしか挙げていなかったのですが、本当は7つの分類です。本シケブリでは全て紹介します

(a)一党制 …Deverger に同様

(b)~ゲモニー政党制…複数政党が存在するが、制度上·事実上一党のみが政権を担える

(e) 党優位政党制 …複数政党間で、自由で公正な選挙が行われるが、単独の政権が政権を維持

※4回以上連続して同一政党が選挙で勝利すると、これに分類できる

(d)二党制 …Deverger に同様

(e)穏健な多党制 …イデオロギー距離が小さい3~5の政党が選挙で競争し、その中で政権交代が起こる

⑥分極的多党制 …イデオロギー距離が大きい6~8の政党が選挙で競争し、その中で政権交代が起こる

※中道的政党が政権確保、反体制政党も存在するが小規模

(g)原子化多党制 …多数の政党がどれも抜きん出ずに競合する状態、混乱期以外には見られない

※政党数だけでなく、政党問競争の中身にも踏み込んで議論を展開+日本・インドなども考察

☆『概説 現代政治の理論』(阿部斉著、東京大学出版会、1991年)(p66-68)

この分類(筆者注:一党制、二党制、多党制)はもっぱら政党の数によって分類するもので、多様な現実に必ずしも適合しているとはいえない。そこで、サルトーリは7つのカテゴリーをたてている。

①一党制「一党制とは、文字通りたった一つの政党だけが存在し、存在することを許されている政党制である。」ベレストロイカ以前のソ連、中

国、ナチス・ドイツなどがこのカテゴリーに入る。

結局政党の顔ぶれはあんまり変わらないので、この組み合わせと規模が、各国の個性を作って行くというお話でした。すいません勝手に使わせていただいて。本当にお世話になります。

ちなみに一党優位の例は社会民主では社会民主労働党で、キリミンでは、サルトーリの分類ではないけどイタリアの場合圧倒的な強さや政権中枢にいることを加味してこれに加えることもある。

サルトーリの分類の一番オサレなところは、①一党優位制の発見もあるんだけど、②「多党制」の議論に他ならない。

1532 多党制

多党制にもいろいろあるけれど、そのなかでも「<mark>穏健な多党制</mark>」の発見は革新的だった。従来の政党論が「数」 の議論に終始していたなかでこいつは「イデオロギーの距離」に着目したんだからすごい。

多党制の例たち

①三党制…3~5くらいの政党数

例はドイツ。

左に社会民主党、右にキリスト民主主義党、真ん中に自由党があるのがドイツだが、そいつらが連合を繰り返していた。社民―キリミン、自由―社民、自由―キリミンの全パターンある。

②多極共存型…ヨーロッパの政党は社会的な亀裂を反映したものだが、それが共存する形で、安定して政権に。例はスイス。

主要政党の自由党、キリミン、社民、農民がそれぞれ2・2・2・1で閣僚ポストを配分される形が 40 年以上 (1959—2003)つづいていた。おそらく戦後ヨーロッパで最も安定した政権なのではと言う感じ。「**魔法の公式**」と言われるが、自由党が敵対勢力の増長を事前に抑える形で作ったのがこれ。この公式は 2003 年に農民政党(極右に進化)が暴れ出してしまったために崩れた。キリミンからポストを一つ奪ったと言う形でね。

あとはオランダ。

ここはキリミンが強く、自由、社民が追随して三強となっていた。ただし、オランダのキリミンはカトリックとカルヴァン派の合同によってつくられた少し珍しいものであった。

そしてベルギー

ここもキリミン、自由、社民の三強だが 1978 年以降全国政党が消滅し、言語亀裂に基づいた各党の分裂が起きたのだった。ちなみに言語対立は非常に厳しく、次にヨーロッパで「なくなる」ならベルギーだと言われる。



③二大政党制

二大政党制をサルトーリは想定はしているが、これは例外的な状況である。そして、これを区別してはいるが、 穏健な多党制と比べてそこまではっきり別物だと言えるものではない。

例はイギリス。

イギリスでは 79 年、83 年、87 年、92 年の選挙で連続で保守党の一党優位な状況になり、「イギリスは日本になったのか」などと言われるようになっていたのだった。そこで、サッチャーの時代である 92 年ごろ、労働党は党の大改革を行い選挙に圧勝。97 年、01 年、05 年は労働党の優位な状態になっていた。

そして10年、保守十自由民主党と言う連立政権が出来ている。

しかしこれ、他の政党との連続性でみればそこまで違いはなくって、穏健な多党制の亜種ともいえる。

1533 例外

ただしサルトーリの議論では少し説明できない部分が出てくる。彼は上のように分類したが、「<mark>多党で一党優位でない、だけど連立しない</mark>」なんてパターンがある。ここでは二つ取り上げてみることにする。

①少数派政権

例は<u>スウェーデン</u>である。社会民主労働党は、一党単独少数派政権を握っていたが、これはいったいどういうことだろうか。

スウェーデンでは、社会民主労働党の他、共産党、あとはブルジョワ政党と言われる中央党、自由党、保守党があった。ブルジョワ政党間の対立は激しく、結束はしない。そしてさらに、共産党はイデオロギー的にブルジョワ政党にはくっつかない。

事実上他の勢力が社民を倒せない状況だったのである。中道的だった社民は少数派でも、閣外で共産やブルジョワらの協力を保つことができたし、制度上の問題としても「<mark>消極的議会主義</mark>」を採用しているので、過半数の反対がなければ組閣が出来た。慣行としても<mark>委員会中心主義</mark>であり、議会では妥協的に実務優先の政治が行われていたため、下手に政権に入らなくても影響力は行使できた。これによって少数派政権という、サルトーリの予想していなかった現象が立ち現われたのである。



②大連合政権

例はオーストリア。

政党のシステムとしてはオーストリアのそれは ドイツに非常によく似ている。社民、キリミン の間に自由党がある…これはさっきと同じ構図 だ。

しかしオーストリアでは長い期間にわたり、社 民とキリミンが連立を行っていたのだった。 1930年の内戦状況への反省と教訓から、資本 と労働の間の妥協的和解がなされているのであ る。ただこのシステムはぶっこわれる。自由政 党は極右化、この大連合政権が倒れてしまう。 サルトーリの分類覚えるってのじゃなくて、こ こでは国ごとに見て、その面白さをつかんでく れって趣旨ね。

←世界は面白さにあふれているのだッ!!

1600 「繁栄の30年」期における福祉国家

〈第 17 回〉

前回は民主主義的な観点から戦後の特色を見たが、「<mark>福祉</mark>」というもう一つの特徴を忘れてはいけない。こちらも背景から見ていくことにしよう。

1610 戦後福祉国家の背景

1611 共通の理由

19 世紀以降には、国家の社会政策と言う伝統が生まれてその発展が見られたけれど、これは背景的事情として大事。戦間期にニューディール政策とかやってたアメリカもいい例だよね。

さらには国家の役割が拡大する中で経済・市場への介入が大きくなった、行政サイドもその流れに合わせて社民 やキリミンが自由党に変わって政権を担ったというのもでかい事情。

で、ここでわすれちゃいけないのが冷戦。これはイデオロギーの戦いであった以上、「一部の妥協も許されない」。 東側が「うちは平等だし?貧富の差とかないし?」とか言ってくるならば、西側は妥協せずその言い分をつぶさなくてはならない。世界観としての負けはすなわち冷戦においては完全敗北。そこで「自由主義でも経済的平等への力はかかってますよ」とソ連らに対して強調するために、「福祉政策」を行うことが必須だったのだと思われる。教官的にはこれが一番の理由らしい。

1620 戦後国家と市場介入

1621 福祉国家の役割

では福祉国家とは何をするのか?まずはそこがぶれないように確認しておこう。

基本的に役割として大事なのは「<mark>所得の再分配</mark>」の役割であろう。質の良い仕事、量が多い程高い報酬が与えられるのは当然のことであるが、世の中にはそれが出来ない、最低限の生活を営む仕事ができない人もいるのだから、**累進課税**や社会保障などの積極的な働きかけによってギャップを補填してやらなくてはならない。もちろん所得概念がぶっ壊れない程度の範囲でだが。

この点で市場介入は、<mark>戦後国家的</mark>な経済成長や景気対策の側面だけでなく、<mark>福祉国家的</mark>な側面も持っていたわけだ。戦後国家的な意味を含んでの福祉国家の事を「ケインズ主義的福祉国家」という。

さて、戦後国家と福祉国家の関係性について考えてみよう。

戦後国家としての介入は、実は直接には所得の再分配とは関係ないはず。格差助長の市場介入もあるのだから。 そういう意味で戦後の経済目的の介入とケインズ的な介入は必然的に結びつくものではない。しかし、福祉国家 的な介入は実は戦後国家的介入の側面も持っていた。というのも、「介入することをより確かで正当とするため に、福祉国家の論理だけではなく経済成長の論理が美味しい」と考えられていたからである。

そしてもう一つ、そもそも福祉国家には<mark>財源</mark>が必要であり、経済成長は受給者を減らし財源を増やす効果を持っていたため当然に歓迎されたということもあった。

1630 福祉国家のタイプ

1631 指標

ここでは福祉国家の分類をしてみる。ゲスター・エスピン・アンデルソンの議論が今では一般的な前提として使われるので、それを見てみよう。

脱商品化	脱家族化	階層化				
低	中	受給者・非受給者の				
		二重構造				
		均一的				
	低	産業職域別の差異				
	高	低 中 高 高				

※<mark>脱商品化</mark>…人々が仕事から離れても(労働力を市場で商品として売らなくても)生計を維持していくことが出来る程度のこと。

※脱家族化…人々が婚姻とか家族関係とかに経済的に依存していないこと。経済的な自立性の度合いを指す。

※階層化 …所得保障制度の多様性や格差のこと。

さて、この基準を前提にしてそれぞれのタイプについて見ていこう。

1632 分類

1社会民主主義

脱商品化の度合いがまず高い。自分の労働力を使わず生計を立てる様々な社会制度が保たれる。さらに、介護や育児、保育と言う過程の中でおこなうものにまで国家が介入してくるぶん、脱家族化も度合いが高い。家族に依存せずとも子供を育てたりできるので、特に女性の脱家族化が進むのである。さらに階層化も社会的民主主義のなかでは行われにくく、一定の制度のもとに特別に足すくらいが関の山。階層否定だしね。

例としてはスウェーデンなどの北欧諸国が挙げられる。

②キリスト教民主主義

脱商品化については高い。これは社民と同じ(こういう生計を支える保障介入はアリなので)だが、家族のことについては対象外。家庭内の補助的動員、そういう仕事は別に介入しないから、そいつらを独立させようとか思わない。ここで脱家族化の度合いが非常に低くなっている。

つまり<mark>所得再分配</mark>がどこまで及ぶかというのが社民とキリミンを分かつ区分になっている。前者は家族内まで、 後者は補完性により家族外まで、ここが差。そして、キリミン的にはこの社会は様々な「役割」を持った個人の 連帯によってつくられる以上、階層化、社会保障の多様化は当然である。

だからキリミンはそういう点では、職業や階層を超えた再分配の機能が弱い、ということにもなる。

③自由主義

典型的にはアメリカの制度で、ヨーロッパに「これぞ」というのはないように見えるけどいちおう説明。

自由主義なので脱商品化はあまりない。仕事しないものには生きるすべなし!

で、注目すべきは脱家族化の「中」という区分である。これは労働力の問題に還元できる。すなわちこの脱家族 化には、「能力のある限り」という留保がついているのだ。労働力として力のある女性は高い価値をもち、評価 される。だがそうでない場合は基本的に依存して生きていくことになる、ということである。

で、能力主義は勝ち負けを生む。負け組と勝ち組、受給者と非受給者という二極に分かれることになる。労働市場での活躍の成否が格差を生む構図である。

ヨーロッパでは、アメリカのような自由主義国家があるとはいいにくいが、挙げるとすればイギリスである。社民型と自由型の中間としてスタートしたのがこのイギリスの福祉で、1942 ベバリッジ勧告がスタート地点になって 1946 年国民保険法をはじめとする社会政策が行われた。

ちなみにこの国民保険法は、年金だとか失業、傷病における包括社会保険について定めている。

この自由主義的な側面がどこに表れているかというと、勧告のなかにたびたび出てくる「ナショナル・ミニマム」 という言葉である。この言葉が含む意味は、「最低限だけ」保障すればよくってあとは自分のせいね、というも の。ここにはアメリカ流の自己責任の理論が表れているだろう。

そして 1946 年にはう一つ、国民扶助法という公的扶助法律も制定された。しかし、これの公的扶助について、「<mark>資力調査</mark>(スティグマ)」が要件であった。スティグマとは差別的劣等感といえばいいだろうか。古代ギリシャの奴隷をしめす跡に由来するが、これを資力調査が招きやすかったため、給付を恥ずかしがって受けない人も多く、自由主義的要素は大いにあったと言えよう。

しかし、国民保険についても、均一拠出で均一給付という<mark>普遍主義的</mark>な要素もあったので、やはりアメリカ側とも言いにくいなんともいえない感じであった。

ただ、最低限の給付では満足できない人がどんどん民間の保険に流れてしまい、国民保険の平等的感覚は骨抜きにされ、イギリスはだんだんと自由主義に移って行く。そしてサッチャー政権でそれが顕著になるわけである。10分も延長しやがったが、これで今回は終わり!サッチャー政権についてはまた先に取り扱うみたいだよ!ではまた次回!

1700 「繁栄の30年期」における「成長の政治」

〈第 18 回〉

民主主義と福祉についてはもうや前回と前々回でやったので、ここで今回は、「経済」をテーマに。

1710 第二次大戦後における経済成長の歴史的内容

1711 二つの戦争

さて、戦後の経済成長を語るためには、実は二つの戦後が必要であった。すなわち、第一次大戦の戦後と第二次 大戦の戦後、両者をそろえて初めて実質的な成長の流れがつかめるのだ。

そしてそれは、現代の経済を支える「資本主義」が、そもそも二つの戦争を経て定着していったということを理由にしているのである。

1722 社会主義からの攻撃とそれに対しての反撃

第一次大戦後には、歴史で習った通り、社会主義からのイデオロギー的な批判(貧富の差の拡大、富裕者のために戦争さえ行う)が行われた。現実にも、大戦後に、社会主義勢力の攻勢やロシア革命に始まる革命的状況の発生などがあり、ここでは、資本主義の正統性と実効性に対しての疑いが始まっていたのである。

それに対して、資本主義はどのように反撃したのだろうか?まずはそれについて話していく。ここで取り上げるのは、テーラー(1856 - 1915)による「<mark>科学的管理法</mark>」の理論。この理論をもとに、攻撃されていた資本主義の正当性を主張しなおすようになったのである。彼の理論によれば、「労働」は

仕事量(課業) の確定

作業研究

動作研究

時間研究

- ※動作研究…作業の観察や分析を通して無駄を省く。最も効率的な標準動作を定める
- ※時間研究…作業を要素に分解、各要素に要する時間を測定してその作業の必要な標準時間を定めた
- ※<mark>作業研究</mark>…合理的で無駄のない作業工程…その工場の人数と労働時間から仕事量が導かれる に分けられると言う。

そしてさらに、<mark>差別出来高賃金制度</mark>という高低二つの賃金を作り、タスクの出来高によって支払いを変える合理的なシステムも提唱された。

技術的合理性や効率性を貫いた生産勤務体制の結果、労働は合理化される。給与や労働環境が改善し、労使紛争 も減少するという、いわば労使間の win-win の関係が生れ、生産性は向上する!

このような主張が可能になり、この本が出たあと、第一次大戦を過ぎた頃には急速に資本主義がヨーロッパに広がって行くことになる。

これで一応、思想的には優位に立てそうな感じが出てきたが、これだけではなく、実際の面、物量の面で共産圏に勝たなくてはならないはず。

そしたらあれだよ。世界恐慌。資本主義のせいで大変だ!と、理論的正当性は回復出来たが実質面での再生は出来なかったのである。その面でのリカバーは結局、第二次大戦後に持ち越されることになる。

1720 第二次大戦後における経済成長の諸条件

1721 労使関係

つーわけでこれから第二次大戦の後を見ていくけど、経済成長、そして資本主義の流れを考える上では、経済の主体たる企業側からの動きも見ておきたいよね。まあ政治史なので政治的な条件に注目してみるけど。

さて、こいつらの成長の原動力は何かと言えば、「投資」と「輸出」のこの二つということに基本的にはなるはずだけど、これについて企業を取り巻いていた背景を今回は見ていくことにする。

まず企業の側の前提事情についてお話ししよう。労使関係の面で言えば、この時企業の投資を促し、競争力強化を可能にするような労使関係がすでに出来上がっていたことに注意しておこう。

戦間期は激しいストライキや、常軌を逸した賃上げ要求など、ぶっちゃけ関係が友好的だとは言えなかった。技術開発などにお金を積み込みたい使用側からしたら賃上げにいちいち応じてたり、そいつらと向き合って話し合っている余裕なんかないからね。そんなわけで、激しい労使紛争が行われていたんだけど。それに対しての反省から、戦後はかなり協力的な労使関係が作られたのだった。対立の中での賃金コストや混乱による競争力の減退よりは、協調的な関係を見出そうという考えになったんだよね。

賃金の引き上げ抑制が重視され、企業の利潤率の範囲内の自制した引き上げが求められるようになった。つまりは企業競争力の中に賃金制度を組み込んでるんだよねこれ。「もうかれば給料増える」ようなシステムにすれば働く側も競争力をあげようと頑張る。「もうかるか知らないけど給料増やせ」って剥離した状況を改め、一体的な体系をつくろうとしていたのだった。

1722 労使関係の制度化

1930 年代に北欧で実現された労使の和解は、戦後に引き継がれることになる。西ドイツの「共同決定」という労働者側の経営参加制度など、こういった協調的労使関係の制度化も行われていくことになる。

※この共同決定も、「経営してみなよ、賃金を無理に上げない方があなたたちのためになる」という趣旨で、先にいった賃金制度を競争力のなかに「取り込む」意図が見えるよねー。

似たような制度としては、オランダの「労働財団」という労使協議機関などがあげられると思う。協調的な労使関係は、政府を交えたネオ・コーポラティズムにつながっていく。ネオってついてるのは、戦間期に登場した、非民主的、権威主義的なコーポラティズムの形態とは一線を画していることを示すためである。

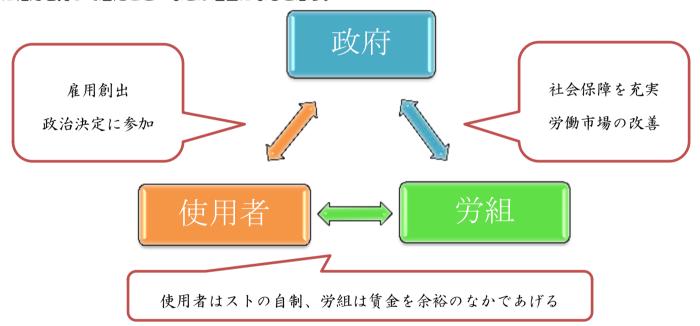
「労使の頂上団体と政府の代表によって構成」される、所得政策をはじめとする社会経済政策についての協調的 な交渉のシステムが作られるようになった。

こういう説明に合致する国としては、スウェーデン、オーストリア、オランダが挙げられる。オーストリアについては、「賃金・物価問題同権委員会」という団体が、オランダには「社会経済委員会」と言う団体が存在した。 ※「同権」の意味…ヨーロッパにおいて存在した「亀裂」に対して多数決ではなく「同権」の団体同士の協議で決めていく…という思想がウェストファリア条約の中に埋め込まれていた。その名残が残っていて、多数決ではなくて労使が社会的なパートナーとして問題解決をしていこうという願いが込められているように思える。

1723 例外

もちろん、厳しい労使対立が残った国もある。フランスとイタリアの労使関係はとても協調的だとは言えなかった。教科書p189 くらいにあるからあんまり説明しなかったけど。

で、コーポラティズムについてはイギリスが最も「できなかった」国だと思う。結局コーポラティズムは頂上団体の決定を皆が踏襲する集権的な枠組みが必要だったのだが、それが足りなかったのである。これは議会政治が発達しすぎていたこと、個人主義が強く、頂上団体を代表とみなす風潮が欠けていたこと、各労働組合が分権的に権力を持って居たこと…などが理由になると思う。



このように互いの信頼を前提にしていたのがネオコーポラティズムだから、イギリスにはなじまなかったのかも。 1724 国際政治経済的条件

企業の貿易を促すような国際的な貿易・通貨体制が出来上がったのも戦後の出来事であろう。

1930 年代はプロック経済やナショナリズムによる平価切下げ競争が行われるなど、近隣窮乏化政策がとられたのに対して、戦後は自由で多角的な、安定的貿易が営まれた。

もちろんこの実現は一国の力だけで出来ることではない。そこで国際的な団体として、GATT と IMF という、政治経済でやった奴らが出てきた。こいつらを中心とした国際的な自由主義体制のことを、ブレトン・ウッズ体制と言うのはいいよね。

ただ、戦後の国際的な通貨・貿易体制のことを「<mark>埋め込まれた自由主義</mark>」と言うことがある。自由主義体制はここでは決して自律的な文脈でのものはなくて、国内政治的、社会的文脈に従属しているものなのである。だから国際的な自由主義と国内における市場介入は、両立する。自由主義的体制にのっかるけど、それは空気を読んでるだけなわけ。自分の意思とはまた別。

たとえば GATT は本来無差別貿易だとかを目指したもので、最恵国待遇や数量制限の禁止、関税の段階的な引き下げを行おうとした。だが、あくまで「埋め込まれた」自由主義であったがゆえ、国内の貿易に対してそれを保護するべく同時に介入が発生しているのである。

さて、だんだんと現在に近づいてきたこのヨーロッパ政治史であるが、このあたりで歴史的に考えれば絶対に見ておかなくてはならないものがあるはず。そう、EU(とその前身)である!

1810 統合の画期

1811 基本条約について

さて、EUの基本条約は、現在欧州連合条約と欧州連合運営条約の二つである。

リスボン条約が 2007 年に締結されたが、これはあくまで「欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を改正する リスボン条約」という正式名称から分かるように、基本条約の改正条約でしかない。

リスボン条約の前は、EU を誕生させた欧州連合条約と、その発行の際改訂された前身こと EC の設立条約(欧州経済共同体設立条約が改訂、欧州共同体設立条約になっていた)が発効していたのだが、この改正条約によって両者が改正、特に後者の EC 設立条約はここに欧州連合運営条約とされたのである。

というわけで、この基本条約の確認から入ろうか。現状認識は大切だからな。

〈欧州連合条約〉

欧州連合条約、通称マーストリヒト条約は、1991 年 12 月に合意された条約で、ヨーロッパ経済共同体 EC 設立条約ことローマ条約の改正とともに EU の設立をうたったものであった。

今までは単なる「市場統合」でしかなかった EC という共同体の行先は、ここで共通安全保障、司法内務協力を含む、政治的意味を持つ方向に向かいはじめた。それに連動するように経済統合のレベルも「経済通貨同盟 EMU」を目標とした新しい段階へ。まあこのあたりはおいおいやります。今日はこの成立編なんで。

※リスボン条約は、ここで決まった市場統合、共通安全保障、司法内務協力という三本の柱を形式上取り去って、 EUの枠組みのなかでもっといろいろ柔軟に政策行っていこうぜー的なもん。

〈欧州連合運営条約〉

こちらは前身をローマ条約こと欧州経済共同体設立条約に遡る。さきのマーストリヒト条約のときに欧州共同体設立条約と改正されたこの条約が、リスボン条約で欧州連合運営条約とおきかわったのだった。

※一応だけれど、欧州共同体は本来的に経済統合を目指したもの。ローマ条約で欧州経済共同体ができて、それが67年にEURATOMと欧州石炭鉄鋼共同体と連合、ECsとなった(この連合的性格からの複数形)。これに対してマーストリヒト以降の「連合」は政治的な意味をもった地域統合としての連合。リスボン条約でついにECはなくなっちゃったけど、それまで「共同体」条約と「連合」条約が併存していたのはこうした棲み分けの事情による。

1820 1950年代の統合

1821 大戦直後の統合の動き

戦後の課題はもう授業で確認したけど、復興・再建とと もに福祉国家を建設することだったよね。なのに、この 時期に「統合」がなされたのはなんでだろうか?ぶっち ゃけ、国家の再建を目指しているのに、こうした国家主 権を相対化してしまうような方針にでるのはおかしい んじゃね?

と思うかもしれないけど、政治的事情としてはこの時、 冷戦だよね。西側諸国はこのときアメリカサイドで結束 しておく必要があったというわけ。実際のところ経済再 建すらマーシャル・プランでアメリカの援助に頼ってた わけだし、各国の結束が主権よりも優先される事情は大 いにあった。国家主権の暴走への反省もあったし。

さて、大戦直後の統合の推進役となったのは、イギリスだった。英仏連合を基軸として、経済面では 1948 年のベネルクス三国同盟や欧州経済協力機構の設立、安全保障面では英仏間でのダンケルク条約(1947)や、それにベネルクス三国を加えたブリュッセル条約(1948)、



統合への動きは決してイカレてる発想じゃあない

これは非軍事的であるが欧州審議会など国家間の結びつきを強めていったのだった。もちろん念頭には、起こりつつあった冷戦の他に、第二次大戦の主導的立場にあったドイツへの意識があったのは言うまでもない。

1822 欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)の成立

そんな、特にイギリスを中心とした対独感情を基礎においた大戦観をひっくりかえしたのが、フランス外相ロベール・シューマンがフランスと西ドイツの石炭・鉄鋼産業を共同管理することをまとめた声明こと「シューマンプラン」である。フランスの経済復興に尽力していたジャン・モネが、経済的成長のために上記の構想を練り、シューマンがこれを発表した形になる。「ヨーロッパの安定のためには独仏の和解が不可欠」とするこの思想は、ドイツに対しての風当たりを大きく変えたのだった。

そして、1810段で言ったような国家主権よりも共に歩んでいくことを優先する風潮が、この路線を推し進めた。 その結果が ECSC こと欧州石炭鉄鋼共同体である。

ここでは石炭鉄鋼分野での共同市場が設立され、生産・流通・雇用など広範にわたっての権限を加盟国というか 共同体が握るようになった。設立条約の第九条では、その共同体「最高機関」の<mark>超国家性</mark>が明記されるに至り、 部門統合のなかでまずは経済、いずれは政治をも統合しようとするモネの統合観がよく表れた形になった。

※現代社会はセクター同士の相互関係のなかで存在しているので、各部門が統合していけば当然に経済統合は進み、その経済統合が経済と関連した政治をも統合していくという、統合の「波及効果 spillover」がここでは期待されていたようだ。

実際、この石炭鉄鋼共同体の設立の時点で、単なる市場統合以上の、例えば雇用回復からの景気刺激など、幅広い観点からの政策的試案がなされていたし、非常に先を見据えた議論がなされていたようだ。

1823 ローマ条約への道

さて、そんな状況下で起きたのが 1950 年の朝鮮戦争であった。ここで、冷戦の危機感が一気に増してくることになる。ヨーロッパは、ヨーロッパ自身で防衛体制を構築しておかなくてはならないという意識に覆われる。アメリカは一方で、ドイツの再軍備と NATO 加盟を求めるなど、資本主義陣営の勢力拡大、協力体制の完成に向けて動き始めていた。ここに、安全保障の面からのさらなるヨーロッパ秩序が要請される状態になっていた。先のモネの統合観のなかでは、軍事面の統合はあくまで経済統合のあとにやってくるものだったのだが、ここで少しズレが生じてくることになる。

軍事的な統合のためまず考えるのはドイツの封じ込めである。再軍備を求めてくるアメリカは、海の向こうのドイツが軍隊を持ってもどうでもいいかもしれないが、ヨーロッパはまだ第二次大戦の記憶を引きずっている。フランスは封じ込めの枠組みとして 1952 年に欧州防衛共同体(EDC)を提案し、5 月には創設条約が出来た。さらには欧州政治共同体案(EPC)も策定されるに至った。要するに、統一的な軍事共同体を作ることで「ドイツ軍」を実質的に存在させずに済ましてしまおうというわけだ。

だが、やはり、「超国家」的なものへの未知の恐怖はぬぐえない。

EDC は 1954 年 8 月に、提唱国であったフランスが批准に失敗したために挫折することになる。ここの理由としては、インドシナ戦争への兵力注入が必要で、EDC をドイツが牛耳らない程度まで兵力配分する余裕がなかったことや、1953 年のスターリンの死、朝鮮戦争の休戦によって実際のところドイツの再軍備すら緊急の課題ではなくなっていたことなど、主権喪失への恐怖以外にも多く要因があったけどね。ともかくここで統合的な軍事体制の構築は断念され、「ドイツ軍」は 1955 年にふたたび誕生することに。

※ちなみに主権を失うことへの恐怖は共産党やドゴール派に多かった。世論にも根強い反発があったし。 まあ実は EPC もフランス議会の反対でフランスの批准が絶望的になり、とん挫していたから、ここに統合への 機運はスピードダウンしまくりで失望感が広がっていたんだよね。

だけど、これはあくまで「政治」の話。経済に関しては 1952 年のオランダのベイエン外相の計画のもとに、1955 年には<mark>関税同盟、共同市場の設立</mark>で合意していたんだよね。これはもともと EDC や EPC の補完的存在として想定されていたんだけど、これを活かしていくことになる。

具体的作業はベルギーの外相ことスパークを長とする委員に委ねられ、1957年ついにローマ条約が署名されることになった。晴れて欧州経済共同体こと EEC が成立したわけである。

ここで承認されたのは「製品・人・サービス・資本の自由移動」からなる「共同市場」というあくまで経済のお話である。超国家性への言及は一切なく、ECSC よりも広い政策分野で立案を担うも、権限自体は最高機関のような強いものは想定されず、明らかに「超国家的な体制」と経済とを分けることで反発をさけようとしていた。

そして 1969 年の期限までに工業製品の関税同盟は完成した。

1970年から80年代に関しては停滞するのだが(あとで見るよ!)ここにヨーロッパの統合の枠組みが、少しずつだが出来始めたのだった。

そして注意したいのは、ここにある「政治的統合」と「経済」を分ける背景意識である。今言ったような挫折の 流れがあるからこそ、つい最近までヨーロッパ「連合」と「共同体」を切り離す意識が存在していたのではない か?まあ今回の授業出てなかったからわかんないけどね!ではまた次回!

1900 価値観の変容と参加の拡大

〈第二十回〉

1910 「静かなる革命」

1911 物質主義から脱物質主義

ここでの参考はイングルハートの『静かなる革命』になる。

彼によれば、先進国のなかでは価値観の変化が起きてきたのだという。かつては物質主義的価値観のもとに、物的な豊かさを目指していたのが普通だったが、そこから比重が移り、脱物質主義的な(post-materialism)、生活の「質」だとか内面的なものへの嗜好が強まったのだと言う。

1970年に大規模な世論調査を行ったイングルハートは、そこで価値観的な変化を感じ取ったという。

ちなみに 70 年、第一回目の世論調査ではたった四項目、「国内秩序の維持」「重要な決定への参加」「物価上昇との戦い」「言論の自由の保障」のうちどれを重視するかというものだった。重要な決定と、言論の自由が脱物質主義的、残りが物質的な価値観の選択肢ということになる。最終的に 15 個にまで選択肢は増えるが、スタート地点はここだった。

1912 変化の要因

では変化の要因は何だろうか?もちろん教育水準の向上だとかあるいはマスメディアの発達、職業構造の変化だとかもあるだろう。しかし彼が重視したのは次にあげる二つだった。

①大戦後の空前の経済成長が行われた

オイルショックの経済停滞にも関わらず、経済的な繁栄の効果が失われなかった。

②持続的な平和の維持

第二次大戦後、局所的な戦争や冷戦はあったが基本的に秩序は保たれていた。

「これがなぜ価値観を変えた?」と思うかもしれないけど、彼は二つの要因を重視するのは、ある仮説、前提に基づく。すなわち、人間は欲望を持つが、様々な欲望はその切迫度に基づいてランク付けされるというものである。以下にそのランクを紹介する。

優先順位①生きる欲望 …身体上の安全、まず人間は「生きる」ための欲求をまず満たそうとする。

優先順位②物質的欲望 …経済的な豊かさ。冷蔵庫ほしい…とか。

優先順位③非物質的欲求…自己決定だとか、生活の質に関わるような欲求。愛や帰属だとか。

優先順位が高いものから順に、満たされていないものを満たそうとする、というわけである。確かに生きるのに 精いっぱいの時に電子レンジほしいな~とか思ったりはしないから、ある程度感覚的には受け入れられる。

この前提をもとに考えると、さきの二つの条件が非常に大きな意味を持って居るのが分かるだろうか?「平和」 だから生きるのに切迫してはいない。そして経済的にも非常に成長したのだから物的欲求ももう大丈夫。

そしたら残りは、もう非物質的な欲求しかないじゃないか!!!!というわけだ。まあ細かく見れば結構疑問な ところもあるのだけれど、大体の流れとしては非常に明快。

さらには人格形成期に形成された価値観の優先順位が成年期を通じて維持されるとしており、これ以降の価値序列は完全に先進国では「転換した」のだとイングルハートは言う。

普通の革命と違って血も流れていない。いないがここでは内面的な意味での革命が起きている。静かなる革命とはよく言ったものである。

※余談

実はイングルハートの主張したかったものはもう一つある。それは「政治技能」の変化であり、すなわち国民の政治参加のスタイルが変化したという主張だ。かつては、エリート指導型の政治技能が一般的だったと彼は言う。確かに、1970年代よりも前に関しては、投票を通じた政治参加や、既存の大組織(政党や労働組合)を通じた政治参加が一般的であった。選ばれた政党間の自由競争こそが戦後議会制民主主義のスタイルだった。

しかしここで、「<mark>エリート挑戦型</mark>」と言われる政治技能が誕生したのだった。これは政治参加を政治家の選任だけにとどめず、自主的なかたちで特定の政治決定に参加していこうとするやり方である。

話を戻す。こうした考え方は、1968年頃を皮切りに、社会現象の背後に見え隠れし始める。ここからは少しそれをみていこう。

1920 体制への抗議と新しい社会への変動

1921 「1968年運動」と新左翼

もちろん 1968 年に全てが起こったわけではないのだが、このころに左翼大学生を中心に体制への抗議運動が行われたのだった。その動きを総称して「1968 年運動」と言った。なんかマスメディア論でこのあたりのテレビ番組見たな。確か。このタイミングでの大学生ってことで、逆算すれば 1930 年~40 年ごろに生まれた人たちが中心になっているわけだが、こいつらを 68 年世代と言ったりする。

さらに特徴としては、全員が「新左翼」的な思想への共鳴を隠さなかった人々ということになる。

新左翼ってのは共産的な左翼と、社民的な左翼の二つに対してどちらとも一線を画した人たち。階級闘争、搾取の側面ではなく、マルクスの阻害論(人間が他の奴と関わるうちに自己が自己に対して疎遠になってしまうという議論)に着目して、人間論的な部分を斬りだし人間性の回復などを訴えた。

そして、社会主義の目的は生産手段の国有化とかそういったものにつきず、人間性の回復に向かう。政治や社会の変革より先に、意識の面での改革が行われるべきだとしたのである。そしてそのためには組織を作ることではなく、その前に「行動」すべきだとした。だから学生運動が重視されるわけだ。支持基盤はプロレタリアートに加えて、専門教育を受けた労働者や若い知識人を含んでいた。

こういうわけで新左翼を(教官曰くきわめて客観的に)紹介したのだが!これはこうまとめられないだろうか? 「脱物質主義」と!

1922 五月革命

この流れがもっとも鮮やかに現れたのがいわゆる「五月革命」であろう。

1968年5月、フランス。言葉の使い方としては主張したい内容によって「五月反乱(体制への反動を強調)」「五月事件(中立的に)」とかいろいろあるけどこの五月革命が起きた。

背景を見てみよう。大学教育の一般化のなかで依然として残る、権威主義的な思考。そして劣悪な設備。劣悪な SETUBI!!!!ご覧の!通りの!劣悪な設備!!!!ごうした不十分な教育体制に対して、非常に強い不満がはびこっていたのがこの900番きょ…いや、1960年代の大学であっ…否、900番教室だったッ!

さらに、社会一般としても、権威の告発、漠然とした解放の夢が時代の精神として世に広まっていたのだった。反ベトナム戦争や労働者の「共闘」だとか、こうした流れが地域まで波及していたのである。

そんななか、ソルポンヌ大の学生の一人がアメリカンエクスプレスのショーウィンドウを壊したことで捕まったのに抗議する形で、3月22日、大学の学生が管理棟を占拠する!

ソルポンヌ大学では警察に抗議運動が抑え込ま れさらに火に油が注がれる。



写真のように、劣悪で改修が遅れ、老朽化した大学設備が 学生の非難の対象になっていた。上の写真はほんの一例。 アジアのコマバ地方の大学の教室である。

5月 10 日にはバリケードが形成され警察と学生との間に大規模な衝突が起こった。まあ5月 11 日に撤去されるのだが。3 月 22 日運動の際のビラには、「我々が戦うのは<mark>労働者階級</mark>の子弟が犠牲に〜」と新左翼へ学生を招こうとする意図が見て取れる。リーダーの一人、ダニエル・コーン・バンディってのが有名。

5月末には 900 万人の労働者のストライキが行われる。当時の首相ドゴールはストを契機に学生の要求を受諾する姿勢を見せるのだがストは止まらない。さらに労働者が有名な工場を占拠するという事態になる。

この労働者側の動きもかなり突発的で、なかには管理していこうという動きもあったが労組は事態収拾のために 勝手に政府と交渉して、賃上げと権利の保護を謳う協定を結ぶ。

共産党は労働者の利益を重視するのであって、新しい形で勝手に学生に急進的に引っ張られることを嫌っていたのである。

結局、ドゴール派は結集して、100万人の保守的なデモを行い対抗。6月には議会を解散して総選挙を行うとして、民主主義的な形で対抗したのだった。国民は、「いざ壊したあとのビジョン」の欠如などから学生サイドの運動にあまり迎合はせず、結局ドゴール側が選挙で圧勝するのだった。ここに抗議運動は息をひそめ、結局1968年にほぼ全ての運動がはじまり、そして終わった。

学生は結局のところあまり深くは考えておらず、体制へ「反発してみたい」という軽いノリが存在していたというのも要因に思える。

1923 各国の共通項

このような動きがどの国でも起こり、語るには授業時間が短すぎるらしい。なのでここでは、各国のこうした運動の共通項だけを取り出してみよう。

思うに政治・社会・経済・文化の各領域において、「参加」の拡大やヒエラルキー的な支配体制の変容、秩序や社会全体に対しての民主化という側面がどの国でもあったように思える。(フランスの件も結局ヒエラルキー的なモノへの反発だったわけだし)

そしてそれは、投票行動を通じて、だんだんと広い意味での生活全般への<mark>民主主義化</mark>として世に浸透していく。 結局 1968 年運動は、体制を劇的に変革したというわけではない。フランスではドゴールは選挙に勝ったし。 行動を重視しすぎたとして、はっきりいって<mark>暴力主義</mark>にもつながってしまった点でも否定的な評価を受ける。

しかしながら、今まで風通しの悪かった権威主義的な世の中の諸分野が民主化していく端緒を開いたのはその通り。実際にフランスの件でもドゴールはある程度の配慮をしようとしたわけだしね。

結局ここに見えるのは、「あれがほしい」「これがほしい」的な物的な価値観ではなく、「こう生きさせてくれ」「こうさせてくれ」という、よりよく生きるための「脱物質化した価値観」なのである。

このようにこの時代には、人々の精神的な価値観が変容し、それを示唆する象徴的な出来事が多数起きているのである。

1924 「新しい社会運動」

そうした 1968 年運動の「遺産」として、各国で各種の市民運動や、エコロジーへの意識、自主管理経営、農村コミューン、地域闘争、フェミニズム、社会的マイノリティの権利保護、反原発、平和運動などの、新しい社会運動の形態が表れてくる。

今までの古い労働運動と言う形の社会運動は、基本的に労使の対立という社会構造を前提としている。しかし結局は労使の間では経済成長へ向けての和解が行われたんだったよね。

だから経済成長のなかでは、経済成長の恩恵を受ける人と、害悪を受ける人たちとの間での対立のほうが激化していくことになる。そしてそれは、この経済成長のなかで、画一的な「物的なもの」のため労働し生きていく人間観が変わり、人々がそれぞれ多様な価値観を持って生きていくことが出来るようになったし、またそうなるべきであるとした脱物質的価値観の台頭につながるんだよね。

1968 年運動以降に見る、「生き方」に関しての脱物質的な問題意識が、ここでより具体的になり、単なるユートピア的思考(それゆえ支持されずフランスでは終わってしまった)の学生運動から進化、ここではもっと具体的権利直結的な論争に移ってきたのである。

ここでは井間正久『ドイツを変えた68年運動』も参考に。ではまた次回!

2000 石油危機への政策対応

〈第二十一回

さて、戦後の様々な政治的流れ、思想的経済的流れを追ったけど、その分水嶺となったのが石油危機である。今回はその打開策を各国が模索する中で、どのような変化をたどって行ったのか見ていこう。

2010 石油危機とその打開策

2011 戦後史の分水嶺

さて、石油危機を抜きにしても、この時期は戦後史のなかでも「<mark>転換点</mark>」としての位置にあった。前回見た「1968年運動」では明らかに国家と社会への「抗議」の念、物的豊かさとは別次元の志向が出てきたところだし。

ここではもう一つ、転換点としての要因である「国際通貨体制の変容」という観点から見ていきたい。 年表

1971年08月 金ピル交換停止。変動相場制へ移行することになる

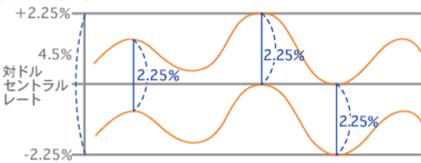
1971年12月 スミソニアン合意。多角的な平価調整と固定相場制の復活

1972 年 04 月 EC 各国の通貨の変動幅を上下 2. 25%にする決定(『トンネルの中の蛇』)

1978年08月 各国通貨は一定の変動幅を維持しつつドルなどに対して変動する共同フロート制が導入スミソニアン合意はここで終焉する

これまでの<mark>固定相場制</mark>は、アメリカの +2. 圧倒資本力に裏打ちされていたが、ベ トナム戦争での出費に加え世界各国 の成長による相対的なアメリカの地 セント 位の低下でもはやドルを金で裏打ち しているのも限界だった。

ここにいわゆる「<mark>ドル・ショック</mark>」こ と**変動相場制**の到来が起こるのであ



る。スミソニアン協定で「とりあえず」固定相場制を維持

↑トンネルの中の蛇の図

しようとするが、73年には再びドル危機が発生し、それも不可能になった。

ヨーロッパは通貨危機的な状況に対して固定相場制で対応しようとし、「トンネルの中の蛇」と言われる通貨の変動幅の抑制策に出たが、各国の経済政策には主義主張からくるばらつきがあり、それ以上の策は取れなかった。 ※一定の幅の「トンネル(固定相場)」の中で頑張って調整しながら進んで行くのが「蛇」に見えるってこと。

スミソニアン合意が破れたあと、しばらくは確かに固定相場ルールが続き「トンネルを出た蛇」とか言われるのだが、それもフランスなどの離脱により終了。今までの貿易体制の根幹だった「固定相場」が崩れた。

そんななかで起きたのが石油危機であり、ここに経済成長の時代が終焉、低成長時代が幕開けすることに。

原油価格の上昇によるインフレは、先進国の<mark>購買力</mark>を失わせることになる。すなわち、原油輸入国では<mark>総需要の減少</mark>が起きる。これによる失業増加、不況は、インフレなのに停滞経済という「スタグフレーション」として未曾有の事態であった。

2012 石油危機の打開とその成否

さて、このスタグフレーションだが、対応は一筋縄ではいかない。不況だし<mark>積極的な財政政策と金融緩和</mark>がしたいところだけど、それだとインフレが加速してしまうわけだから。

よってここに、インフレ抑制のバイアスとして、労働者の賃金引上げを自主的なかたちで抑制してもらう必要性がでてくることになる。

ケインズ主義的な政策に労組の賃金抑制が加われば、一応対策としては完成しそうだ。

ただ、初期条件はほとんど同じと言えたヨーロッパのなかで、この 70 年代を通じ危機の克服にははっきりとした明暗の差が表れてくることになる。

	失業率	インフレ率	評価
オーストリア	1. 8	6. 0	両方成功
西ドイツ	3. 2	4. 8	物価抑制には成功
スウェーデン	1. 9	10. 6	失業対策は成功
イギリス	5. 0	16, 0	両方失敗

いまのアメリカとかと比べたら失業率も…いややめておこう。

ともかく、この差はどこから来たのか?もっと個別に見ていくことにしよう。

2020 各国の対応

2021 オーストリア

さて、スタートは一緒とか言ってもそれはあくまで経済的条件の話で、やっぱり政治の風潮が大きく違ったと言える。オーストリアでは労組の賃金抑制が非常に上手くいったが、これは政労使の間の強い連帯あってのことであった。

「賃金物価問題同権委員会」とった労使協調の問題解決の場の存在のなかで国営企業における経営参加があったり、社民と労組の間に密接な結びつきがあったりで(官庁や中央銀行の幹部ポストには「比例原則」における配分があったため、結びつきが強くなった)わりと意思決定がスムーズにいったんだよね。

制度的にも、オーストリアの賃金の決め方は、集権的で組織化された賃金交渉制度だったから、インフレ圧力を高めるような産業別での労組間の賃金上げ競争みたいなのが回避されたってのもある。

2022 スウェーデン

スウェーデンでは、雇用自体は確保された。

企業への補助金や労働者への職業訓練、公的部門での雇用拡大、重要産業の国有化など、1967年の政権交代に も関わらず完全雇用の方針が放棄されなかったというのが大きな理由として挙げられる。

しかし、高度に発達したコーポラティズムを持って居たこの国が、インフレ抑制に失敗、賃金交渉をうまくまとめきれなかったというのは少し不思議な話である。

実はスウェーデンではスウェーデン経営連盟と、スウェーデン労働総同盟(LO) との間で存在していた中央集権的な賃金決定システムが解体していたのである。対抗するホワイトカラー労組の登場などにより、LO のヘゲモニー的な体制が弱体化していたのだ。

さらには、**賃上げ保障制度**があったために**賃金ドリフト**がとあるセクターで生じれば連鎖的に他セクターでも賃上げが加速する。多数セクター間で賃上げによるインフレを加速させる体制が出来ていたのだ。

※労使の団体交渉によって締結される賃金協約が、多数の企業を対象とする業種別または産業別協約である場合、 ある特定企業が賃金協約の規定を上回る賃金を支給すると、実際の賃金率と協定賃金率にずれが生ずる。こう した現象を賃金ドリフトという。

2023 西ドイツ

西ドイツはいままでの国家とは逆に完全に分権的な体制だった。連邦制だし。連邦の財政だけでは不況対策なんて出来るはずもないので、ここで市町村やラントとの協力が必要になってくるよね。

協調的な行動をとりたいけど、主体が多すぎて当然に調整は難航し、十分な財政出動が起こせなかったから、失業は増えてしまった。

いっぽうで分権しているぶん、連邦銀行も政府からの自立性が高くなる。こっちはこっちでインフレを抑制するために物価安定を目的とした緊縮財政を徹底することになる。

これを受けて、労組は賃金抑制をうけいれざるを得ない。政府がなんかやらかした時に、一層の雇用の悪化を防ぎたいからね。こうして賃金抑制自体はできたわけだ。

2024 イギリス

さて、イギリスはさっきの図だと大失敗だったわけだけど、別にノーガード戦法をとっていたわけじゃない。実はここで労働党は、労働組合(TUC)と「社会契約」と呼ばれる協定を結んでいた。

政府は、保守党政権下における<mark>労使関係法を撤廃</mark>し、高所得者へ対しての課税を強化し、物価抑制策を実施することなどに責任をもつ。一方、労働組合は賃上げ闘争をしない、そして労働党を支持すると約束した。1974年、ウィルソン内閣のときのことである。

労働党はこうして、社会契約による自発的な賃金の抑制を望んだのであるが、 それは叶わなかった。

賃金決定システムが今までにみてきた国の中でもっとも断片的だったこのイギリスでは、賃上げを協調的に自粛することが出来ず、結局は約束をダメにして賃上げ競争が激化してしまったのだ。

政府は政府で 1975 年から財政赤字の累積の緊縮案を検討し始める。そして 1976 年のポンド危機に際しては、IMF からの融資の条件として大幅な公共 投資の削減や公務員給与の削減が要請された。

政府方針としても「社会契約」はここに完全に崩壊し、公務員労組の賃上げストからいわゆる「<mark>沈黙の冬</mark>」に発展してしまうことになったのだった。

こうして各国の対応は分かれたが、石油危機はまだ終わらない!第二次石油 危機ですよね!

というわけで、このくだりはまだもうちょっとだけ続くんじゃ!また次回!



大失敗★であった

2100 新自由主義の台頭

2110 第二次石油危機への対応

2111 第二次石油危機による問題

1979年のイラン革命によって、第二次石油危機が発生した。これは習ったと思うが、深刻なスタグフレーションが発生し大問題になった。

物価はあげるのに景気は良くならない、そんなスタグフレーションへの対応策は、考えられる限り二つ。

- (1)拡張的財政政策+金融緩和(景気を良くする)
- ②労組の賃上げ自制(インフレをおさえこむ)

※ただし、この二つは相反する!景気を良くしようとすれば物価は上がるし、経済を緊縮していけば景気は悪くなるだろう。もちろんここでは国の政治体制、政治信条によって対応は変わってくるのだが、個別の対応に触れる前に一般的な傾向を述べる。2120段以降で個別の対応を見てみよう。

ではまず、①を行うのは難しい。だって、70年代の変化というかオイルショック化の財政状況の緊迫のなかで、ここではケインズ的な財政政策がとりにくくなっていたのだから。お金がないからばらまけない。しかも下手するとインフレを加速させただけでおしまいになっちゃうし。すると、各国の財政金融当局に従来のケインズ主義的な政策を誤りとみなす傾向が広がり始めたのだった。不況対策の効果があまり無かったからね。そもそもの積極的な財政出動が間違いだと言う訳である。ぶっちゃけバラマキができない言い訳にしか聞こえないが。だから、インフレを抑え込もうとする。

②の最初の手として、高金利政策がとられた。

アメリカの高金利政策(P.ホルクーFRB 議長)は、高金利で市場のお金の流動性を抑え込もうという作戦だったわけだ。しかし 1970 年代半ばからの国境を越えた資本移動のなかで、自国市場以外で取引される通貨の国際市場が次第に拡大していたこと、変動相場制が採用され様々な通貨による分散投資も増えたこと、多国籍企業の台頭で国際金融サービスへの需要が高まって行くこと、など様々な反対の要因が働き、うまく機能しない(特にドルは世界通貨だったよね)。それどころかヨーロッパも対抗して金利を引き上げることになってしまった。高金利だから結局は財政が悪化しておしまいと、最低の結末を迎えてしまうのだった。

残された対策①コスト削減

しょうがないので企業は利益を高めるためにコスト削減を行うことになる。しかし、賃金抑制はこの時期には会社の自己防衛と言う非常に厳しい意味しかもっていなかった。

残された対策②通貨の切り下げによる輸出促進

あとは通貨価値を安定させる、できれば安く誘導して輸出を伸ばすというのが考えられる。このころ EC 各国は通貨の価値を維持するハードカレンシー(硬貨政策)を採用していたが、1979 年には EMC が創設され、通貨の価値の安定のために奔走することになった。

2120 個別に対応をみていこう

2121 概観

オーストラリアやスウェーデンは、この石油危機の時も民主的な国家体制が完成していたのだが、これから挙げるドイツやフランスは、キリミン政党による保守政権が政治を行っていた状態だった。オランダなども同じ。今度はこいつらがどうやって石油危機に立ち向かったのか個別的にみていこう。

2122 第二次石油危機への対応①イギリス

サッチャーが行ったのは、雇用政策ではなくてインフレ対策。こいつ考え方は、通貨の供給量の変化によって経済をうまく誘導していくべきだと言う考え方で「マネタリズム」と言われるものだった。物価はあがるけど経済は良くならない、そんななかで政府財政を踏まえればまあ物価抑制のほうにいくのは分からなくもない。経済政策する余裕ないでしょ。

だから先に述べたハードカレンシー政策をもちろんこいつも取ることになるし(通貨価値がめちゃくちゃなら通 貨供給どころじゃないよね)、インフレのために<mark>通貨供給量を縮小</mark>していこうとする。

こうしてポンドの価値は急上昇した。しかし、輸出産業にとってみればたまったもんじゃないよね。イギリス企業の国際競争力には大きな打撃が。ここで企業側は当然コスト削減を迫られる。企業の収益性の改善のために労働者の賃金などが犠牲になってしまう。しかしもちろんだけど、損するんだから労組の協力は得られるわけがないよね。

それどころか非常に攻撃的な賃上げ要求が活発になることになってしまうのだった。

サッチャー政権はこれに対して、労働組合を徹底的に潰すという手段に出た。具体的には労働組合の弱体化のために立法を繰り返し、弾圧によって戦力を削ぎにかかった。(例えばクローズドショップの禁止によって労働者の団結を阻んだ。他にはスト実施の際の決議での秘密投票を禁止。違法ストに対しての賠償責任や労働党への政治資金の提供制限など)

この混乱的な状態の中で失業は増え、物価も非常に高騰してしまったのだった。言ってみれば団体主義的、コーポラティズム的な賃金交渉システムを根絶しにかかったわけである。企業の賃金というモノは従来個人の力を越えた「組織の力」で高く保たれていた部分が大きかった。だからこの弾圧で個人の賃金は個々人の労働資本としての価値や企業の経営状態に直接にさらされるようになってしまう。物価が高騰するのは政策の帰結としては当然だよね。

ただこの結果として、1982-83年に労働コストは減少し、失業率は1987年ごろから少しずつ安定し始める。 ポンド相場もそれに合わせて過度なポンド高是正に向けてのゆるやかな動きが見え始めたのだった。長期的に見れば、このイギリスの政治はある程度結果を出したと言えるのかもしれない。

2123 ドイツとの差

ドイツはイギリスとは非常に対照的な結果をたどる、すなわち、政府のやることがことごとく失敗するのである。 イギリスでは労働組合への厳しい政策が可能だったのにそれができなかった差とは何だろうか?

差①政府は雇用を確保することを第一義的な目標とはしなくなった。

イギリスではある意味で労働組合をバッサリと「切り捨てた」。労組の協力がなくなっても「ああそう」という態度だし、実際に労組側もこのせいでさきの自己防衛に走ることになってしまう。

差②国民の支持。

労働組合に対して、実は当時はイギリスでは反感があった。大規模なストなどで「不満の冬」をもたらした国民からの不満があったのである。当然選挙では労働党への反感につながる。これを利用して保守党は勢力を伸ばしていたのである。

差③制度的な要因があった。

党内基盤を固めて議会多数派から選出された首相に強大な権限を与えるウエストミンスターモデル(単独政党過半数政権、中央政権的政府、小選挙制、二大政党制などが特徴)が採用されていたイギリスでは、相手の「ぶっつぶし」が出来たのだ。例を出せば小泉首相の「刺客」選挙に近いかもしれない。

※ウエストミンスターモデルの対極にあるのが「**非多数決主義型民主主義**」と言われるモデルである。ここでは 民主主義だし最終的には多数決が取られはするのだが、「交渉」のプロセスが重視される。連立政権内での協 議などが必要になるわけだ。実は大陸のドイツなどの部分ではこうしたモデルが主流であった。

差④政治家

そして以下に述べるが、やはりサッチャーと言う人物の個人的な素養も無視できない。

2124 サッチャー「確信の政治」

20 世紀の政治家で、名前のあとに「ism」がつくやつはあんまりいない。スターリニズムやドゴーリズムなんかはまあ言うかなという感じだが、なぜかここに並ぶのが「サッチャリズム」だ。もっと大物いるのにそいつらにはついてないわけで、ここに破格の待遇がなされているように思える。なぜなのか?

理由①パーソナリティー

彼女は単純な原則を信じて、絶対に妥協しないメンタルを持っていた。「確信」の政治と言われるのはこれが 所以である。

理由②母性

上に見たようにサッチャーは非常に攻撃的な性質を持って居るのだが、それだけではなく、それと対極の位置にある母性も持ち合わせていたと思う。女性ということをうまくアピールするのがサッチャーのいいところらしい。もちろんセクシーな姉ちゃんという意味ではなく(物好きなひともいたらしいが。すごいどうでもいい情報だぜ…)、「乳母」「おばちゃん」的な暖かみ、そういうものが感じられたらしい。事実家庭では二児を育てながら首相の業務につき、「女性の家庭からの解放?寝言は寝て言えベイビー」という女性には少し敵を作りやすい感じすらあった。

さて、では彼女の政策的な「確信」を見ていくことにしよう。

①公的部門の縮小

彼女は<mark>小さな政府</mark>を目指して半公営企業の民営化など積極的な縮小をおこなった。公営住宅の払い下げや、証券取引性の改革に代表される自由化政策は、「ビッグバン」政策と言われ、新自由主義のいいケースとされている。 ただこの自由化政策の反動と、産業構造の転換があいまって(サービス業の時代へ)失業などが増え、サッチャー 政権二期には逆に社会保障費が増大してしまうということになっちゃったけど。

だから確信が絶対のものだったかと言われるとそうでもない部分もある。

②強力な国家への確信

国防費は二割、治安関係の費用は三割増加したのがサッチャー政権二期である。これは明らかに「自由主義的な」 小さな政府の考え方とは一線を画す。無駄を切り落として、その分の肉を必要な部分に足して「筋骨隆々」とした国家を目指した。要するに彼女は新自由主義だから、国家観も自由主義的な小さな政府とは異なる。ここでは、 国家のダイエットとでも言えばいいだろうか、無くせばいいのではなく、必要な部分には筋肉を、というあくまで新自由主義的な「作為性」を含んだ小さな政府観が見て取れる。対労組に対しての強硬な態度や、中央集権的な地方権力の相対的な制限はその表れだろう。

③個人主義(国民の自助)

まあ彼女の大きな政府を否定する点から予想は出来るんだけど、公的支出の拡大による言ってみれば「依存の文化」ってものを非難する。自身が「自分で子供を育てた」というのを強調するのも同じ観点からの主張に見えなくもないよね。

だから自助努力を強調して、貧困者への待遇を冷遇化することになる。「てめーのせいだろ」的な。

貧困層への減免税率の廃止はこういう文脈での出来事である。

2125 他国の対応

①西ドイツ

キリスト教民主主義の西ドイツには、新自由主義のイデオロギーは必ずしも親和的なものではなかった。というか相性悪すぎ。連帯を重んじてる政治的風土に、自助努力!とか水と油もいいとこだし、そもそも制度的にもそんな風土を反映した連邦制がとられていたから、新自由主義的な政策をいくらとろうとしても様々な利益団体との調整作業が難しすぎ。ささいなところが「拒否点」となりうるし、それを主張すると権力の大きさから言って改革を実施てきなくなる「拒否権」もちの政治的プレーヤーが多すぎたんだね。

制度的、風土的な障害が新自由主義的な改革やリーダーシップの存在を阻んだ例になるだろう。

②オランダ

オランダでは 60 年代末までにコーポラティズムが解体していたため、割とすんなり政府の新自由主義的な政策が通った。コーポラティズムって当然法学徒なら知ってるよね。これは多元主義と対立的に語られる、各主体の協調・連携を重んじた政治分析的価値観だったから、「協調」の解体→「自助努力」と話がうまくつながることになるわけだ。

例えば労組に賃金の抑制を促すために、企業側にも働きかけて「ワセナール合意」という合意を労使間で結ばせた。これは企業に、賃金を抑制する代わりに安くパートタイムなどで雇用を確保することを約束した合意だった。一種のワークシェアリングだよねこれは。ただし、労組と企業がここで合意することで協調的関係を結ぶことになるから、ここにコーポラティズムが復活してくることになるともいえるけどね。というかむしろ、新自由主義的な流れを取り入れながらもここにコーポラティズム的なものを残したからこそ今後の経済成長にいい傾向がみられてくるんだけども、これはまた次々回くらいにやりますので。

2200 ヨーロッパ連合の誕生

〈第二十三回〉

いままではどちらかというと精神的な面を見てきたが、ここで忘れてはならないのが制度的な支柱、「ヨーロッパ統合」の側面に他ならない。もちろん一筋縄ではいかなかったこの一連の流れであるが、ここで確認しないわけにはいくだろうか。いいや限界だッ確認するねッ!!

2210 停滞の70年代

2211 停滞

さて、早くから自由貿易を目指した関税同盟は模索されていたのだが、1968 年以降、市場統合の流れは停滞することになる。

そこには本音と建て前というか、戦後に GATT や EEC が「自由貿易しようよ~」といって貿易障壁を関税面で 撤廃していたことに対しての、自由化に対する裏での「小細工」すなわち保護のための様々な措置があったので ある。まとめればこれは、非関税障壁の存在である。これは健康や安全、消費者保護のための様々な規制であり、 例えば新たな工業製品に対する規格基準とかのこと。

これは関税ではないから分かりにくいし、各国の資本主義や商売の習慣に根差したものなので、これらを統一する、調和させるのは非常に難しい。ヨーロッパ統合は一見すると非常に華やかな外交舞台における首脳外交に見えたが、実際に行われたことは「芝刈り機の騒音がどの程度まで許されるのか」だとか「ジャムの糖度」だとか、そういった一見地味なことに関しての技術的統合でもあったのだ。

さらには<mark>オイルショック</mark>という危機的状況のために、国内産業保護のための規制が導入されることになる。こういった要因も統合の妨げとなった。

2221成果

しかしヨーロッパ統合にとって 70 年代が真っ暗な時代だったわけではなくて、二つだけだが成果と呼べるものはあった。

①通貨統合への動き

試行錯誤の結果であるが、EMS という、今日のユーロ通貨統合の原点となる組織ができたのだった。今まではこの通貨統合の物語は、ディアボロで言えば「絶頂」の物語だったが、現在のギリシャの様子を踏まえると、これを単純なサクセスストーリーとしてはもちろん描けないのだけれど。

②欧州司法裁判所の判例

そして統合についてはこの判例も見逃せない。もうちょっと詳しくやりたいのでこれは後で触れ直します。

2220 80年代後半の転換

2221 背景

さて、この背景はなんだろうかと言う話になる。

一つはやはり、経済的な問題であろう。石油危機を越えて、ヨーロッパ経済の国際的な地位、比重、競争力が低下してきた。日米が支配的な地位を築いていくようになるなかで一種の危機感ともいえる意識があった。

そんななかで、新しい経済思想として、先に触れた新自由主義に代表される考え方が生れた。自由貿易、規制緩和、多国籍企業の支援…従来のケインズ的な経済原理から離れた新しいシステムが、ヨーロッパ全体で求められていたのだ。

そういう意味で、統合の背景にあったものは何かと言うと、単なる政治的統合ではなく、市場というもののヨーロッパ大での再形成に他ならないだろう。少なくとも原点にあったものに関してはね。

クククク 展開

まずは 1985 年、フランス出身の J・ドロールという人物が EC の中心となって、「域内市場完成白書」を作成した。これは何かと言うと、市場統合の歴史というものを振り返り、これがどれだけ非関税障壁によって妨げられてきたかを述べた上で、それに対する立法措置の提言を行ったものだった。

コモン・マーケット、共同市場と言っても差支えないとは思うが、域内市場の完成に必要な立法措置の数は 282 にも及んだ。

この白書は 1985 年6月に EC の各国首脳によって承認されている。それに続いて、この承認を受けて 1987 年2月には、ローマ条約の制定以来初の大改訂を行う「単一欧州議定書」を策定したのだった。

ここでは、外交政策の調整の枠組みを求め欧州議会の強化などの機構改革と、それによる欧州政治協力の結成をうたう一方で、域内市場の完成のための法的根拠の付与が狙われていた。

2223 統合の加速要因

しかしこれだけでは「がんばろうね〜」と言ってるだけ。もっと何というか、根本的に統合を加速させるようなインパクトのある改革が必要ですよね。うん。そこで、各国の調整作業の在り方を抜本的に見直したのだった。かつては、「調和」すなわち統一をベースに行われた調整は、ここで「相互承認」をベースにしたものに変えられたのだった。

すなわち、各国がそれぞれ定める基準を統一するのは無理無理無理なので、お互いにその基準を「認める」ことにした。ある国で商品が合法的に流通販売されているのならば、他の加盟国はそれに対して、自国の国民に被害だとかよほどの理由がない限り、受け入れて市場を開放しなくてはならないとしたのである。

ただし、こんな協定結ばれたらやってられないぜという国だってあるはず。 そこで70年代のカシスド・ディジョン判決の法的拘束力が生きてくる。

カシスド・ディジョン判決

ドイツのある会社が、上記の商品(リキュール)をフランスから輸入しようとして、所轄の官庁に輸入許可を申請したのだった。そしたら管理局が、輸入しているフランスの商品であるが、アルコールを 25%以上含んでいないから、ドイツの規格にあってない。すなわち輸入販売は認められない!と言われてマジ切れ。行政訴訟に踏み切った。

ちなみに EU には<mark>直接訴訟</mark>と、<mark>先決裁定</mark>という二つの行政訴訟のスタイルがあって、後者では解釈が分かれ そうな法律に対してあらかじめ「裁定」を示してもらえる。

EU 運営条約 34 条には、「輸入に関する数量制限及び同等の効果を有する全ての措置」という条文がある。確かにドイツには、「リキュールに 25%のアルコールが含まれていなくてはならない」という法律があるのだが、これがこの「措置」に該当するかどうかが先決裁定で決められた。

判決の要旨はこういうものだ。

「規制とかのルールを決める権利が各国にあるのは間違いない。誰だってそーいう。おれだってそーいう。ただ、各国の立法の相違からの障害が域内市場の完成を妨げるのであれば、その規制は『強行的』な(一般原則として常に適用できる)ものでなくては認められないなァ〜ッ!そのアルコール 25%ってよォ〜ッ! 酒は強い方がいいってのは分かる。すげ一分かる。ただよォ〜ッ!結局薄めて飲んでるじゃねーか!!!強行的ってどういうことだオイ!!!!聞いてんのか!!ドイツの法律は強行規定ではない!よってそんな規格はどうでもいいッ!貿易を許可するッ!」

結局は単一共同体を目指している以上、この判決(似たような判決は他にもある)は尊重されたわけだ。

さらには、閣僚理事会における全会一致も改められ、特定多数決がかなりの分野で導入されるなど、実務的に迅速な決定が出来るシステムを作っていったのだった。

2224 予期せぬ展開

こういった加速要因や、各国の危機意識のたまものなのかは分からないけれど、こうして 1992 年の末までには 264 もの立法措置が行われ、実質的に目標は達成されたのだった。

そんな状況下で、1980年代からの資本の国際移動の活発化を背景にして、ドロールは90年代の域内市場の完成「後」のほうを見据え始めた。

ここで経済通貨同盟の完成が目指されるのである。単一通貨(ユーロ)の設定と、欧州中央銀行という統一機関の設置による、域内市場の高いレベルでの統合を目指したのだ。そしてそののちには、経済通貨同盟を超えた政治統合を…夢がひろがりまくりwwといった感じだった。だが、歴史はそのようには動かなかったよね。すなわち、1990年から91年における歴史的激変である。まあ書くまでもないけれど、社会主義体制が崩壊、ドイツが統合しソ連が解体、冷戦が終結したのである。

※冷戦が終結したから必然的に共産体制が崩壊するわけではない。もちろん可能性としては少ないが、他の選択 肢だってあった。歴史認識としては冷戦終結→共産体制崩壊は別の段階としてとらえること。

さらには、冷戦終結後の初の本格的な戦争としての<mark>湾岸戦争</mark>の存在も大きな要因である。そして辺境ではあるが ヨーロッパ内部における内戦である、ユーゴの内戦も。

ここでの対応について、ヨーロッパの中で足並みが乱れてしまうのである。そうすると要するに、「確かに経済 統合が必要だとは思うけれど、完成とかする前に、夢その1が叶う前に夢その2、政治的統合も視野にいれなく ては」という風潮になったのである。

もちろんこの政治統合の意味するところは外交・安全保障の分野である。このような意識が具体化したのが、1992年のマーストリヒト条約に他ならない。ここに EU が結成されることになった。

①欧州共同体(EC) ②共通外交安全保障政策 ③司法内務協力

この三つの柱のもとで(もちろん第一の側面が一番最初に来るのだけれど)かつてはローマ条約だった「EU 運営条約」と、マーストリヒト条約からくる「EU 条約」、この二つを基礎とするヨーロッパの基本的枠組みが出来たのでした。ではまた次回!

2300 政党政治の変容 (第二十四回)

今回は、前々回あたりで見た脱物質主義的な「思想」の変容が、実際の政治にどのように影響を与えていったのかをみていこうかなと思います。

「駒場のツンドラから駒場の砂漠と呼ばれる地帯に行くわけですが」シャレにもならねえwwwww

2310 「緑」の政治

2311 エコロジー

さて、まずは脱物質の価値観のもとに、「<mark>縁</mark>」をイメージに掲げる環境政党が表れてきた。すなわち、物的豊かさとは別の、「エコロジー」という環境の大事さを中核的理念とした政党が立ち現われてきたのである。

もちろんエコロジーには様々な定義があるから一概には言えないんだけれど、「人間は人間が作り上げた社会のなかでしか人間は生きているのではなく、人間を含む様々な生物間、それらと自然環境との相互依存性のなかで生きているんだ」という考えがその根本にあるのは間違いないだろう。対する概念としては人間を自然界のヒエラルキーの頂点としたり、そもそも人間以外の存在を踏まえない「人間中心主義」が挙げられるだろう。

人間を相互依存のなかでとらえる価値観に基づく社会認識のなかでは、人間にとっての必要性や有用性が絶対のものではなくなる。

ではこの考えのもとでは価値とは何によって決まるのだろうか?市場価値や人工的な美しさ、有用性…こういった外在的なもの(それそのものではない別の何か、例えば人間が決めたもの)では少なくとも決まらない。不毛の地でも、未開の地でもそこには自然環境があって、それが大事にされる。ここではもっと内在的な価値感覚、それがそれであるだけで価値があるという感覚が存在している。

じゃあ人間は相互依存性のなかでの一つの網の目というか、一キャラに過ぎないのだろうか?注意してほしいのは、人間もモブキャラではないということだ。

「人間しか生態系を維持するのに必要な措置をとれない」ということも、エコロジーの価値観のなかでは前提とされる。人間にはその知性ゆえの特別な責任、それも世代を超えた、未来の世代への普遍的な責任が伴うのである。この責任のことを「世代間責任 intergenerational justice」「未来の世代への責任 responsibilities for future generation」と言ったりする。

2312 運動から政党へ①台頭の背景

さて、これまでの授業から、このような脱物質的な価値観が出てくること自体は理解可能!理解可能!であるが、じゃあいったいどうやってこいつらは台頭したんだろうか?こんどはそこを見ていこう。

ここでは一般化はするけれど、一番成功したドイツの例に少しだけ比重がかかるかも。許してくれ。

さて、このスタート地点は当たり前だけど 1968 年運動からの新しい社会運動にあるんだよね。だいたい最初は地域の市民運動グループによる活動がその主で、具体的には都市計画や高速道路の拡充、原発の建設といったものに抗議する運動が展開された。

1968 年運動の最後にも少し触れたが、1968 運動の影響でデモや座り込みなどの抗議形式が持ち込まれるようになったんだったよね。さて、そんななかで 1970 年代の前半以降になると、各国で地域の環境運動を結びつける全国組織が結成されるようになった。

ただ一方でこのタイミングは、忘れもしないあの石油危機と被る。政府はここで、エネルギー政策を大きく原発推進の方向に向かわせることになるんだよね。もちろん原発反対って言う人たちはブチ切れる。人々の結びつきはアップ、燃料は投下…ここに抗議運動は全国化することになる。

さらには 1970 年代の後半には、NATO の西ヨーロッパ、とりわけドイツへの中距離核戦力の配備決定にともない、平和運動も全国各地で行われるようになった。

もちろん環境問題もグローバルな問題なんだけど、この「平和」という国境を越えた問題を契機に、問題とするテーマそのものが「国際的」なものということで、国境を越えた連携が進んで行くことになった。

すなわち、まとめるなら社会運動としての世界的な「エコ」概念が形成されつつあったのである。

2313 既存政党の対応

さて、そんな流れに対して既存政党はどのように対応したのだろうか?環境保護、反原発、平和運動に対しての政党(とくにこういう働きかけは、左翼的政党に対し行われることを考えれば社会民主党など)の反応であるが、結論から言えばほとんどの国で非常に鈍感なものであった。キリスト民主党のなかには「政党陣の政党が気に入らないのなら、自分たちで政党作ったら?」なんて言っちゃう政治家もいた。

左翼側が頼りにする社会民主党は、一見するとここで支持を取り込めば有利に思える。新しい勢力を結成するくらいなら取り込んだ方がよさそうだよね。しかし、この時の経済的状況を考えてみよう。70年代後半は、社会民主党が政権は取れたが、石油危機以降の経済危機で対応が評価されるまさに分水嶺なタイミングであった。

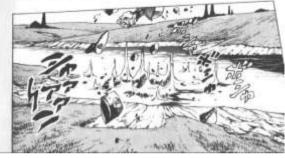
そして思い出そう。経済危機に伴うスタグフレーションの克服のために、労働組合との協力が必要だったんだよね。最大の支持母体となったこいつらの支持は、はっきり言って必要不可欠であった。

この労働組合の目的とは、もちろん労働者の待遇の改善である。 経済成長のために賃金を自粛することすら結局は合意(例は前 やった「<mark>社会契約</mark>」)を破ってたりするこいつらが、「環境とか 平和のために経済成長ちょっと自粛しようぜ〜」と言われて 「GOOD!」とか言うと思うか?一瞬でアリーヴェデルチ(さよ ならだ)されるに決まっている。※参考右図

政策面でこの社会運動を汲むことは、70年代の政党戦略としては基本的に厳しい状況にあったのである。

この対応の鈍感さを象徴的に表すのが、ドイツで原発に反対する市民団体に対し、社会民主党のシュミット首相が言い放った言葉である。「原発に賛成する労働組合こそが最大の社会運動である」ここには根本的な亀裂が見て取れる。





2314 運動から政党へ

こうして既存の政党の対応がカスだと思い始めると、自分たちでやってやんよと政党として運動を始めるようになり、1980年に各国で環境政党が議席を獲得し始める。1981年、最初にこういった政党のなかで議席を獲得したのはベルギーのアガレフという政党だった。

※余談

Agalev(別の生活様式を求める人々)は 2003 年に全議席を失い、党名を Groen!(緑!)として藤岡弘。みたいなアクセントを入れてきた。さらに何を考えたのか最近エクスクラメーションマークを取ったが、さすがにおかしいなと気づいたのかもしれない。

最初の入閣は 1995 年のフィンランドでの出来事。ちなみにフィンランドの緑の党はかなり発達した政党で、 普通このような環境政党は左翼と連携するのに、ここでは中道右翼と連携することが出来た。緑の党の支持基盤 が伝統的にかぶってたって理由があったんだけどね。

もちろん議席を獲得した背景には各国の政治制度的な特徴も影響していた。連邦制だとか分権的体制があったほうが意見は反映されやすいし、小選挙区制で選挙するよりも、比例代表制のほうが少数派の参加はしやすいよね。さらにはもう言った「脱物質主義的な価値観」がどれだけ広がっているのかというのも指標になる。これと先ほどの既存政党の対応の鈍さの度合いによって、議席獲得の程度は変わってくることになる。

例えば、実際に得票率を見てみるとルクセンブルグ、ドイツ、スイスといった「交渉と妥協の文化」、非多数決型民主主義が採用されている国で環境政党の進出度が高いことに気付く。ここには、非多数決主義の持つ欠点である「カルテル等によって権力配分が固定化し、腐敗の温床になる」側面が反映されていると思われる。決定に時間がかかり、政治的な停滞が発生、政治腐敗のなかで既存でない主義主張はくみ取ってもらえない。既存政党の対応の鈍さが反感となり、新しい環境政党の議席に結びついている良い例である。

2315 政党的な構造

さて、こうして勢力として議会進出してきたこいつらの特徴を見てみようここで、緑の党などの政党的出自は社会運動であるが、実はこれがいい影響を与えている。

というのも、「運動」の名残から政党内では党組織の構造上でも一体感が重視されるのである。集権的な党組織はここでは作られることはなく、地域、支部の権限が非常に高くなる。一部が意思決定をするのではなく、全員

が参加する党大会の権限が高くなる。「<mark>底辺民主主義</mark>」もしくは「参加型民主主義」と言われるが、分権性が高い中で議員と党役員の分離や、権力集中のために議員や党役員のポストもローテーションされることになる。

2320 「急進右翼」の政治

2321 定義

さて、環境政党よりやや遅れて出てきたもう一つの特徴的勢力が急進右翼勢力である。

さきに「右翼」という概念が出てきた時にもそうだったが、実はこの定義を一つにまとめるのは難しい。左翼と違って中核となる理念が決めきれないので、どうしても特徴羅列型の説明になってしまうんだった。と言う訳で羅列になってしまって申し訳ないのだけれど、こいつらの特徴を挙げていくことにする。

特徴①ネイティビズム nativism

ここでは土着の文化を守るだとかいろいろな意味があるけれどその中で「<mark>国粋主義</mark>」だとか「<mark>自国民中心主義</mark>」という概念としてとらえてもらいたい。ナショナリズムだとか人種主義、排外主義はこれよりも下位の要素であってここではイコールで結んじゃいけない。

特徵②権威主義

さらに、対外的にも対内的にも「強い国家」をめざし、「法と秩序」を重んじて治安の維持を強化する傾向がある。ここでは法と秩序は単なる字面そのままの意味ではなく、警察権力の強さだとかそういった思想的な意味も含んでいる(法治国家が含む人権弾圧的なニュアンスみたいなもん)。

特徴③ポピュリズム

そしてここでは「一般意思」が強調され、腐敗したエリート対無垢で純粋な国民の対立という構図が演出される傾向にある。しばしば政治家のカリスマ性と合わさって、国民サイドの代弁者と自分たちの立場を位置づけ支持を獲得しようとする。

特徴④移民排斥(反イスラム)

第一に、人種差別的な考え方がここにはある。先に言った自国民中心主義のなかで、移民、とくにイスラム圏の人たちは異端とされる。例えばノルウェーの進歩党では、作り上げてきた福祉国家を移民によって「つまみぐい」されないように、排斥することで守って行こうとする考え方が取られていた。福祉ショーヴィズムとか言われるのだが、国粋主義的な部分がそこには含まれる。

あとは北欧の急進右翼政党では、「イスラムは近代的な価値観を認めない!だから排斥する」と、男女平等、同性愛…そういう西欧的な近代的価値観を踏みにじるものとしてイスラムを排斥していた面もある。

特に後者の点からは、自身たちを「右翼」と定義されることを嫌い「新右翼」だとか新しい呼称を求める。

2322 台頭の背景

こちらの台頭にもいくつか段階がある。

70 年代には、ここでもスタートはやはり<mark>脱物質主義的</mark>な価値観であるが、例えば「<mark>個人の自己決定</mark>」であるとかそういった価値観に関わる政策争点が左翼によって登場してきた。

そして 80 年代前半になると経済的思想は新自由主義の潮流に覆われていた。左翼が台頭し、個人は他から切り離された。権威、愛国心、家族や道徳…「個人は、連帯の中にも生きているんじゃないか?」こういった右翼からの対抗的主張がなされるようになっていたのである。で、そんななかで 80 年代なかばから、社会規範や価値について右翼的なアピールを許す政治空間が生じていたんだよね。

追い打ちをかけるのがヨーロッパ統合による移民問題。統合が進む中で外国人労働者だとか移民の問題が顕在化し始めていた。

そして冷戦終結後、各地で民族問題がおきると、民族、国家のアイデンティティに関する問題の重要性が増し、 さらに統合も進展するなかでこのような右翼政党は、左翼的なモノへの「対抗馬」として勢力を伸ばしていくの である。

まとめるならば、左翼の台頭の「揺り戻し」と言えばいいかもしれない。結局、ある思想の台頭は、それと逆の 思想の対抗と裏表になるんだよね。そしてヨーロッパでは、ここに「ヨーロッパ統合」「新自由主義」といった 思想、構造的背景が混じっていたんだってことですね。

2323 具体例

さて、このような右翼勢力の進出を具体的に挙げるならば、各地で急進右翼勢力が政権参加しはじめた国の例をあげるのが速いと思うので挙げていきますね。

(1)スイス

スイスではこれまで、いわゆる「魔法の公式」、2:2:2:1=自由:キリミン:シャミン:国民党(農民党)の 閣僚の議席配分の割り当てが守られていた。しかし 1990 年以降、EUへの加盟反対や入国管理強化を掲げる 右派政党の国民党が 1999 年の連邦議会選挙では第二党に、2003 年の選挙で第一党に踊り出るとともに、半世紀ぶりに「公式」が崩れキリミンから閣僚ポストを一つ奪うこととなった。

※現在、国民党は市民民主党と国民党に分裂。ともに一議席ずつ閣僚ポストを持っている。(2013年1月) ②オーストリア

オーストリアでは90年代に特に右傾化したオーストリア自由党という極右政党があった。ハイダーという人を中心に、社民とキリミンが右翼たる国民党の躍進を危惧してなれ合っているのを批判していたのだが、2000年の国民議会選挙で躍進し、キリミン政党であるオーストリア国民党と連立政権を組んだ。2006年選挙で社民党が政権に返り咲いたが、依然国民党は一定の支持を得ている。

③オランダ

オランダでは、右翼政党のフォルタイン党が、2002 年5月の選挙で大幅に支持を伸ばした。(改選前与党 97 議席、フォルタイン党 0議席→改選後与党 54 議席、フォルタイン党 26 議席※1)

※1…フォルタイン党は選挙前年結成のため改選前〇議席なのは当然である。

しかもこの選挙、比例代表であるから怖い。いかに右翼勢力が支持を得ていたのかがわかる。

さて、このような感じで政治的な変容を見てきましたが、これは現在進行形の出来事ですらあるので、単なる史実で終わらせず、現代の政治を見る時に役立ててみてね。日本●新の会とか結構この見方通っちゃうところあるよね。まあそんな感じでまた次回!

2400 福祉国家の再編の模索

〈第二十五回〉

さて、新自由主義が台頭してきた話まではしたはずだけど、だからといって社会保障をなくすなんてことにはならない。むしろ90年代くらいには、政策手段も財源も限定されるけど、企業競争力は守り、社会保障、特に雇用は実現しないとダメなんていうかなりの無理難題を押し付けられるようになってしまっていた。今回はそこの話です。

2410 1990年代の改革の前提

2411 グローバル化・統合の制約

さて、まずはこの新自由主義が台頭してくるさなかでの、国際的な動きからやってくる前提を確認しよう。

①グローバル化

まずこれはヨーロッパに限定された話ではないのだけれど、グローバル化のなかで資本が国際的に動いていくようになったため、深刻な価格競争に国内の、特に輸出産業がさらされるようになった。

今の日本でも「産業の空洞化」とか問題になったから取り立てて説明しなくてもいい気がするのだけれど、国際的な市場が出来れば先進国だって途上国の安い製品に対抗していかなくてはならなくなる。品質で勝負!って最初は言えるけど、結局その質だってだんだん途上国も挙げてくるので、最終的に先進国は高額な人件費と言う壁にぶちあたってしまうことになる。脅かされた製造業の雇用をどう守って行くかが大きな問題になっていた。

②統合

そして、それに対抗する今までの一番の安全カードが、使えなくなっていることにお気づきだろうか? 平価切下げ、これは今までずっと行われてきた輸出促進の手段だった。しかしながらヨーロッパでは 90 年代に **通貨統合**が実現してしまっている。つまりこれ以降、平価切下げは行えない。新たな手段が模索されていた。

2412 福祉国家の財政的基盤の不安定化

もう一つ前提としてほしいのが、そもそも<mark>財政基盤</mark>が揺らいでいたことである。オイルショック以降は結構どこの国も余裕ない感じだったけど、それ以上に理由があるのでみていこう。

①企業・法人への課税機能低下

国際競争の弊害(副作用?)の一つである。企業税などを引き上げ…たいが、国際統合やグローバルの資本の動きのなかで、いざとなったら「勝手にすれば?他の国に行くから」と企業は言えるようになっていたのである。そんなことをしても自国の企業は逃げ、納税してもらえないどころか雇用まで減ってしまうような状況が出来ていたのである。

2個人・消費への課税機能低下

じゃあ消費税増税だ!とか社会保険料あげろ!って言いたいが、それも厳しい。選挙に負けるリスクになるし、そもそも「構造的に」考えて、何故さっき見た企業側からの「コスト」の差の問題が起きるのかって、企業税の話だけじゃない。社会福祉に金かけまくってるからでもあるじゃん。社会保障の質を国際競争の中で追及していきにくくなる現象を一般に「ソーシャルダンピング」っていうんだけれど、ここにはまさにそれが当てはまっているわけ。だから安易に福祉政策を取れるような状態ではなかったんだよね。

まとめると、グローバルな枠組みが出来る中で起きた、労働環境や財源の激変の中で、社会保障のなかでも特に「雇用対策」の面で非常に大きな問題が出来ていたわけ。このような状況のなかで、従来の財政金融政策と賃金の自制だけでは解決しないような問題になってきていたから、当然これに対応していく方法も各国共通とはいかなくなってきた。これをみていこうって感じだね。

2420 各類型における改革の試み

2421 自由主義型

さて、ではさっき言った通り、まとめて一般化はできないので、ある程度までの類型にとどめて個別に説明して しまおうと思う。

国①イギリス

まずは比較的自由主義型の国家を維持しようとしたイギリスを挙げてみる。ここではブレア首相によって、 1997年に政権下で行われた、これまでの保守党化での改革見直しの流れをたどってみる。

保守党はサッチャー以降、新自由主義的路線をついで各種給付の削減条件を厳格化し、再分配よりも自由な市場原理を優先させる。完全雇用はここで廃棄され緊縮財政が行われるわけだが(サッチャーの「確信の政治」に関しては2120段を参照)、大量の失業が発生し、そこに対しては応急処置的な就労促進政策がとられただけであった。※思い出そう!サッチャーは労組を徹底的に弾圧したから、ここで労組は頑張れない!最悪だな!ブレア首相の改革は新自由主義の流れをくみながらも、そのための手段として保守党の今までの政策が正しかったのかを見直すものだった。

確かに、現金給付などの社会保障は人々のサッチャーが嫌いまくっていた「依存体質」を強化させることになるので切り詰める分には構わない。だが、それだけでは単に所得格差が増大していくだけであると思ったブレアは、ここに、就労の意欲と能力を向上させる「働くための福祉」を唱えた。積極的な形で就労型の雇用政策をとることで、自由主義のレジームを残しつつ、社会保障の枠組みも残し若者を市場の呼び戻そうとしたのである。

ただし、注意してほしいのはあくまでサッチャーからの流れを断ち切ってはいないこと。労組は敵!っていう観念がさっぱりバイツァダスト(負けて死ね)したわけではないので労組いじめの数々の法律は残る。

2422 社会民主主義型

さて、次は社会民主主義型の国家。社会民主主義は「全員に福祉を」がモットーなので、完全雇用は目標かつ福祉国家としての存続条件ですらあった。そんななか、90 年代に入りそれを維持するのが難しくなってきたけど一体どうするんですか?ってお話。

国②スウェーデン

スウェーデンは2020段で挙げたように、石油危機への対応のなかでもなんとか完全雇用を維持していたけど、 集権的な賃金交渉のシステムがぶっ壊れたせいで、ここでは賃金を「抑制」することはできなくなっていたんだ ったよね。

そんななかで、1980 年代後半からはバブル経済への対応が求められていたためハードカレンシー政策(通貨の価値を維持しようとする政策)に走ったスウェーデンは、公共部門が拡大していく中で通貨切り下げなどもできず、賃金抑制もできず、ぶっちゃけ雇用維持に対して詰んでいた。増える失業率のなか、私たちはこれにどう対応すればいいの!?という状況。しかも注意してほしいのが、これに対して「まず雇用条件とか変えろよボケが」という突っ込みは「できない」ってことね。

思い出そう。社会民主主義の根幹には「連帯主義」や「平等主義」があった。しかしながらここでそれを堅持すれば雇用条件を変えたり、多様化させてこの失業率増加という状況に対応することはできないよね。平等じゃなくなっちゃう。もちろん、だからと言ってそれでは完全雇用と言うもう一つの平等は守れないのも確か。

要するに、「連帯主義や平等主義を維持して高い失業率に甘んじる」か、「賃金格差や雇用条件の多様性を認めて失業率を下げる」のか、究極の二択に迫られていたんだよね。

答えは沈黙ってわけにもいかないので、結局選択に迫られるんだけど、結局は福祉国家の根本理念である「連帯主義」「平等主義」が勝つことに。まあ労組が口出しまくったせいなんだけど。

だから社会保障の給付額の縮減などは実施されるけど、雇用条件の柔軟化、多様化などは見送られ、連帯的な賃金制度(同一労働同一賃金)が存続することになる。

国③デンマーク

「デンマークモデル」と言われる非常に評価の高い労働市場政策のモデルを作ったのがデンマーク。石油危機に対応する中で80年代はハードカレンシー政策などを取り入れ輸出を促進したり、賃金抑制の試行錯誤を行い雇用の確保等の各種社会保障を手厚く保とうとしたこの国であるが、90年代には賃金抑制が実現した。

このために就労促進型の雇用政策も進みやすく、<mark>職業訓練制度や、</mark>高度技術者の雇用を行った企業への<mark>補助金など、様々な社会保障制度が出来た。</mark>

さらには各地域に即した雇用政策実現のための政労使の「労働市場協議会」の設立など話し合いの場も設けられた。実際この一連の政策は「デンマークモデル」と呼ばれるだけあってかなりの成功をおさめ、1993 年以降の景気拡大もあってだが、この一連の改革が行われた 1994 年以降の失業率は低下の道をたどり、最終的にほぼ構造的失業率と言ってもいいレベルにまで下がった。

2423 コーポラティズム型

さて、コーポラティズム的国家の対応は基本的にはうまくいかない。だから「雇用なき政治」とか言われるんだけど、例外的にオランダはミラクルを起こしてしまったのでこれだけ別枠で取り上げることに。

1雇用なき福祉

さて、コーポラティズム的な国家では、公的部門や民間のサービス産業の雇用が相対的に低く、そのぶん製造業の雇用が多かった。そんななかでの競争力維持のための伝統的手法は、「賃金の高い労働者の<mark>退職促進</mark>による労働コストの削減」だった。もちろん退職者には手厚い所得保障が行われる。

しかしながら、厳しい財政事情と低成長のなかでは労働賃金の削減は社会保障負担を増大させる。企業は労働コストの削減を迫られ、新規雇用はできず雇用状況はさらに悪化。長期失業者の増大、雇用機会の恒常的悪化、重い社会保障負担と言う「雇用なき福祉」状態が出現していたのだった。

②オランダの奇跡

さて、オランダはかねてより「<mark>オランダ病</mark>」とか馬鹿にされ、この時点ではまさかこんな 90 年代に神対応をかましてくるとは思われていなかった。

というのも、北海油田からの石油資源獲得以降、60 年代から 70 年代にかけてのオランダはひたすらブームの石油輸出にかまけて他の産業を犠牲にし、そのせいで石油のブームが去ってから高額化した社会保障(しかも石油自体は売れていて外貨が入ってくるから物価も上がる)や競争力のない国内産業に非常に困っていて、「石油対応に失敗した国」と言われていたからね。

しかしオランダはここから必死に脱却しようとしたのだった。2200段でも紹介したが、「ワセナールの合意 (1982)」では、賃金抑制と雇用拡大(女性のパートタイム労働)、社会保険料の企業負担分の削減による非正規 労働者の雇用の増大など、痛みをともなう改革が実施された。政府側も、福祉受給条件の厳格化と給付額の削減 など労働市場からの早期退出を防ぐことで福祉国家の負担を減らす試みを行った。

もちろんこれは偶然の面、試行錯誤の面もあったのだが、「合意」によってコーポラティズム構造を残しつつも、「痛み」なしに改革はならないことを自覚した主体たちによるリーダーシップが発揮出来たことが成功の要因とされていて、かつての「病」を克服した「オランダの奇跡」として非常に良いモデルとされている。

さて、いろんな国をみてきたけど、じゃあ次は最後なのでまだあんまりこの時代で見てない国、南欧を取り扱ってみようかな!南欧での、少し遅れての「民主化」とそれに伴う体制変動を取り扱うのでちゃんと来ましょう!ではまた次回!

2500 南欧における民主主義体制への「移行」

〈第二十六回〉

2510 非民主主義体制

2511 権威主義

権威主義体制とは、リンスが考察した概念で、全体主義と民主主義の二分法に対してフランコ体制をもとに打ち出されたものである。

その特徴は、以下のように述べられる。

①限定的な多元主義

政治・経済・社会における多元性はある程度だが、確保されている。完全に同質化させられる全体主義とはこの 点違うよね、まあナチズムにも多元的な部分が無かったわけではないけれど、これは一般的傾向の話。

②メンタリティ

情緒的な、感情的な部分、例えば伝統的なキリスト教や保守的な伝統に規定された部分が非常に大きい。特定のイデオロギーに支配された全体主義とはここでも違う。

③「アパシー」

全体主義では政治的動員が行われることが非常に多いが、権威主義のなかではむしろ政治的無関心が国民の心の中にあることが多い。「無がある」と言うのも変な言い方だけれど。

4予測可能な権力者

全体主義化でよく出てくる、ヒトラーのようなカリスマを備えた独裁者ではなく、予測可能な権力行使を行う権力指導者が現れることが多い。

※全体主義と言う言葉はしばしば使われるが、もともとは冷戦期の西側諸国による東側批判の際に使われた言葉であって、イデオロギー的要素を含むもの。だから使用には注意しないといけないし、その「批判」のなかでは共産体制とファシズムを一体化している(そうして東側を批判したので)ことにも気を配ったうえで使おう。実際のところも、社会主義は普遍的な志向が強いが、ファシズムはもっと個別的なもの。社会主義体制では「正統対異端」の構造で対立が生れていて、普遍的な正しさをめぐった争いが起きる。しかしファシズム下では「正しい」かどうかは気にされず、それよりも「上下関係」のほうが優先される。「ドイツは全てのものの上にある」という言葉にはその意識が良くあらわれているよね。

※その他の枠組み

全体主義、権威主義、民主主義という区分を今見せたことになるが、東欧を説明する時には全体主義のなかで、「ポスト全体主義」という新しいカテゴリーが作られることもある。これは共産党の一党独裁は譲らない(政治的多元性は認めない)が、ある程度の経済的、社会的多元性を認めるという考え方である。

あとはもう一つ、スルタン体制と言う枠組みも。これは支配者への恐怖と、支配者に協力することへの報酬を利用して国内の体制化を図るものである。

参考文献は、リンス『全体主義体制と権威主義体制』になる。

2512 政治体制と経済体制

政治体制との関係でもう一つ述べておきたいのは、政治体制と経済体制との関係になる。

経済体制において考えなくてはならない、とくにヨーロッパで考える必要があることと言えばもちろん、資本主義対社会主義体制の対立であろう。だが政治体制についてはどうだろう。東側諸国は社会主義とくくればいいだろうが、それに対立するものとして自由民主主義「以外」にもカードがある。実は権威主義体制だって、社会主義への対抗馬としてあげられることにはお気づきだろうか?

社会主義の基本思想は、ある一定の理想の経済状態を前提として(経済的な平等など)、それを作るために必要な政治体制を構想するものになる。ここでは言ってみれば「政経一致」が基本的な枠組みとして前提とされている。しかしながら西側諸国では政経一致は別のもともと要求されているものではない。政治と経済はこのような西側の体制下ではもともと分離していて、経済に対していくら「介入」したところでそれは決して一定の理想状態を目的としたものではない。

このような前提の違いが、権威主義を社会主義と「逆サイド」に配置する。社会主義と権威主義はこの点でも別物なのである。では前提はこれくらいにして、実際に南欧のたどった道のりをみていこう。

2520 南欧における民主化

2521 歴史的位置

戦後の南欧には、大戦中からの権威主義的体制、強権的な軍事政権がはびこっていた。軍事政権の例としては 1967年のクーデター以降のギリシャなどがあげられる。

そのなかで民主化運動が始まったのは、まずポルトガルでのことだった。教科書にあるから詳しくは書かないけど、10年以上の期間をかけた激変であった。対してギリシャは4か月と言う短い期間で民主化。これは軍事政権のキプロス島侵略失敗という自滅要因もあってのことであった。

さて、そんななかで一番取り上げたいのが、スペインでの民主化である(スペインでは 1975 年のフランコの死以降に民主化が始まることになる)が、ここではまずこれらの民主化の「立ち位置」のほうを確認しておきたい。それからスペインについて述べます。

ポルトガル、ギリシャ、スペインでの民主化は、ハンチントンの「民主化の第三の波」論で取り上げられている。 これは要するに、上記の民主化をハンチントンのいう民主化の第三の波の「歴史的起点」だとするものである。 ※第一の波…19 世紀

※第二の波…第一次世界大戦後

1970年代半ばに始まった第三の民主化の波は南欧より、ラテンアメリカやアジアに移り、90年代には社会主義圏へ広がり、再びラテンアメリカ(メキシコの制度的革命党とか)へもどっていったというのがハンチントンの説。もちろんこれ「以降」も続いていく含みを失っていない。

ただしここで、中央アジアやロシアなどを見るに、非民主主義体制が必ずしも倒れたのちに「民主主義体制」に変わるかというと怪しい。おめでとう!▼非民主主義体制は 非民主主義体制2に しんかした!▼ということだってありうるように思えることは一応注意しておくけどね。

民主化オブ南欧は、こういった歴史的文脈のなかで取り上げられる。では一番大事なスペイン、いくぜ!

2522 スペイン

略史

1975 年 11 月 フランコ死去 ファンカルロスー世即位

1976年春 学生運動やストライキが活発に

1976年07月 スアレス(ナバーロ)が首相に

1976年12月 国民投票の承認によって「政治改革法※1」が成立

1977年06月 総選挙実施 民主中道連合(体制内改革派と穏健な改革勢力)が第一党、社会労働党が第二党に

1977 年 10 月 モンクロア協定※3

1977 年 10 月 恩赦法

1978 年 12 月 新憲法制定

1979年10月 バスクとカタルーニャ地方の自治憲章が住民投票で承認

1981年02月 軍の一部が議会を占拠するクーデター しかし失敗

1982 年 10 月 総選挙によって社会労働党に政権交代が行われる

1986 年 EC と NATO に加盟

- ※1…民主主義や法治国家の枠組み、基本的人権の尊重や国民主権、議会主義、そのための総選挙とその方法などを示した法律である。
- ※2…共産党が合法化とはすなわち「共産党すら」合法という意味。事実上これは「全政治団体の合法化」であり、労働組合、政党なども認められることになった。
- ※3…政府と主要政党間で、政治経済に関する新憲法制定だとか緊急経済対策(賃金抑制など)だとか重要事項決定の協定を結んだ。

2523 スペイン民主化の特徴

さて、ではここから上の略史を見ながらスペインの民主化の特徴をみていこう。

1)穏健

体制変動と言えば革命による民主化だとか逆に崩壊だとかイメージはいろいろだけれど、ここで特筆すべきは「移行 transition」の平和的、穏健的な進行である。南欧の体制変更は総じてこのような特徴がみられるのだが、スペインはなかでも最もこの傾向が顕著であった。

②合法

そしてこれと関係するが、フランコ「体制内の改革派」による合法的な改革が行われたというのも重要なポイントである。もちろん体制側のエリートだけではなく、反体制側も改革に加わったが決して急進的な勢力とはならず、あくまで穏健な反体制派が中心であった。「協定による移行」と言われることが多いが、モンクロワ協定の

締結に象徴されるように、非常に対話的、温和な形で、急進的でない勢力間(体制側の「<mark>現実派</mark>」と反体制側の「穏健派」)の交渉によってもたらされた体制変動と言えよう。

あまりに平和すぎてハンガリー、ポーランドなど東ヨーロッパのなかで共産主義、社会主義体制の崩壊の際にこの以降の仕方が真似されるほどであった。

③「移行期正義」の完全な放棄

これについては後で触れるので省略!

2524 平和的移行の要因

平和的移行が上記のように達成された要因の一つは、権威主義体制がまったく普遍のものでなくて、一定程度の 社会経済的な<mark>多元性を認める</mark>ものであったということだろう。<mark>部分的な自由主義</mark>(マルクス主義の書かれた大学 テキストなどは許されていた)だとか、民主主義を受け入れる枠組みが少しだけどできていたんだよね。

そして 70 年代には社会党・共産党も結成されるなど、勢力的にも多元性が出てきていた。さらには経済成長のなかで都市化が進み、民主主義の土壌たる知識層の育成が進みつつあったというのもある。

政策的にも、この一連な政治改革は決してフランコ体制から断絶するものではなかった。人的な面では行政官僚が非政治的、中立的な存在になっていた(だから「<mark>公職追放</mark>」なんていらなかった)のも大きい。実際に体制を「変えた」あとに国を安定的に動かせる人材が残っていたのである。制度的な面でもフランコ議会内で改革が始まっていた。

また、この移行のプロセスは、実際には急進派を排した形で主要な政治勢力の「交渉」で行われたと先にいったが、逆に言えば<mark>非開放的</mark>に穏健な奴らだけで行ったということも出来る。だからこそ反対もなく、安定した形で進んで行く。

※ここで主要な勢力なのに参加しなかった例外的な連中を少し挙げておく。

軍…文民政権下ではでばらない。国家の一体性の体現者であり、反党派だったため交渉には基本的に不干渉を 貫く。こいつらにはプロ意識があり、敗北経験がないのでプライドも高く、職分を犯されない限りは民主 政治には不介入の姿勢をとっていた。プロは依頼に従うまでだ!的な。ゴルゴ 13 みたいな感じ。

バスク…憲法案には棄権、さらにETAにはあいまいな態度を取る。

あとは全国選挙が地方選挙に先行し、スペインでは<mark>民族問題</mark>が表面化しなかったと言うのも以降の安定を安定的なものとしたように思える。

そんななかで 1977 年には独裁と国際的孤立からの脱却のシンボルとして、**EC**への加盟申請をするわけだが、ここで最後に一つだけ述べておきたい大きな要因として「<mark>忘却の協定</mark>」の理念というものがある。

この忘却の協定を体現したのは<mark>恩赦法</mark>である。恩赦法とは、あらゆるフランコ体制下での政治犯を恩赦するだけでなく、あらゆる政治犯<mark>追及側</mark>(検察や警察の違法捜査・訴追、それに関しての思想警察的活動や公安の人権侵害)の犯罪も追求しないというものであった。

ここで描かれているのは、「<mark>移行期正義</mark>」というものの完全な放棄であろう。スペインの真似してたポーランドなどもここまでは真似できなかった。

通常は非民主主義体制から脱却する場合、過去に行われた人権侵害だとかの負の遺産を取り除くために社会的な取り組みを行うものであった。これを移行期正義とか言ったりするのだが、ご存知の通りこれには様々なやり方がある。東京裁判に代表される裁判だとか公職追放だとかね。最近では南アフリカ共和国では和解のための「真実和解委員会」の創設などがあげられる。

しかしこういったことがスペインでは一切行われなかった。これは内戦からくる記憶が移行期によみがえり穏健 な移行を妨げることへの恐怖や危機感があったからであった。

しかもこれ結構徹底してる。内戦時代の犠牲者の調査や身元確認の裁判も当然起こされるのだが、それを裁判官が認めたところ最高裁長官が「てめえにそんな権限無いから」とクギを指されただけでなく、右翼団体から「恩赦法違反」だと言われ、さらには現在恩赦法違反の裁判にかけられている。

もちろんこれも問題はある気もするのだけど、こうした考え方を貫いた結果、安定した民主化が実現したのも事実なんですよね。

というわけで南欧まで一応だけど見れました。まあこんなところで終わりですが、ざっとヨーロッパの政治を確認してきました。大変だろうけどテスト頑張ってね!ではこの講義はおしまいです!

000 おまけ

010 過去問

011 放送大学の過去問

論述問題です。放送大学で教授してる人なので、放送大学の過去問を探してきました。まあ参考までに。2010 年度のものです。放送大学バージョンは解答字数が各 400 字以内だった。

◎その1

- 問① 19世紀における自由主義と、当時のブルジョワ層が目指した、政治、経済、社会について説明せよ。
- ユーロ導入までのドイツが実際にとった姿勢について説明せよ。その際、ユーロは、マーストリヒト条約 によって導入が決定されたことに注意せよ。

◎その2

- 問① 19世紀のイギリス・フランス・ドイツの普通選挙制について、制度の拡充の違いが分かるよう書け。
- 問② 1970~80 年代に環境保護政党が台頭した条件を、緑の党を例に挙げながら論ぜよ。

のその3

- 問① 19世紀の自由主義が民主化に対して示した姿勢を具体事例を挙げながら説明せよ。
- 問② 1950年代の欧州統合の動きのなかで小国の果たした役割を説明せよ。

◎その4

- 問① EECとECSCの構造に注意して違いを述べなさい。
- 問② 民主主義における第一次世界大戦の意義を述べよ。
- 023 過去問(2012年度冬学期)
- ◎以下の二つの設問に答えなさい(どちらの設問から解答してもよい)。
- (1) ヨーロッパの 19 世紀は、自由主義の全盛期であると同時に、ある時期以降にはその後退の傾向もみられた 時代であった。この歴史的経緯を、いくつかの視点を設定しながら、できるだけ具体的に論じなさい。
- (Ⅱ)いわゆる「繁栄の30年」期の西ヨーロッパの多くの国々では、民主政治の安定と高度の経済成長が達成さ れた。この成果の実現に対して、第一次世界大戦の戦後の経験と第二次世界大戦の戦後の経験はそれぞれどの ような貢献をなしたか。両者の関係に留意しながら、できるだけ具体的に論じなさい。

まあ答える時にはたぶん注意書きがヒントになる。(I)なら「両者 の関係に留意」しろってわざわざ言ってくれているわけだけど、ま あ両者(この問いだと、二つの戦後)がお互いに関係していることは 絶対おさえないとダメだよね。

例えば戦後の経済発展の基礎となったネオコーポラティズム的な 体制が出来たのは、WW1 後の政治と企業との密着(by 戦時動員) と、WW2後にかけて出来たいわゆる「妥協の文化」(ファシズム と闘うため)での労使の和解が合わさった結果だし、民主主義が安 定したのも WW1 後に政治参加の主体が拡大(女性とかね)して、 WW2後に極左極右が崩壊、中道勢力が台頭したのが結合してのこ と。他にもいろいろ言えると思うけど、とにかくありがたい注意書 きに教官の問題意識を読み取り、それに合わせて書くのがいいんじ ゃないかな。



じゃあまあヨロ政のノートは以上になります。お疲れ様でした! じゃ あ 頑張ってください。 もっとも難しい 終わり

てめーらもよく学習して試験に臨めよ!! ことは自分を乗り越えることですから。